

---

高石市子ども・  
子育て支援  
事業計画

---

平成27年3月

---

高石市

---



# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の性格と位置づけ	2
3 計画の対象	4
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	5
6 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要	5

## 第2章 高石市の子どもと家庭を取り巻く現状と課題

1 人口や世帯の動向	9
(1) 人口の推移	9
(2) 子ども人口の推移	12
(3) 就労状況	14
(4) 世帯の動向	16
2 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果の概要	19
3 次世代育成支援行動計画（後期）における取組と課題	32
(1) 特定事業の目標事業量の達成状況	32
(2) 次世代育成支援行動計画（後期）施策・事業の実施状況	33
4 新たな計画策定にあたっての主要な課題	38

## 第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	39
2 計画の基本目標	40
3 施策の体系	42

## 第4章 施策の展開

基本目標1 子どもの成長と自立を支えるまち	43
基本施策(1) 乳幼児期の教育・保育事業の充実	43
基本施策(2) 学校教育の充実	44
基本施策(3) 多様な交流・体験機会の提供	47
基本施策(4) 児童の健全育成	48
基本施策(5) 家庭や地域の教育力の向上	49
基本目標2 親と子の健康を守るまち	51
基本施策(1) 親と子の健康確保	51
基本施策(2) 思春期保健対策の充実	52
基本施策(3) 小児救急医療体制の充実	53

基本目標3 配慮を必要とする子どもと家庭を支えるまち	54
基本施策(1) 児童虐待防止対策等の充実	54
基本施策(2) ひとり親家庭の自立支援の推進	55
基本施策(3) 障がい児施策の充実	56
基本施策(4) 心の問題を抱える子ども等への支援	57
基本目標4 子育てと仕事、地域生活を支えるまち	59
基本施策(1) 多様な保育ニーズへの対応	59
基本施策(2) 地域子ども・子育て支援事業の充実	61
基本施策(3) 地域における子育て支援ネットワークづくり	62
基本施策(4) 子育てを大切にする職場環境づくり	63
基本目標5 親も子ども安全・安心に暮らせるまち	65
基本施策(1) 快適なまちづくりの整備	65
基本施策(2) 交通安全教育の推進	66
基本施策(3) 防犯・防災対策の推進	67

## 第5章 事業の見込量と確保方策

1 事業の見込みについて	68
2 将来の子ども人口	69
3 教育・保育提供区域の設定	73
4 乳幼児期の教育・保育の見込量と確保方策	76
5 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策	79

## 第6章 計画の推進

1 計画の推進体制	90
2 計画の進行管理	90

## 資料編

1 計画の策定経過	91
2 高石市子ども・子育て会議条例	92
3 高石市子ども・子育て会議委員名簿	94
4 用語の説明	95

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と目的

高石市では、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない。」という次世代育成支援対策推進法の第3条（基本理念）に基づき、平成22年3月に「高石市次世代育成支援行動計画（後期）」を策定しました。

全国的に人口減少社会を迎えている中で、高石市でも緩やかに人口減少が進んでいます。また、女性の就労ニーズの高まりの中で、保育所の利用ニーズが増加しています。

国においては、急速な少子化の進行や待機児童の増加、子育ての孤立感と負担感の増加、幼児期の質の高い教育ニーズの高まりなどの子育てをめぐる環境の変化に対応するため、平成24年8月に、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定され、この関連3法に基づき、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度（子ども・子育て支援新制度）が、平成27年度から施行されることになりました。

また、次世代育成支援対策推進法については、平成17年度から26年度までの10年間の時限立法として成立しましたが、その後、合計特殊出生率は持ち直しがみられるものの、出生数自体は依然として減少傾向が続いており、社会全体への「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の普及啓発、女性が就労の場で活躍できる取組の促進、企業の仕事と子育ての両立のための環境整備などを、より一層推進することが必要となっています。このような状況から、次世代育成支援対策推進法を延長・強化するため、法律の有効期限を平成36年度末まで10年間延長することや、事業主の特例認定制度の創設などを盛り込んだ次世代育成支援対策推進法の一部改正が行われました。同時に、母子寡婦法（母子及び寡婦福祉法）、児童扶養手当法の一部改正（これら3つの改正法は平成26年4月23日公布）が行われ、法律名も「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（平成26年10月1日より）となり、母子家庭及び父子家庭に対する支援施策の充実を図ることになりました。

新たに制定された子ども・子育て支援法により、都道府県及び市町村においては、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられました。

これに伴い、平成26年度末で計画期間が完了する次世代育成支援対策地域行動計画は、改正次世代育成支援対策推進法に基づき、法定計画（策定は義務）から各自治体の努力規定（策定は任意）に変更されました。

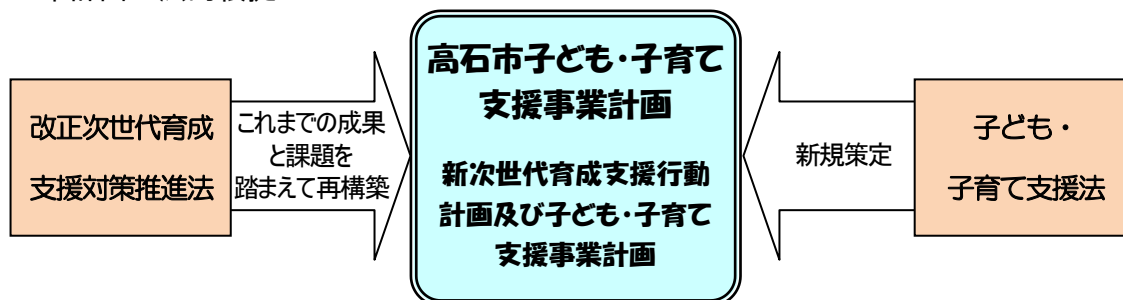
高石市においては、「次世代育成支援行動計画（後期）」のこれまでの取組と課題を踏まえるとともに、質の高い就学前の子どもの教育・保育の総合的な提供をはじめ、すべての子どもと子育て家庭への支援のための計画となるよう、「高石市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定しました。

## 2 計画の性格と位置づけ

### ① 計画の法的根拠

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項\*に定める市町村計画であり、「改正次世代育成支援対策推進法」第8条第1項\*において、市町村の努力義務として定められている「市町村行動計画（次世代育成支援対策行動計画）」を一体的なものとして策定しています。

#### ■本計画の法的根拠



#### ■参考／子ども・子育て支援法の市町村計画について

##### 「子ども・子育て支援法」第61条第1項

市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

#### ■参考／改正次世代育成支援対策推進法の市町村行動計画について

##### 「改正次世代育成支援対策推進法」第8条第1項

市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

### ② 計画の構成

本計画は、第1章から第6章と資料編とで構成されています。

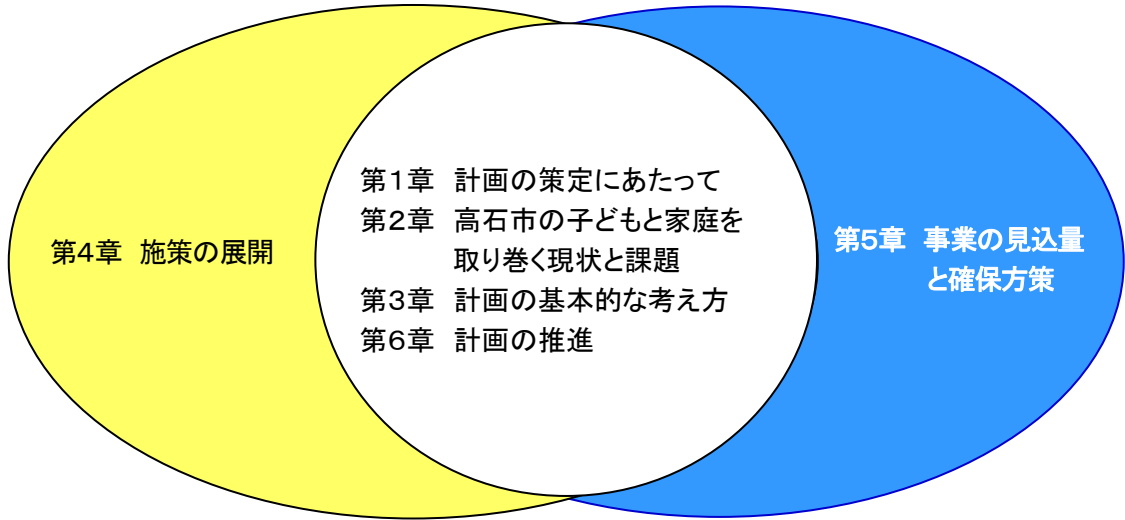
第1章から第3章は、総論的な部分で、第3章は第2章の高石市の子どもと家庭を取り巻く現状と課題を受けて、次世代育成支援行動計画と子ども・子育て支援事業計画とを一体的に進めるための基本的な考え方を記載しています。

第4章から第6章は、各論部分で、第4章は子ども・子育て支援の総合的な施策の展開を記載する、次世代育成支援行動計画、母子家庭等自立促進計画部分にあたります。

第5章は就学前の子どもが必要な教育・保育や地域子ども・子育て支援事業についての見込量と確保方策を記載する、子ども・子育て支援事業計画部分にあたります。

第6章は、第4章及び第5章を計画的・効果的に進めていくための推進体制や進行管理について記載しています。

■計画の構成

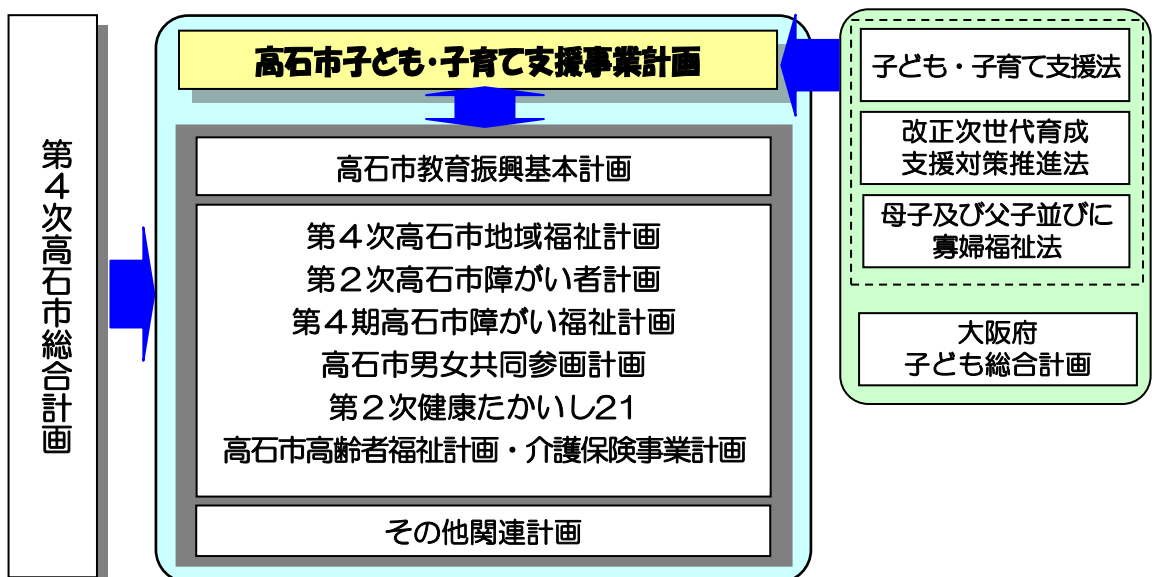


③ 計画の位置づけ

本計画は、高石市の上位計画である「第4次高石市総合計画」の部門別個別計画として位置づけられます。

また、本計画は、子ども・子育て支援法をはじめとする関連の法律や大阪府の「子ども総合計画」とともに、高石市の関連する個別計画と整合・調和を図りながら策定しています。

■計画の位置づけ



#### ④ 計画の性格

本計画は、子育て家庭に対する支援の総合的な取組の基本的方向と、就学前の子どもの教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の具体的な取組を示すものであり、市民をはじめ、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、企業、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子育て家庭に対する支援に取り組むための指針となるものです。

### 3 計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね18歳までの子どもとその家庭とします。

また、子育て支援等を行政と連携・協力して行っていただく、関係機関、企業、地域住民、関係団体等も対象になります。

#### ■参考／子ども・子育て支援法の「子ども」の定義

##### 「子ども・子育て支援法」第6条

この法律において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

### 4 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。ただし、子ども人口の推移や事業の進捗状況等により、計画期間内の平成29年度に一部事業を見直す予定です。

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
高石市次世代育成支援行動計画(後期)					高石市子ども・子育て支援事業計画 (必要に応じ見直し)				
							見直し		



## 5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、高石市子ども・子育て会議条例を制定し、「高石市子ども・子育て会議」を設置し、計画関連事項について審議を行いました。

また、就学前子ども保護者及び小学生保護者を対象に、子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施し、その結果について事業の見込量算出の基礎とするなど、計画策定に反映しました。

さらに、本計画に対する市民の意見を募集するため、パブリックコメントを実施しました。

## 6 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

### ① 新制度の主なポイント

子ども・子育て支援新制度は、就学前の子どもの教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された3つの法律（子ども・子育て関連3法（平成24年8月22日公布））に基づく新たな制度であり、平成27年度（平成27年4月）から施行されます。

#### ■子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（上記2法に伴う児童福祉法ほかの改正）

この制度の主なポイントは、次のとおりです。

#### ●認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善など）

⇒幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ

⇒認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化 など

#### ●認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育などへの給付（「地域型保育給付」）の創設

⇒地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、地域のニーズに応じた保育機能の確保に対応

#### ●地域の子ども・子育て支援の充実

⇒利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」の充実

## ② 新制度でめざすこと

この制度がめざすことは、次のとおりです。

### ◆質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供できる仕組みづくり

- \* 認定こども園の一層の普及
- \* 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付の創設
- \* 認定こども園、幼稚園、保育所、放課後児童クラブをはじめ、教育・保育・子育て支援に携わる職員の体制強化

### ◆都市部を中心とした待機児童の解消

- \* 市町村が地域の状況を踏まえながら、自治体は認定こども園、幼稚園、保育所とともに、小規模保育や保育ママなども活用して、一定の基準を満たせば認可する仕組みとすることにより、質を確保しながら、保育等を量的に拡大
- \* 地域のニーズを踏まえた市町村による計画的な整備

### ◆地域の保育・子育て支援の充実

- \* 親子で相談や交流などができる地域の拠点整備
- \* 子育て支援メニューの充実

## ③ 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の概要

市町村は「1 子ども・子育て支援給付」と「2 地域子ども・子育て支援事業」を実施します。

### 1 子ども・子育て支援給付（3つの給付）

種類	対象事業
(ア) 施設型給付（※）	幼稚園、保育所、認定こども園
(イ) 地域型保育給付（※）	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
(ウ) 児童手当	—

※ 保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）した上で給付します。認定区分は次表のとおりです（子ども・子育て支援法第19条）。

区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3～5歳	なし（学校教育）	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	あり（保育認定）	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	あり（保育認定）	保育所、認定こども園、地域型保育

### 2 地域子ども・子育て支援事業（13事業）

- |                              |                                                    |
|------------------------------|----------------------------------------------------|
| ① 利用者支援に関する事業                | ⑧ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 |
| ② 時間外（延長）保育事業                | ⑨ 地域子育て支援拠点事業                                      |
| ③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業           | ⑩ 一時預かり事業                                          |
| ④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 | ⑪ 病児・病後児保育事業                                       |
| ⑤ 放課後児童健全育成事業                | ⑫ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）                   |
| ⑥ 子育て短期支援事業                  | ⑬ 妊婦に対して健康診査を実施する事業                                |
| ⑦ 乳児家庭全戸訪問事業                 |                                                    |

## ④ 市町村子ども・子育て支援事業計画の記載規定

事業計画に記載する事項は、子ども・子育て支援法において「必須記載事項」と「任意記載事項」が規定されています（子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項）。

本計画では、「必須記載事項」及び「任意記載事項」をともに定めます。

## ■必須記載事項

項目	内容
(1) 教育・保育提供区域の設定	教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容、各教育・保育提供区域の状況等を定めること。
(2) 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<p><b>1 各年度における教育・保育の量の見込み</b> 各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込み（満3歳未満の子どもについては保育利用率を含む。）を定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p> <p><b>2 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期</b> 認定区分ごと、及び特定教育・保育施設（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む）又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。</p>
(3) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<p><b>1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み</b> 各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p> <p><b>2 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期</b> 地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。</p>
(4) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定めること。

## ■任意記載事項

項目	内容
(1) 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等	市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等を記載すること。
(2) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項	育児休業満了時（原則1歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の計画的な整備等、各市町村の実情に応じた施策を定めること。

項 目	内 容
(3) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項	児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を定めること。
(4) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
(5) 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期	市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期を定めること。
(6) 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間	市町村子ども・子育て支援事業計画の期間（5年間）を定めること。
(7) 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価	各年度における市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

## 第2章 高石市の子どもと家庭を取り巻く現状と課題

### 1 人口や世帯の動向

#### (1) 人口の推移

##### ① 総人口及び年齢3区分別人口の推移

高石市の平成2年以降の人口の推移を国勢調査で見ると、平成2年の65,086人が平成22年には59,572人となり、20年間で5,514人（年間平均約275人）の減少となっています。

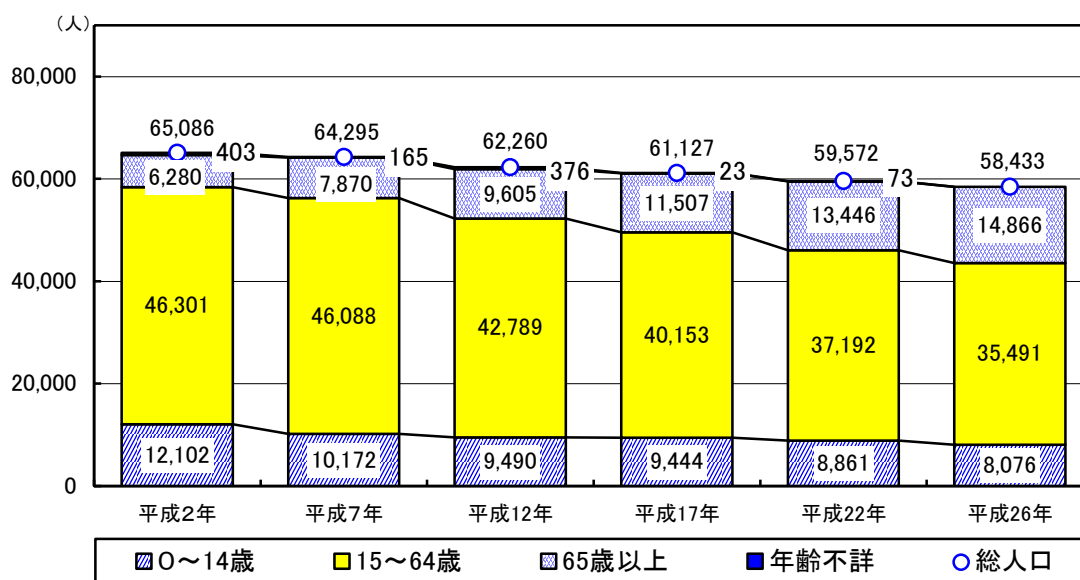
また、住民基本台帳（外国人登録含む）による平成26年10月1日現在の人口は、58,433人となっています。

総人口を年齢3区分別にみると、平成2年以降、年少人口である0～14歳は年間平均約160人の減少、生産年齢人口である15～64歳は年間平均約460人の減少を続け、平成22年には0～14歳が8,861人、15～64歳が37,192人となっています。

一方、65歳以上の高齢者人口は、平成2年の6,280人が平成22年には13,446人となり、およそ2.1倍となっています。

また、住民基本台帳（外国人登録含む）による平成26年10月1日現在の年齢3区分別人口は、0～14歳が8,076人、15～64歳が35,491人、65歳以上は14,866人となっています。

##### ■ 総人口の推移

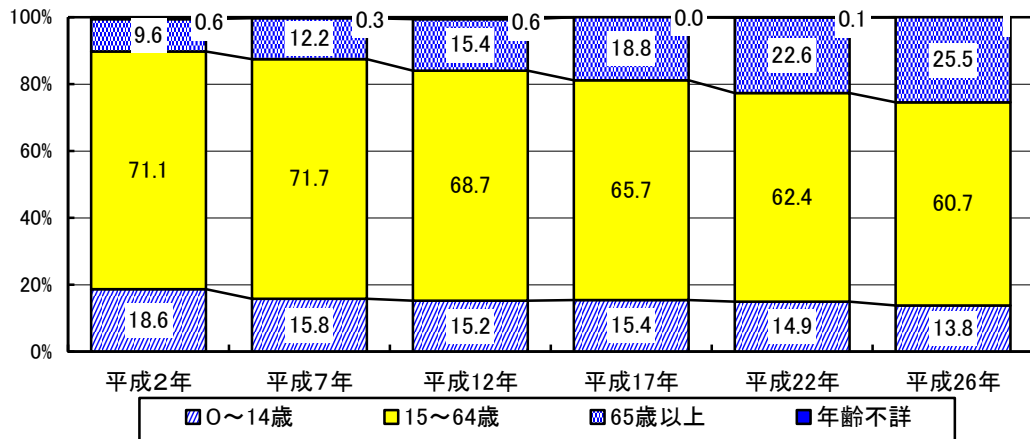


資料：平成22年までは国勢調査（各年10月1日）、平成26年は住民基本台帳（外国人を含む）（10月1日現在）

年齢3区分別人口を構成比の推移で見ると、0～14歳は平成12年まで低下していましたが、平成17年に一旦上昇し、平成22年に再び低下し14.9%となっています。15～64歳は平成7年に若干上昇し、以降は低下を続け、平成22年には62.4%となっています。65歳以上は上昇を続け、平成12年には0～14歳と同程度に、平成22年には22.6%となり、少子高齢化が進行しています。

また、住民基本台帳による平成26年の構成比では、0～14歳は13.8%、15～64歳は60.7%、65歳以上は25.5%となっています。

### ■年齢3区分別人口構成の推移

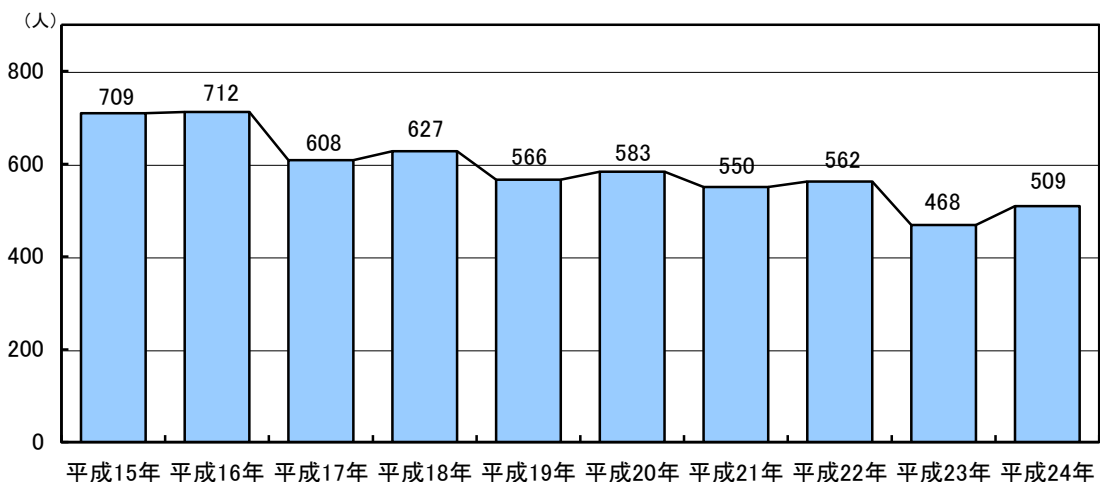


資料：平成22年までは国勢調査(各年10月1日)、平成26年は住民基本台帳(外国人を含む)(10月1日現在)

## ② 出生の動向

出生数は、平成16年までは700人台が、平成17年・18年は600人台に減少し、平成19年以降は500人台で推移し、平成23年には400人台に減少しましたが、平成24年は509人と増加しました。

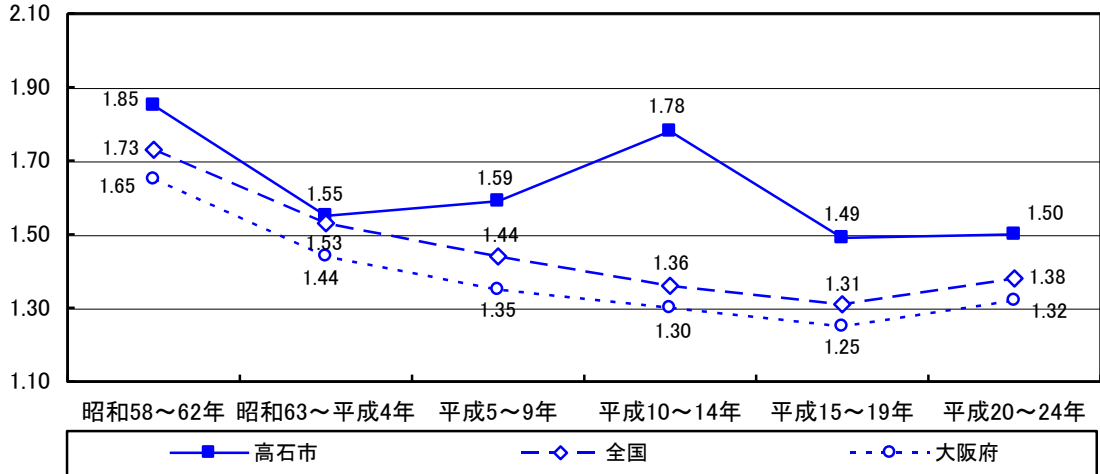
### ■出生数の推移



資料：大阪府人口動態統計

出生数は減少傾向にあります。高石市の合計特殊出生率は、全国及び大阪府を上回って推移しています。しかし、平成15～19年値から平成20～24年値の上昇率は、全国及び大阪府よりも低い状況となっています。

■合計特殊出生率の推移



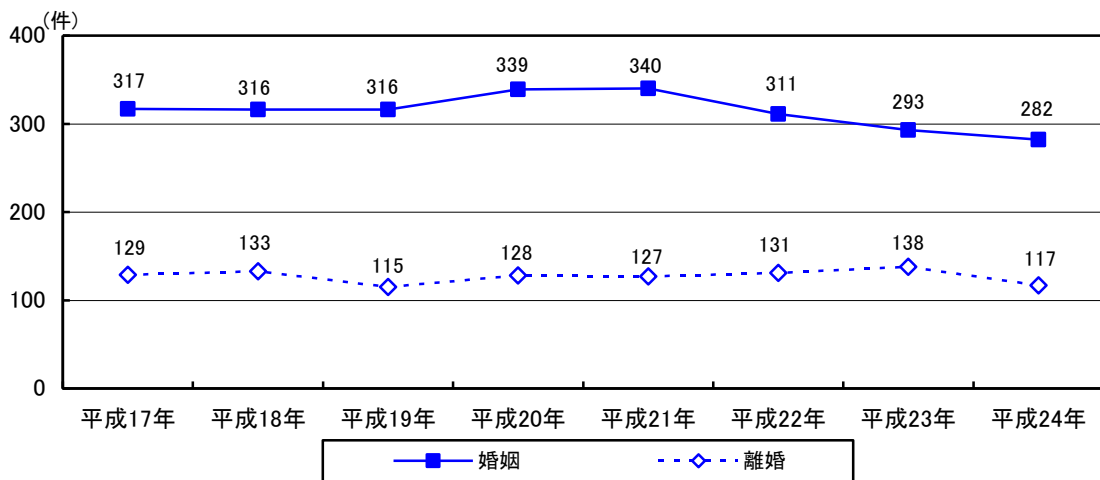
資料：厚生労働省「人口動態統計特殊報告」

③ 婚姻・離婚の動向

婚姻件数は300件台で推移し、平成20・21年は若干増加しましたが、平成22年以降減少傾向となり、平成23年には300件を割り、平成24年は282件となっています。

一方、離婚件数は、平成19年には減少したものの、その後は130件前後で横ばいとなり、平成23年には138件と増加したものの、平成24年には117件と大きく減少しています。

■婚姻・離婚数の推移



資料：大阪府人口動態統計

## (2) 子ども人口の推移

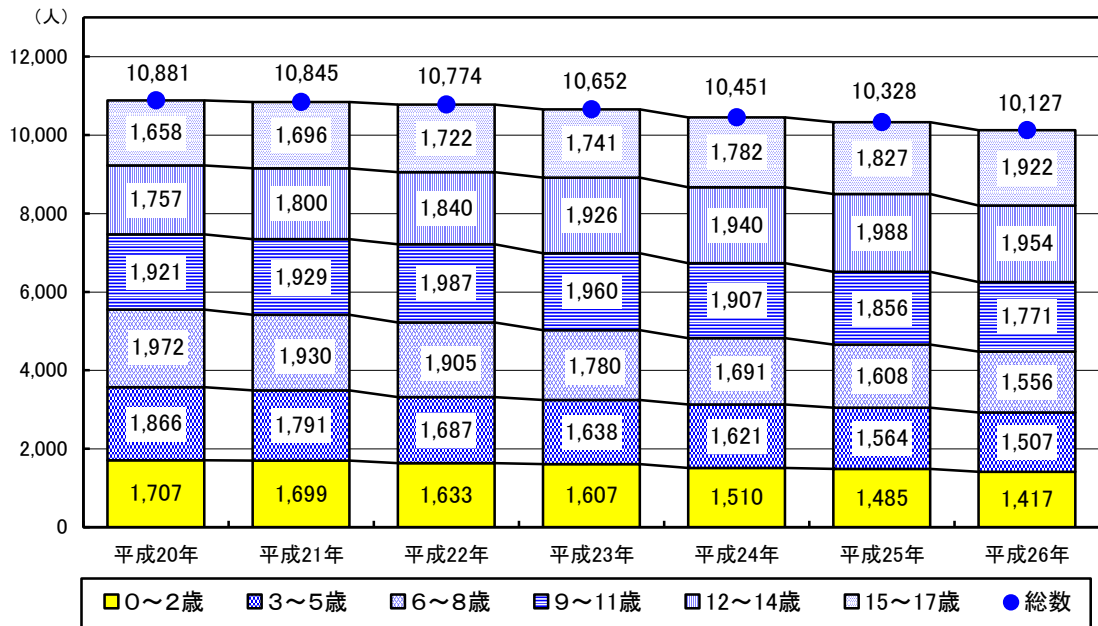
### ① 子ども人口総数の推移

住民基本台帳により、平成20年以降の18歳未満の子ども人口の推移をみると、年間平均130人程度の減少を続け、平成26年4月1日現在では10,127人となっています。

そのうち、0～2歳及び3～5歳の乳幼児、6～8歳の小学校低学年は減少を続けていますが、9～11歳の小学校高学年は平成22年をピークに減少し、12～14歳の中学生は平成25年まで増加し、平成26年に減少に転じました。また、15～17歳は、増加を続け、平成26年が最も多くなっています。

平成26年における年齢層別の構成比は、12～14歳が19.3%で最も多く、次いで、15～17歳が19.0%、9～11歳が17.5%、6～8歳が15.4%、3～5歳が14.9%、0～2歳が14.0%で最も少なくなっています。

#### ■ 子ども人口の推移



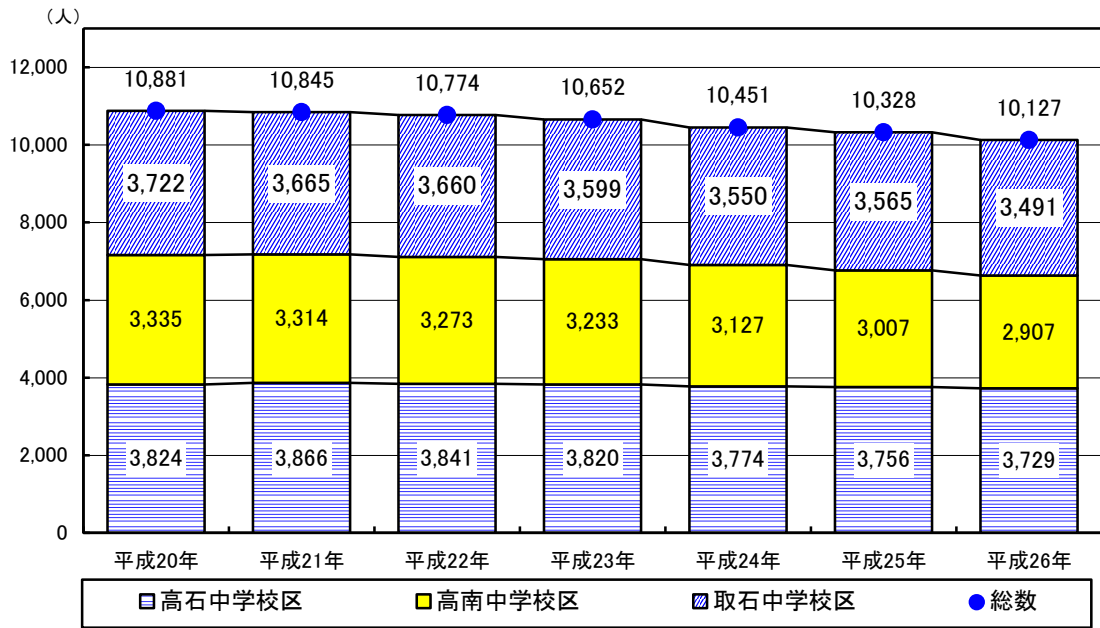
資料:各年住民基本台帳人口(外国人を含む)で、4月1日現在

平成20年以降の子ども人口の中学校区別の推移では、高石中学校区は平成21年をピークに減少を続け、高南中学校区は減少を続け、取石中学校区は若干増減があるものの減少傾向にあります。

平成26年の中学校区別の構成では、高石中学校区が36.8%で最も多く、次いで取石中学校区が34.5%、高南中学校区が28.7%となっています。



■中学校区別 子ども人口の推移



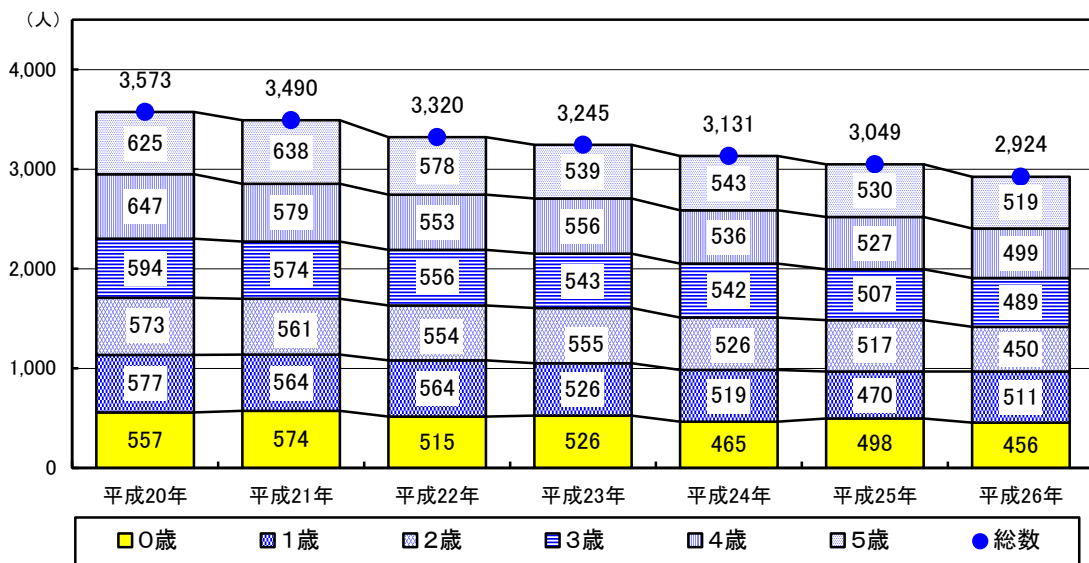
資料：各年住民基本台帳人口(外国人を含む)で、4月1日現在

子ども人口のうち、就学前の0～5歳の人口を各年齢別にみると、総数は年間平均108人程度減少し、平成26年には2,924人と3,000人を割りました。

0歳は、毎年増減しながらも減少傾向にあり、その他の年齢も横ばい又は若干の増減があるもののおおむね減少傾向にあります。

平成26年の年齢構成では、0歳が456人、総数の15.6%、1歳が511人、17.5%、2歳が450人、15.4%、3歳が489人、16.7%、4歳が499人、17.1%、5歳が519人、17.7%となっていて、3歳～5歳が多く、0歳～2歳が少なくなっていて、少子化の傾向を示しています。

■就学前人口の推移



資料：各年住民基本台帳人口(外国人を含む)で、4月1日現在

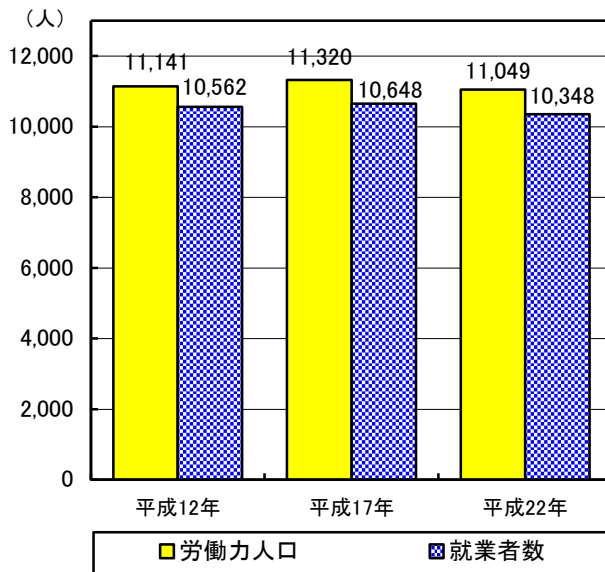
### (3) 就労状況

#### ① 女性の労働力人口・就業者数の推移

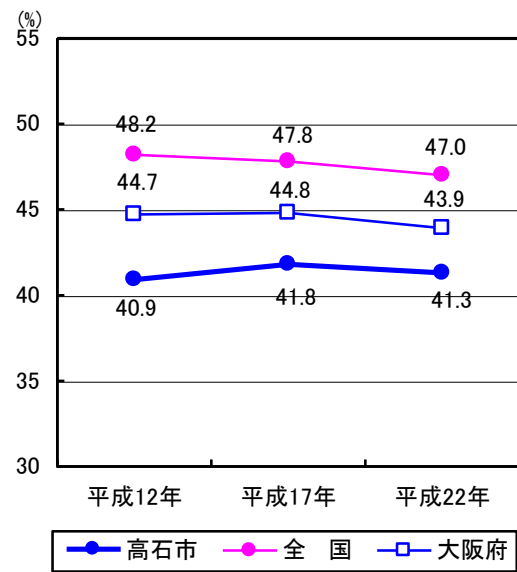
平成12年以降の女性の労働力人口及び就業者数の推移を国勢調査でみると、どちらもほぼ横ばいとなっていて、平成22年には労働力人口が11,049人、就業者数が10,348人となっています。

また、15歳以上人口に占める労働力人口の割合（労働力率）は、平成17年に一旦上昇しましたが、平成22年には若干低下し41.3%となっています。高石市の労働力率は、全国や大阪府より低く推移しています。

■女性の労働力人口・就業者数の推移



■女性の労働力率の推移



資料:各年国勢調査(10月1日現在)

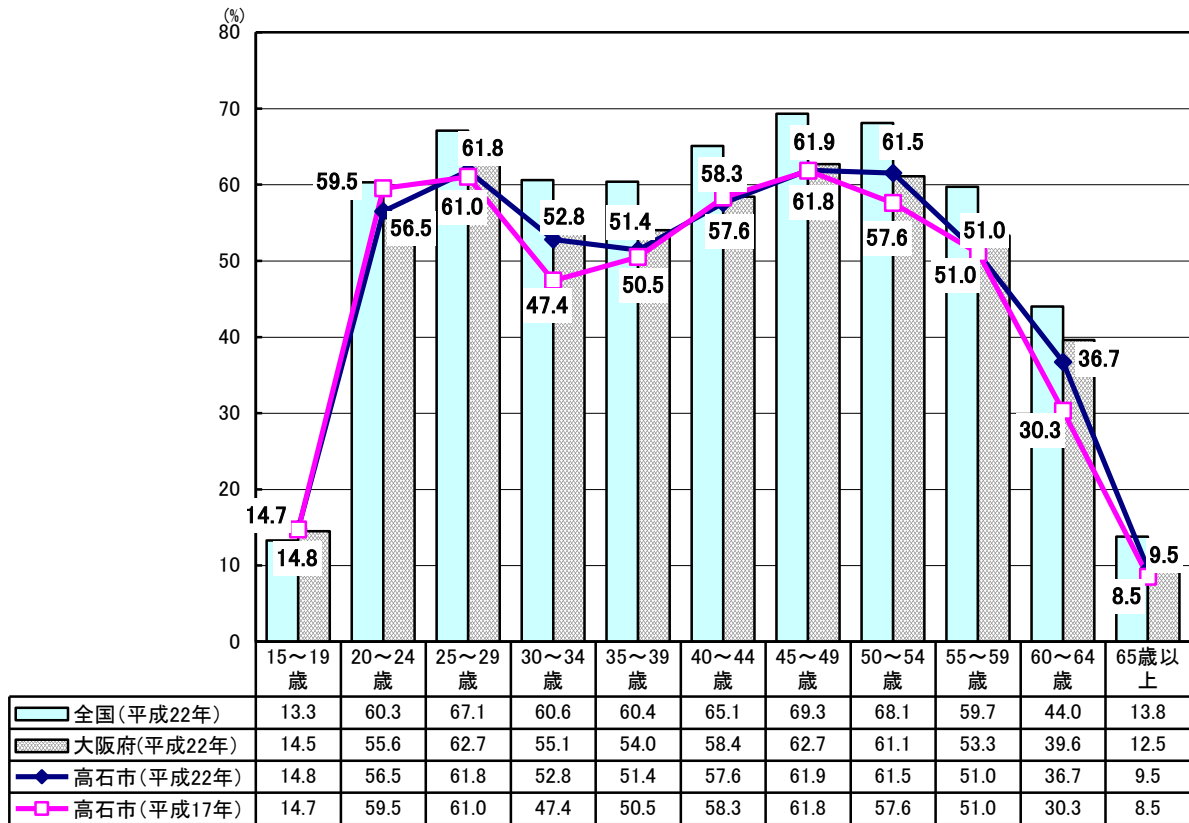
注)労働力率=(労働力人口/15歳以上人口)×100

#### ② 女性の年齢5歳階級別就業率の推移

女性の年齢5歳階級別就業率について、高石市における平成17年と22年を比べると、25～29歳をはじめ、30～34歳、35～39歳、50～54歳、60～64歳、65歳以上の各年齢層で上昇しています。特に乳幼児の子育て世代である30～34歳は5.4ポイントの上昇となり、M字カーブの谷が上がってきています。

一方で、全国及び大阪府と比較すると、15～19歳を除く年齢階級において、就業率は低くなっています。

■女性の年齢5歳階級別 就業率



資料: 国勢調査

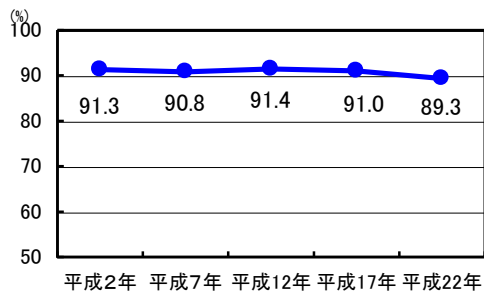
③ 昼間人口と就業者の流出入先

高石市の常住人口に対する昼間の人口率は、おおむね91%程度で推移してきましたが、平成22年には89.3%と若干低下しました。

平成22年の就業者の流入先は、堺市が第1位で3,125人、第2位が和泉市、第3位が泉大津市、第4位が岸和田市、第5位が大阪市となっています。

一方、就業者の流出先は、大阪市が第1位で6,107人、第2位が堺市、第3位が泉大津市、第4位が和泉市、第5位が岸和田市で、順位は違いますが流入先と同じ市が上位を占めます。

■昼間人口率の推移



資料: 各年国勢調査

注) 昼間人口率 = 昼間人口 / 夜間人口 (常住人口)

■就業者の流出入人口トップ5 (平成22年)

	流入		流出	
第1位	堺市	3,125人	大阪市	6,107人
第2位	和泉市	1,949人	堺市	5,195人
第3位	泉大津市	1,526人	泉大津市	1,105人
第4位	岸和田市	1,096人	和泉市	803人
第5位	大阪市	677人	岸和田市	642人
総数		11,064人		17,292人

資料: 国勢調査

## (4) 世帯の動向

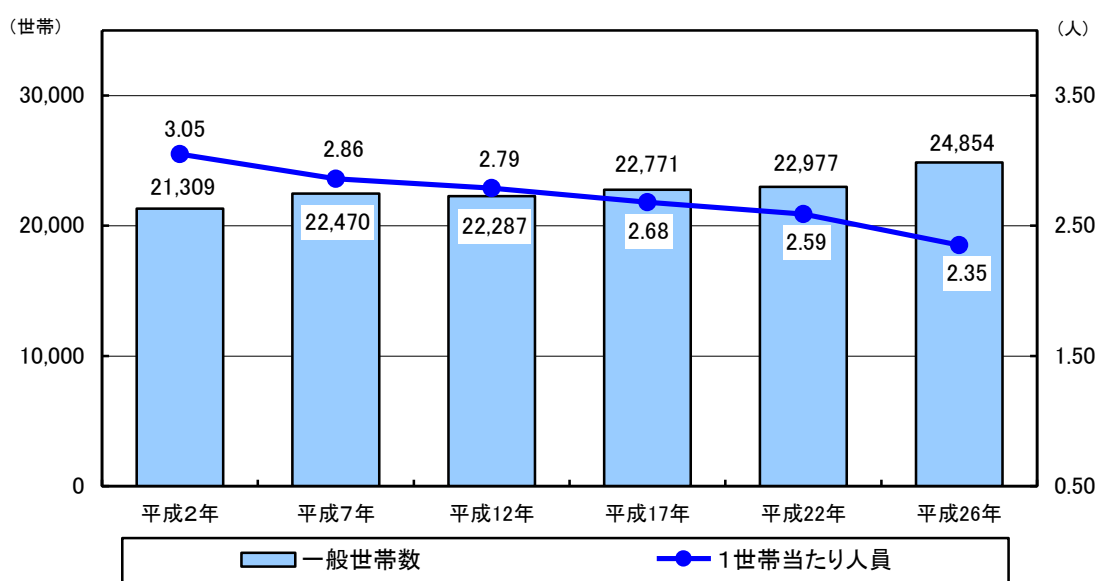
### ① 世帯数の推移

高石市の平成2年以降の一般世帯数の推移を国勢調査で見ると、平成12年に若干減少しましたが、その後再び増加を続け、平成22年には22,977世帯となっています。

また、住民基本台帳による平成26年10月1日現在の世帯数は24,854世帯となっています。

人口が減少している一方で世帯数が増加傾向にあるため、1世帯当たり人員は、平成2年の3.05人が、平成7年には2.86人と3人を割り、平成22年には2.59人となっています。また、平成26年は2.35人となり、世帯規模の縮小が一層進んでいます。

#### ■世帯数の推移



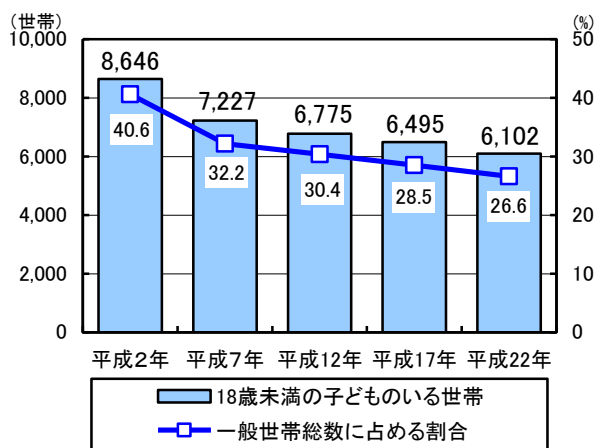
資料：平成22年までは国勢調査(各年10月1日)、平成26年は住民基本台帳(外国人を含む)(10月1日現在)

### ② 子どものいる世帯の推移

国勢調査から、平成2年以降の18歳未満の親族のいる世帯数の推移をみると、18歳未満の親族のいる一般世帯総数は、全世帯総数と異なり減少を続け、平成22年には6,102世帯となっています。

また、一般世帯総数に占める割合も平成2年の40.6%が、平成22年には26.6%と低下しています。

#### ■18歳未満の親族のいる世帯家族類型の推移

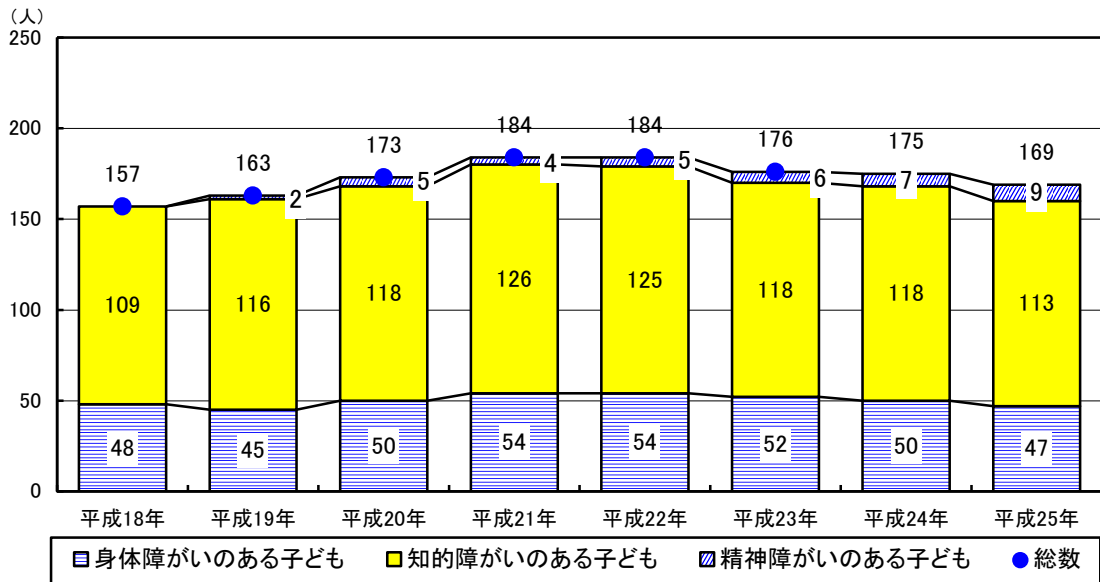


資料：各年国勢調査

### ③ 障がいのある子どもの推移

身体障害者手帳及び療育手帳、精神障害者手帳の交付状況から、身体・知的・精神障がいのある子ども（18歳未満）の推移をみると、平成23年以降はわずかながら減少しています。平成25年の全児童に占める割合は、1.6%となっています。

#### ■障がいのある子どもの推移



資料：高齢介護・障害福祉課調べ（各年10月1日現在）  
注）障がいのある子どもは、それぞれ障害者手帳所持者数

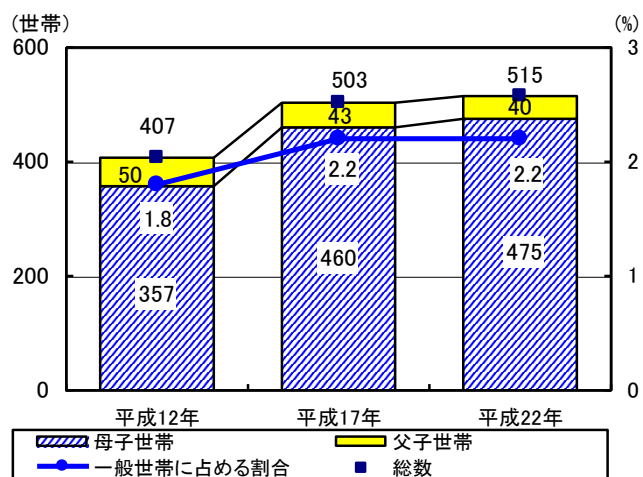
### ④ ひとり親世帯数の推移

国勢調査からひとり親世帯の推移をみると、平成12年の407世帯が平成22年には515世帯と増加しています。その内訳をみると、母子世帯の増加が大きく、平成22年には全体の92.2%を占めます。

なお、平成22年は祖父母等他の世帯員を含めた数値を公表していますが、それによると母子世帯は601世帯、父子世帯は84世帯、合計685世帯となっています。

また、ひとり親世帯の一般世帯総数に占める割合は、平成12年の1.8%が、平成17年及び22年には2.2%と上昇しています。平成22年の大阪府の水準は1.9%、全国水準は1.6%となっていて、高石市は大阪府及び全国水準より高くなっています。

#### ■ひとり親世帯の推移



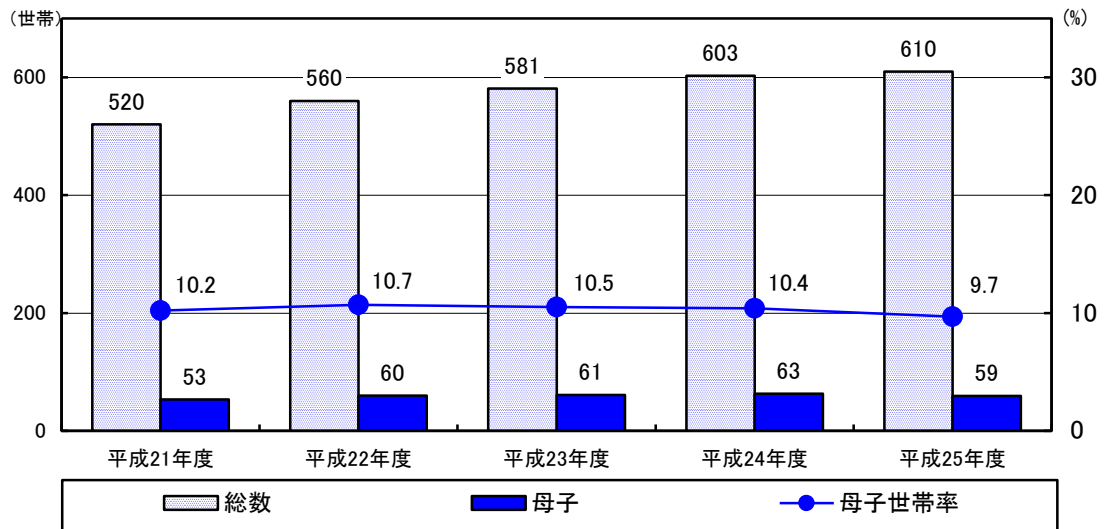
注）国勢調査では、平成2年以降のひとり親世帯は、未婚、死別又は離別の女親（あるいは男親）と、その未婚の20歳未満の子どもの世帯となっています

資料：各年国勢調査

### ⑤ 生活保護世帯における母子世帯の推移

生活保護被保護世帯総数は、近年では年々増加し、平成25年度は610世帯となっています。そのうち、母子世帯数は、わずかながら増加していましたが、平成25年度がわずかに減少し、59世帯となっています。総数に占める母子世帯の割合は10%台で推移していましたが、平成25年度には9.7%と若干低下しています。

#### ■生活保護の被保護世帯の類型別推移



資料：市調べ(各年度末)

## 2 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果の概要

本計画を策定するにあたり、その基礎資料として活用するため、高石市に居住する0歳から小学校入学前の子どもがいる家庭、小学生の子どもがいる家庭を対象に、アンケート調査を実施しました。ここでは、その結果から特徴的な項目についてまとめています。

### ■調査対象者及び調査方法等

項目	就学前子どもがいる保護者調査	小学生のいる保護者調査
調査対象者	市内在住の就学前の子どもがいるすべての世帯（保護者回答）	市内在住の小学生のいる世帯（保護者回答）で、各小学校の各学年1クラスを対象
調査方法	郵送により配布・回収	小学校を通じて配布・回収
調査期間	平成25年12月13日（金）～平成25年12月25日（水）を基本とし、1月下旬まで回収	学校を通しては、平成25年12月13日（金）～平成25年12月20日（金）を基本とし、1月下旬まで回収

### ■世帯数及び子どもの人数による回収状況

調査の種類	配布数(件)	有効回収数(件)	有効回収率(%)	参考／前回調査回収率(%)
就学前子どもがいる保護者調査	2,498	912	36.5	59.8
小学生のいる保護者調査	1,320	1,107	83.9	59.2

注) 前回調査とあるのは、平成21年2月から3月にかけて実施した「次世代育成支援に関するニーズ調査」のこと

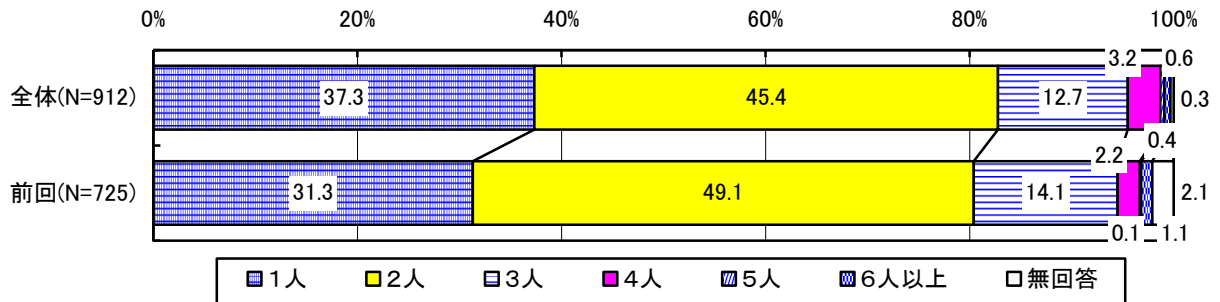
### ■調査結果の表記に関する留意点

- ① 図表中のNとは、質問に対する無回答を含む回答者総数のことです。断りがない場合、原則として世帯数を表しますが、図表のタイトルに「子ども数による」とある場合は、各世帯の子ども数を合計した数となっています。
- ② 集計は、小数点第2位を四捨五入しています。したがって、数値の合計が100.0%にならない場合があります。
- ③ 回答の比率(%)は、該当質問の回答者数を基数として算出しています。したがって、複数回答の場合はすべての比率を合計すると100.0%を超えることがあります。
- ④ 分析本文中及びグラフ中では、就学前子どもがいる保護者調査の結果を「就学前」と表しています。同様に、小学生のいる保護者調査の結果を「小学生」としています。

## ① 子どもの人数

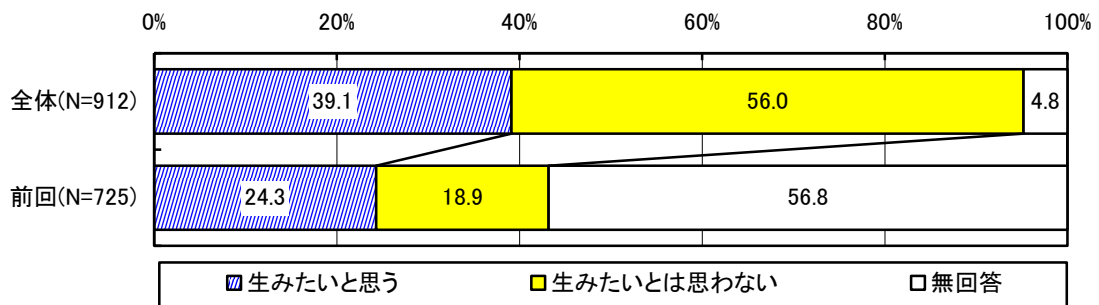
- 現在の子ども的人数は、就学前では、「2人」が45.4%で最も高く、次いで「1人」が37.3%、「3人」が12.7%、【4人以上】が合わせて4.2%となっています。前回調査に比べて「1人」の率が高くなり、「2人」及び「3人」の率が低下しています。しかし、【4人以上】の率は、多少高くなっています。

### ■ 現在の子ども的人数／前回調査値の比較



- もう1人以上の子どもを「生みたいと思う」率は39.1%で、前回調査に比べて14.8ポイント高くなっています。

### ■ もう1人以上の子どもの出産希望／前回調査との比較



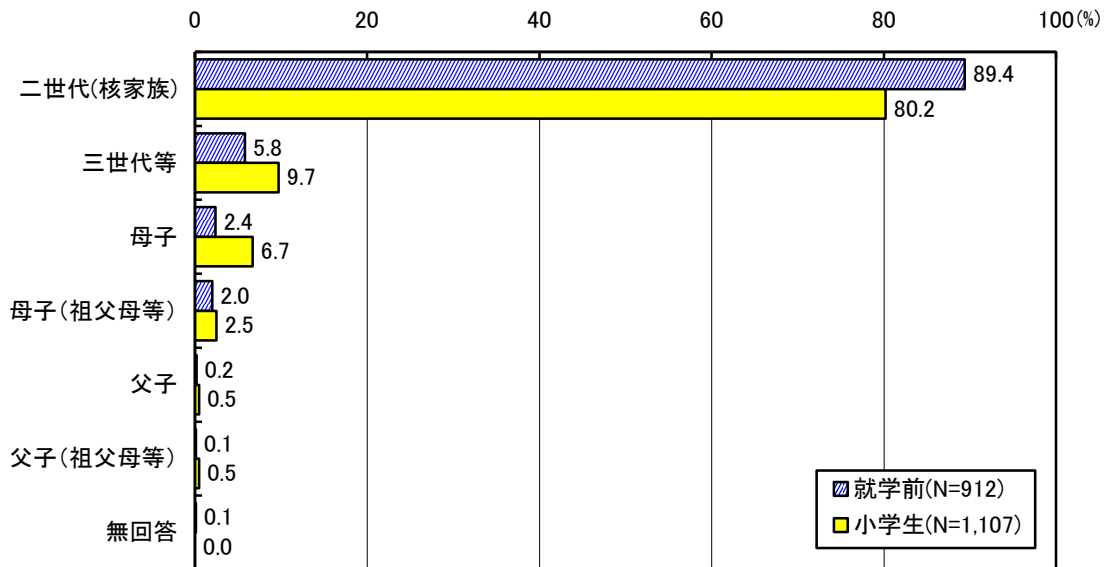
注) 前回調査の選択肢は「生み育てたいと思う」と「生み育てたいとは思わない」

## ② 同居の世帯類型

- 同居の世帯類型は、就学前も小学生も、両親と子ども等の「二世帯」の率が最も高く、就学前が89.4%、小学生が80.2%で、就学前の方が高くなっています。
- 両親と子どもと祖父母（両方あるいはどちらか）等の「三世帯」や、両親と子どもと祖父母（両方あるいはどちらか）、曾祖父母（どちらか）等の「四世帯」を合わせた【三世帯等】は、就学前が5.8%、小学生が9.7%で、小学生の方が高くなっています。
- 「ひとり親」世帯は合わせて、就学前が4.7%、小学生が10.2%で、小学生の方が高く、そのうち、「父子世帯」は、就学前が0.3%、小学生が1.0%で、母子世帯が大半を占めます。



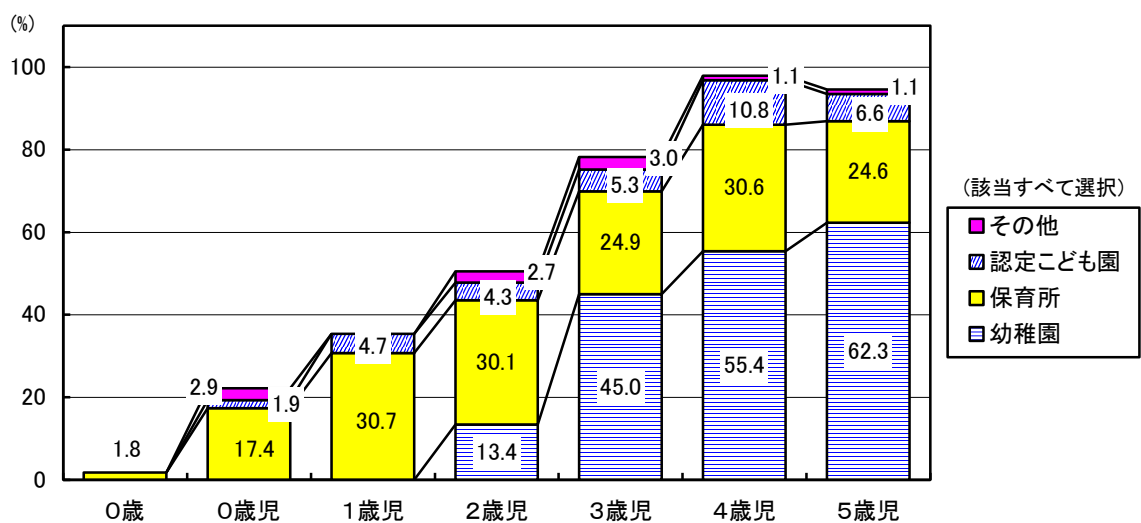
■同居の世帯類型



③ 定期的な教育・保育事業の利用状況

- 幼稚園や保育所などを「利用している」率は、就学前の子ども数全体では60.6%となっています。年齢別の利用状況では、【保育所】の利用は0歳児が17.4%、1歳児が30.7%、2歳児が30.1%、3歳児が24.9%、4歳児が30.6%、5歳児が24.6%となっています。【幼稚園】は、3歳児以上は【保育所】より利用率が高く、5歳児では62.3%となっています。また、認定こども園の利用が0歳児からみられ、4歳児が10.8%で最も高くなっています。

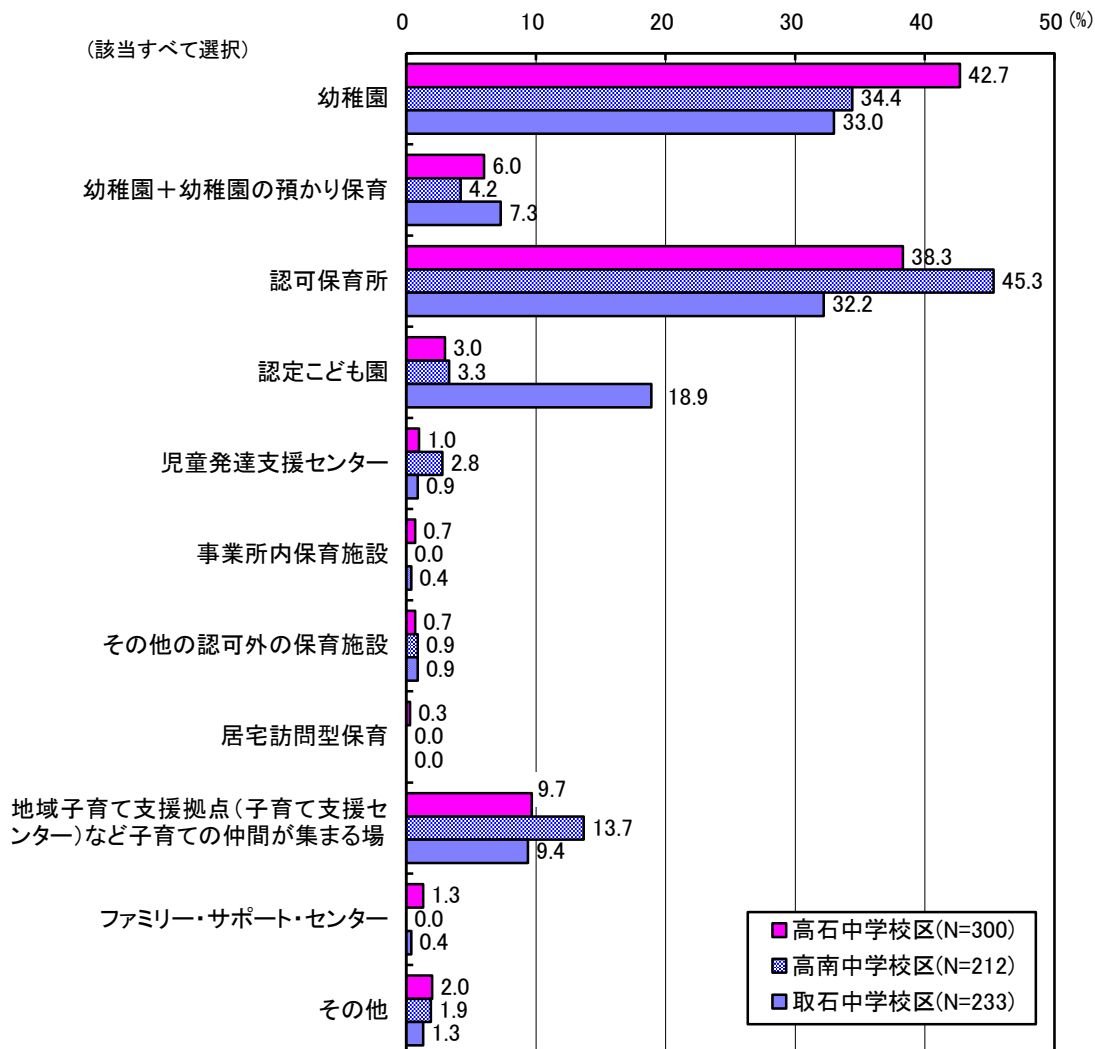
■子どもの年齢別 教育・保育事業の利用状況（子ども数による）



注) 重複利用も含む率。その他は、「障害発達支援センター」「事業所内保育施設」「その他の認可外保育施設」の合算。また、各年齢で無回答は省略。  
また、0歳児のほかに0歳がいますが、各年齢は4月1日時点として集計していて、0歳はそれ以降に生まれた子どもであるため、0歳児と区別しています。

- 中学校区別では、「幼稚園」は高石中学校区が42.7%で最も高く、「認可保育所」は高南中学校区が45.3%で最も高く、「認定こども園」は取石中学校区が18.9%で最も高くなっています。

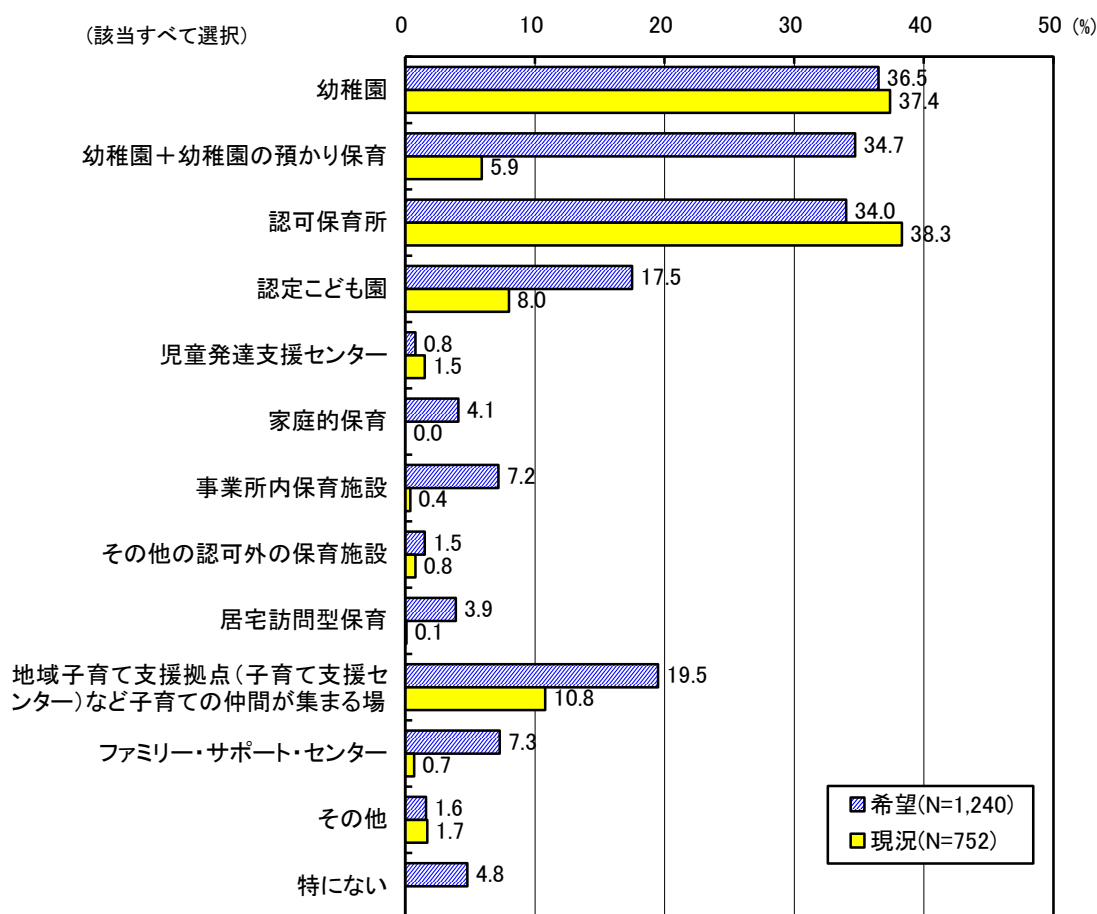
■ 中学校区別 現在利用している施設やサービス（子ども数による集計）



④ 今後、定期的にご利用したい教育・保育事業

- 今後、定期的にご利用したいと考える施設やサービスは、「幼稚園」が36.5%で最も高く、次いで「幼稚園+幼稚園の預かり保育」が34.7%で、合わせて【幼稚園】は71.2%となります。「認可保育所」が34.0%、「地域子育て支援拠点（子育て支援センター）など子育ての仲間が集まる場」が19.5%、「認定こども園」が17.5%などとなっています。
- 「幼稚園+幼稚園の預かり保育」の利用希望率は、現在の利用に比べておよそ6倍と高くなっています。また、「認定こども園」をはじめ他の保育サービスも現況より高くなっています。

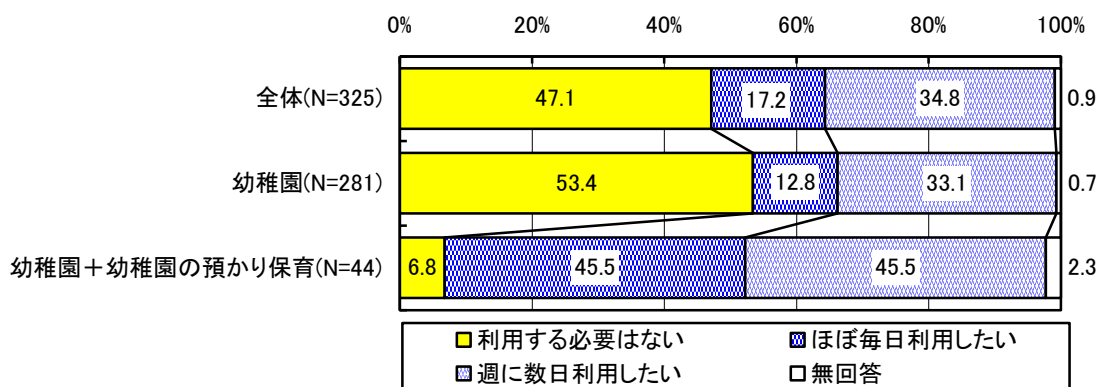
■ 今後、定期的にご利用したい教育・保育事業／現在の利用状況との比較（子ども数による集計）



⑤ 幼稚園の長期休暇中の利用意向

- 「幼稚園」のみ及び「幼稚園+幼稚園の預かり保育」を利用している子どものうち、幼稚園の長期休暇中の利用について、「ほぼ毎日利用したい」が17.2%、「週に数日利用したい」が34.8%で、合わせて幼稚園を長期休暇中に【利用したい】率は52.0%と半数を超えます。
- 【利用したい】率について、「幼稚園」のみ利用している子どもは45.9%、「幼稚園+幼稚園の預かり保育」を利用している子どもが91.0%で、「幼稚園+幼稚園の預かり保育」が高くなっています。

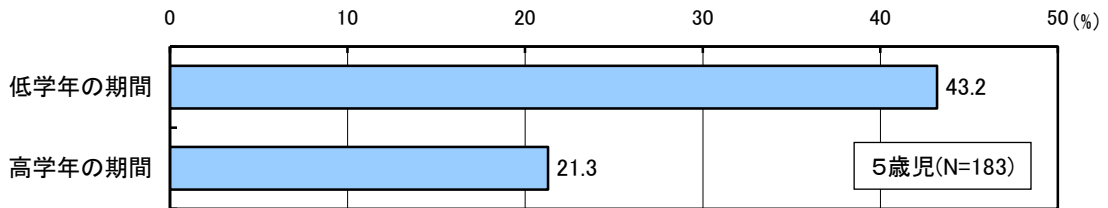
■ 利用幼稚園別 長期休暇中の利用意向（子ども数による集計）



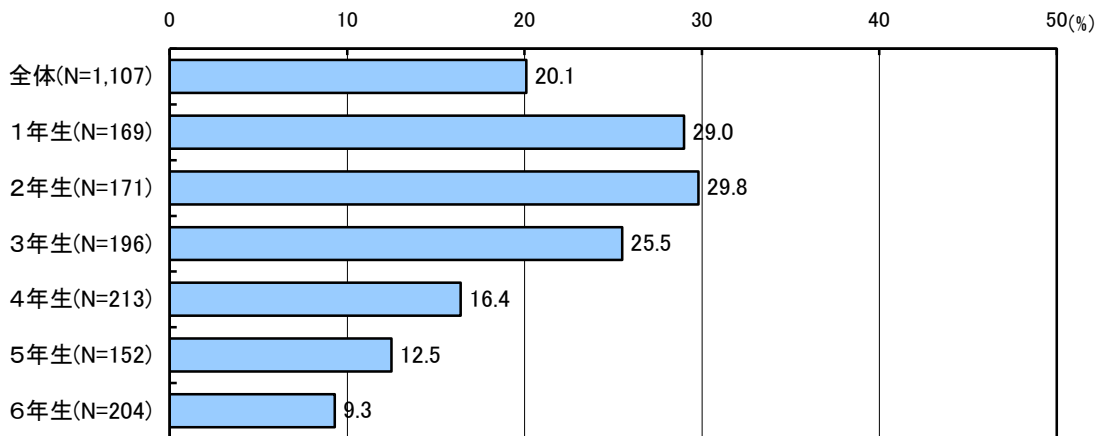
⑥ 放課後児童クラブ（あおぞら児童会）の利用状況と利用意向

- 就学前の5歳児の放課後に過ごさせたい場所の中で、「放課後児童クラブ（あおぞら児童会）」の希望は低学年の期間が43.2%、高学年の期間が21.3%となっています。
- 小学生の「放課後児童クラブ（あおぞら児童会）」の利用率は、全体では20.1%で、1・2年生がそれぞれ29.0%、29.8%で高く、学年が上がるにしたがい低下し、6年生では9.3%となっています。

■ 5歳児の放課後児童クラブ（あおぞら児童会）の利用希望率



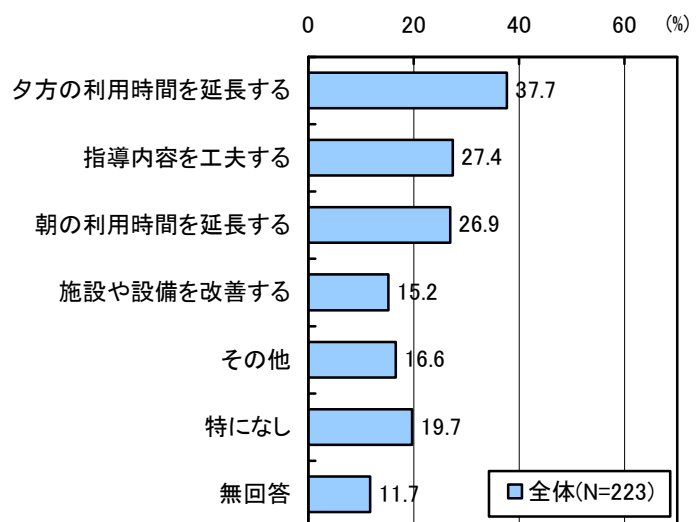
■ 子どもの学年別 放課後児童クラブ（あおぞら児童会）利用率



注) 以前利用していた子も含まれます。

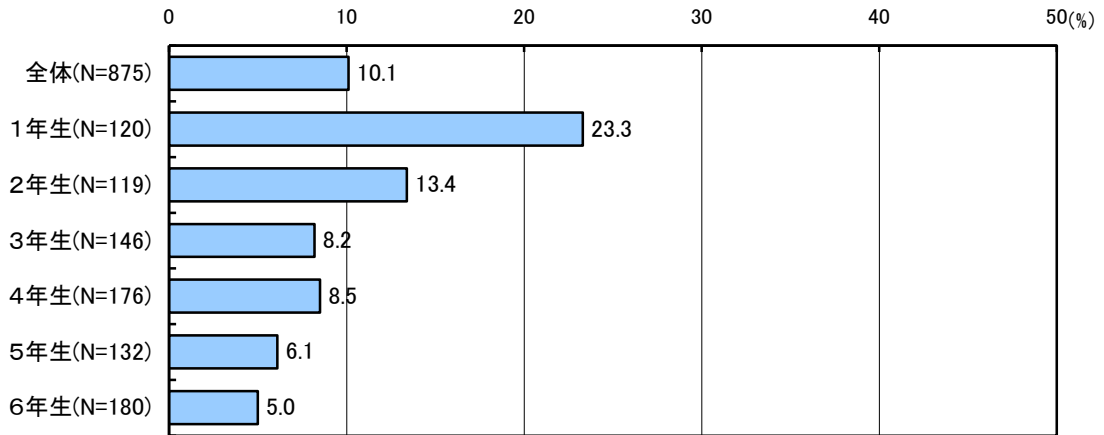
- 放課後児童クラブ（あおぞら児童会）を利用している人が、放課後児童クラブに希望することとしては、「夕方の利用時間を延長する」がトップで37.7%、次いで「指導内容を工夫する」が27.4%、「朝の利用時間を延長する」が26.9%などとなっています。

■ 放課後児童クラブに希望すること



- 放課後児童クラブ（あおぞら児童会）を利用していない子の今後の利用意向は、全体では「利用したい」率が10.1%となっています。
- 子どもの学年別では、「利用したい」率は1年生が23.3%で最も高く、おおむね学年が上がるにしたがい低下し、6年生が5.0%で最も低くなっています。

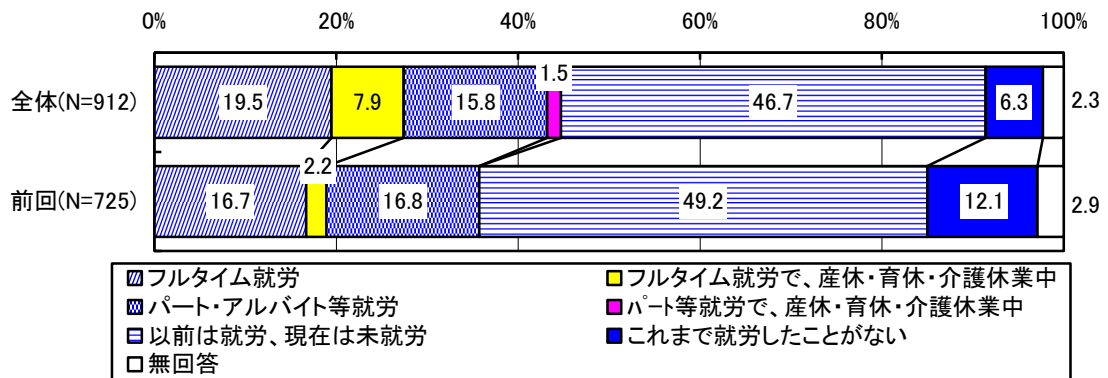
■子どもの学年別 放課後児童クラブを利用していない子の今後の利用希望率



⑦ 母親の就労状況と家庭類型

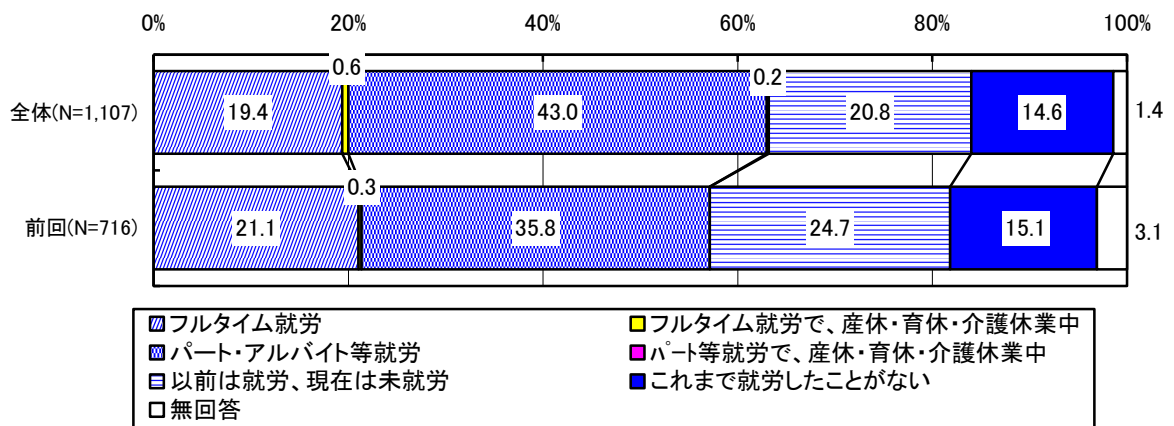
- 就学前の母親の就労率は、「フルタイム就労」が19.5%、「フルタイム就労で、産休・育休・介護休業中」が7.9%で、合わせて【フルタイム就労】が27.4%で、前回調査より8.5ポイント高くなっています。また、「パート・アルバイト等就労」が15.8%、「パート・アルバイト等就労で、産休・育休・介護休業中」が1.5%で、合わせて【パート・アルバイト等就労】が17.3%で、前回調査の16.8%と同程度となっています。
- 【フルタイム就労】と【パート・アルバイト等就労】を合わせた就労率は44.7%で、前回調査の35.7%より9.0ポイント高くなっています。

■就学前の母親の就労状況／前回調査との比較



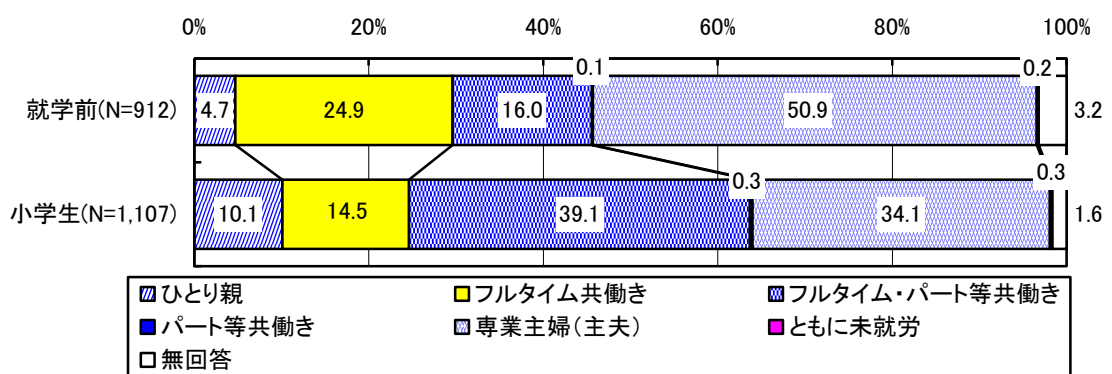
- 小学生の母親の就労率は、「フルタイム就労」が19.4%、「フルタイム就労で、産休・育休・介護休業中」が0.6%で、合わせて【フルタイム就労】が20.0%で、前回調査より若干低くなっています。また、「パート・アルバイト等就労」が43.0%、「パート・アルバイト等就労で、産休・育休・介護休業中」が0.2%で、合わせて【パート・アルバイト等就労】が43.2%で、前回調査より7.4ポイント高くなっています。
- 【フルタイム就労】と【パート・アルバイト等就労】を合わせた就労率は63.2%で、前回調査の57.2%より6.0ポイント高くなっています。

■小学生の母親の就労状況／前回調査との比較



- 母親と父親の就労状況から家庭類型をみると、就学前の場合、両親が「フルタイム共働き」は24.9%、「フルタイム・パート等共働き」が16.0%、「パート等共働き」が0.1%で、合わせて共働き率は41.0%になります。
- 小学生の場合、共働き率は54.1%で、就学前より13.1ポイント高くなっています。

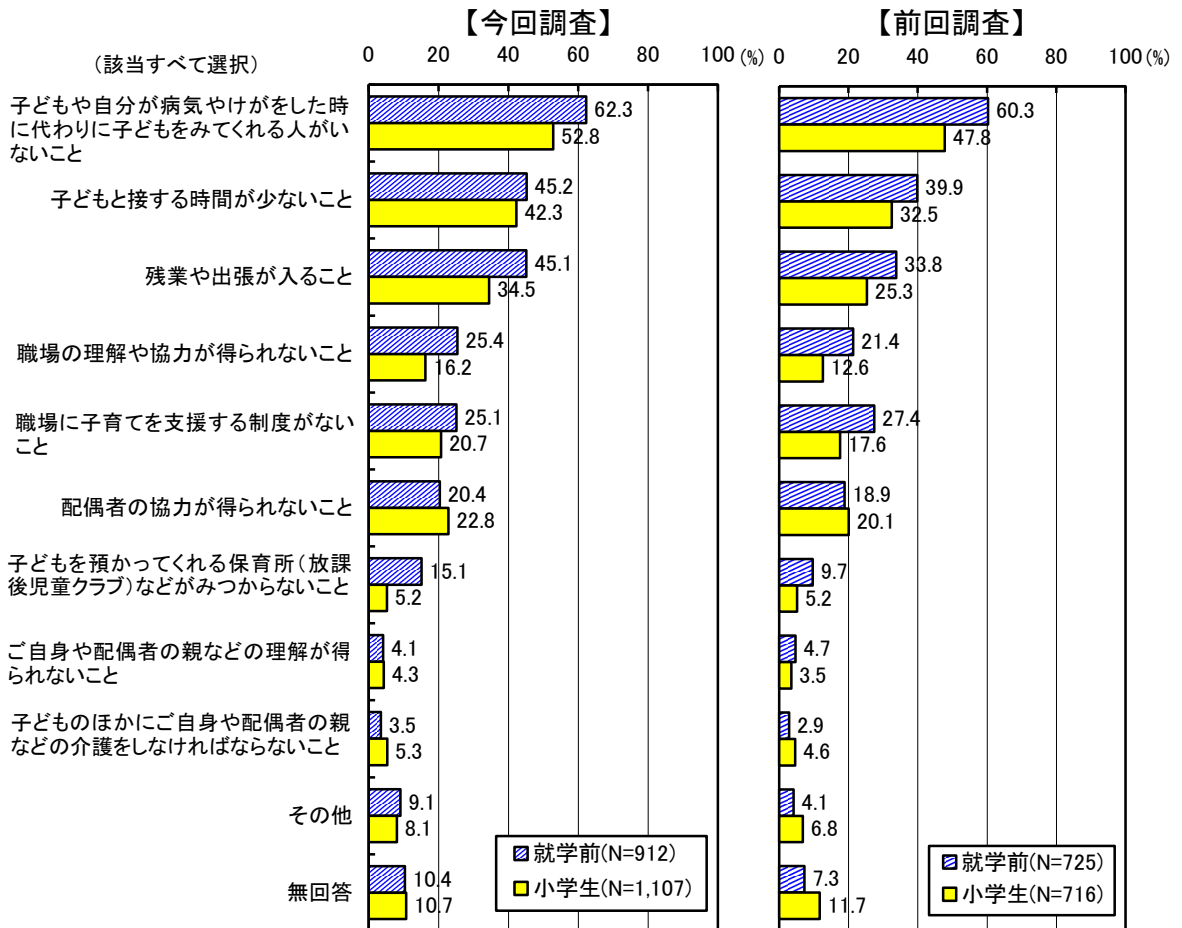
■父親と母親の就労状況による家庭類型



⑧ 仕事と子育てを両立する上で大変だと思うこと

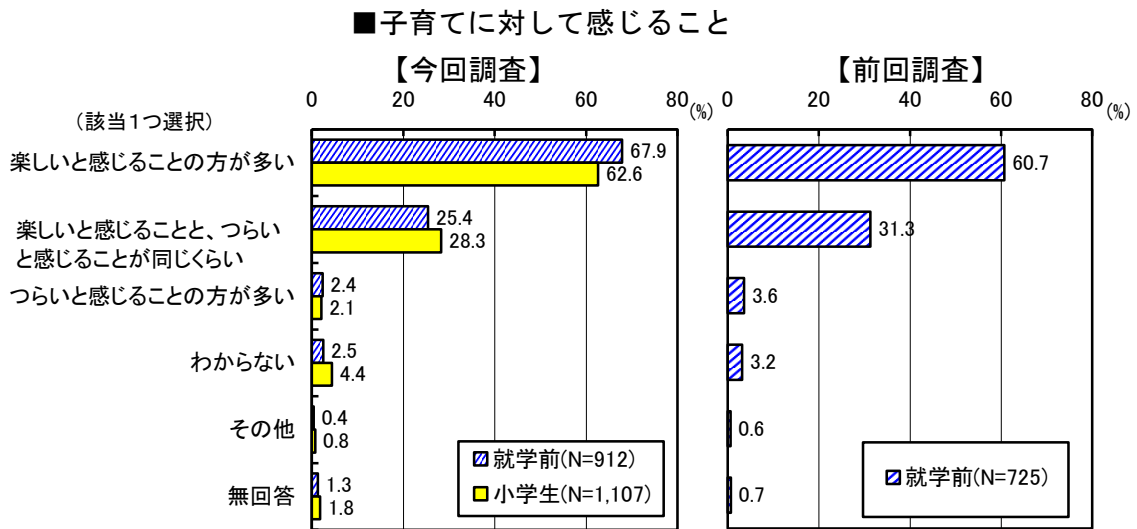
- 仕事と子育てを両立する上で大変だと思うことは、就学前の世帯全体では、「子どもや自分が病気やけがをした時に代わりに子どもをみてくれる人がいないこと」が62.3%でトップ、次いで「子どもと接する時間が少ないこと」(45.2%)、「残業や出張が入ること」(45.1%)などで、前回調査と同じ項目となっています。
- 小学生の場合も、「子どもや自分が病気やけがをした時に代わりに子どもをみてくれる人がいないこと」が52.8%でトップ、次いで「子どもと接する時間が少ないこと」(42.3%)、「残業や出張が入ること」(34.5%)などで、やはり前回調査と同じ項目となっています。
- 「職場の理解や協力が得られないこと」や「配偶者の協力が得られないこと」は、就学前も小学生も前回調査より高くなっています。

■ 仕事と子育てを両立する上で大変だと思うこと／前回調査との比較



### ⑨ 子育てに対して感じること

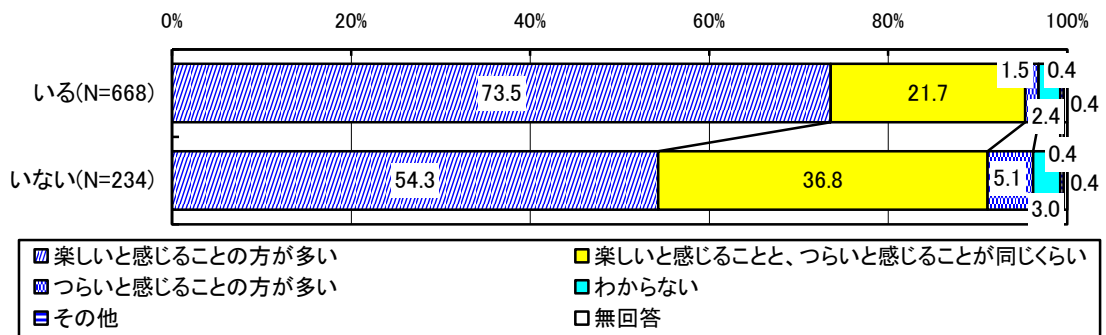
- 子育てが「楽しいと感じることの方が多い」率は、就学前が67.9%、小学生が62.6%で、就学前の方が高くなっています。就学前は、前回調査と比べて「楽しいと感じることの方が多い」が7.2ポイント高くなっています。一方、「つらいと感じることの方が多い」率は、就学前が2.4%、小学生が2.1%で、就学前は前回調査より若干低下しています。
- 「つらいと感じることの方が多い」率は、就学前も小学生も、日常的に子どもの世話や世間話をする人が「いない」人の方が高くなっています。



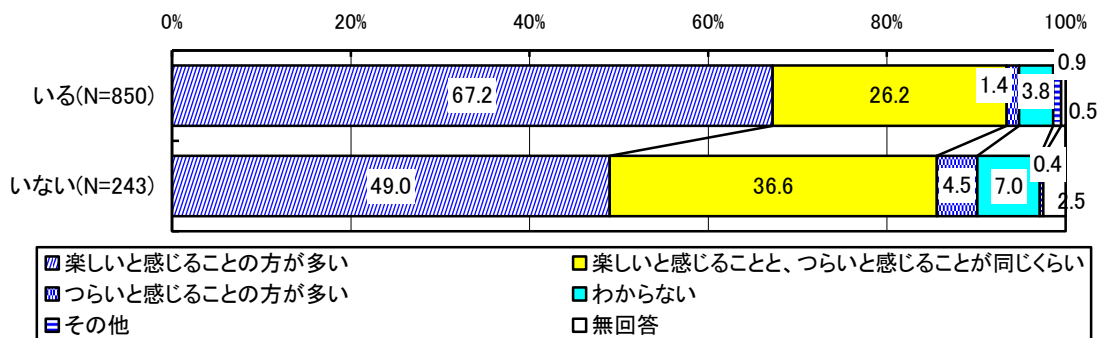
※小学生は前回なし

### ■近所で日常的に子どもの世話や世間話をする人の有無別 子育てが楽しいかどうか

#### 【就学前】



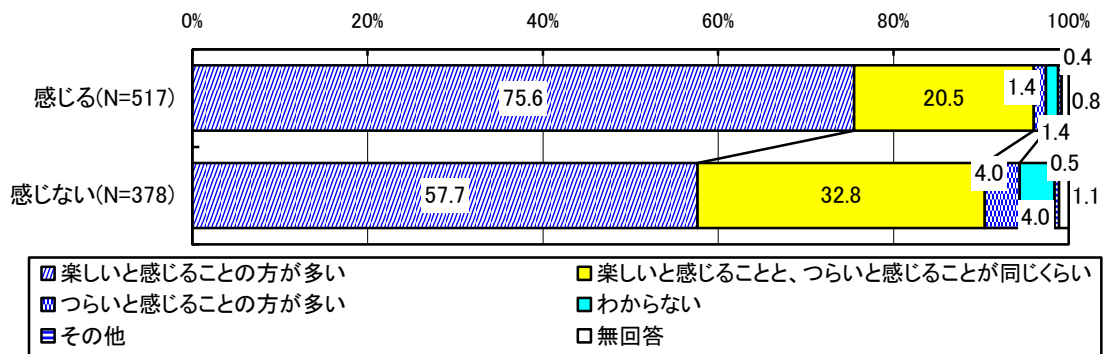
#### 【小学生】



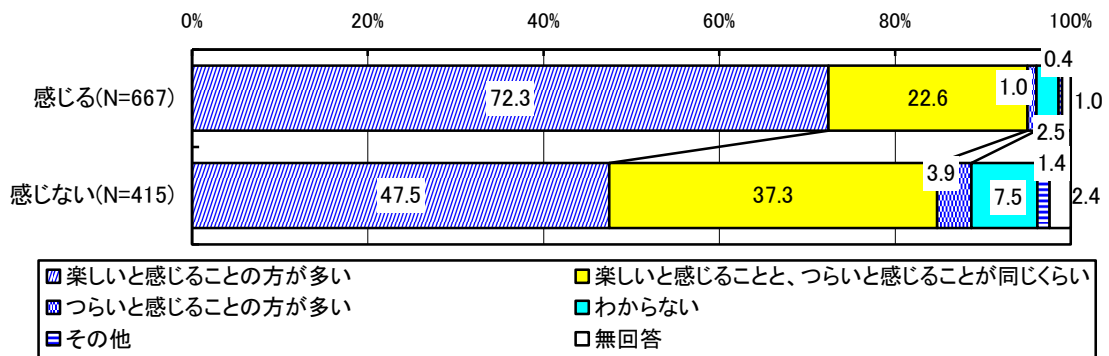


- 子育てが「つらいと感じることの方が多い」率は、就学前も小学生も、自分の子育てが地域の人に支えられていると「感じない」人の方が高くなっています。

■ 自分の子育てが地域の人に支えられていると感じるか別 子育てが楽しいかどうか  
【就学前】



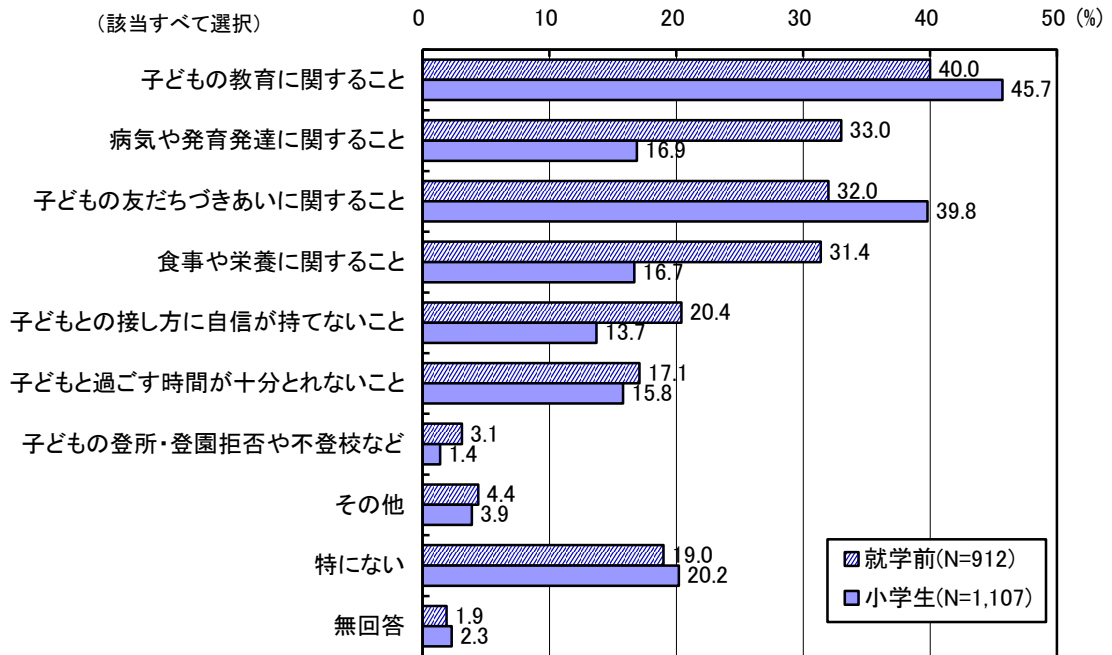
【小学生】



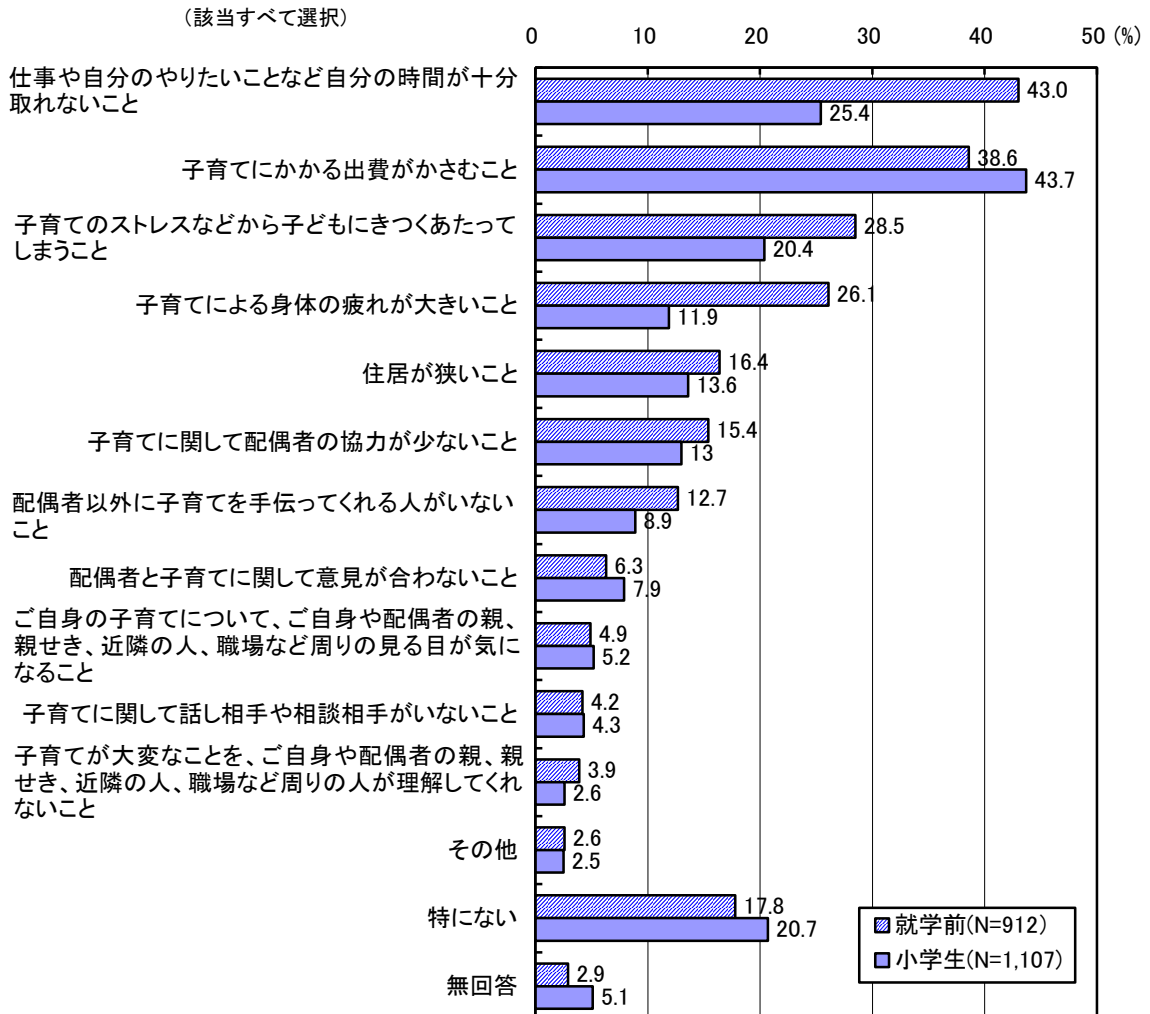
⑩ 子育ての悩みや気になること

- 子どもに関する悩みや気になることは、就学前の場合、「子どもの教育に関すること」がトップで40.0%、次いで「病気や発育発達に関すること」(33.0%)、「子どもの友だちづきあいに関すること」(32.0%)、「食事や栄養に関すること」(31.4%)、「子どもとの接し方に自信が持てないこと」(20.4%)などと続きます。
- 小学生の場合も、「子どもの教育に関すること」がトップで45.7%、次いで「子どもの友だちづきあいに関すること」(39.8%)、「病気や発育発達に関すること」(16.9%)、「食事や栄養に関すること」(16.7%)、「子どもと過ごす時間が十分とれないこと」(15.8%)などと続き、「子どもの教育に関すること」や「子どもの友だちづきあいに関すること」は、就学前より高くなっています。
- 自身に関する悩みや気になることのトップは、就学前では「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」で43.0%、小学生は「子育てにかかる出費がかさむこと」で43.7%となっています。
- 就学前は、「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」や「子育てによる身体の疲れが大きいこと」などが小学生より高くなっています。

## ■子どもに関することで悩んでいること、気になること



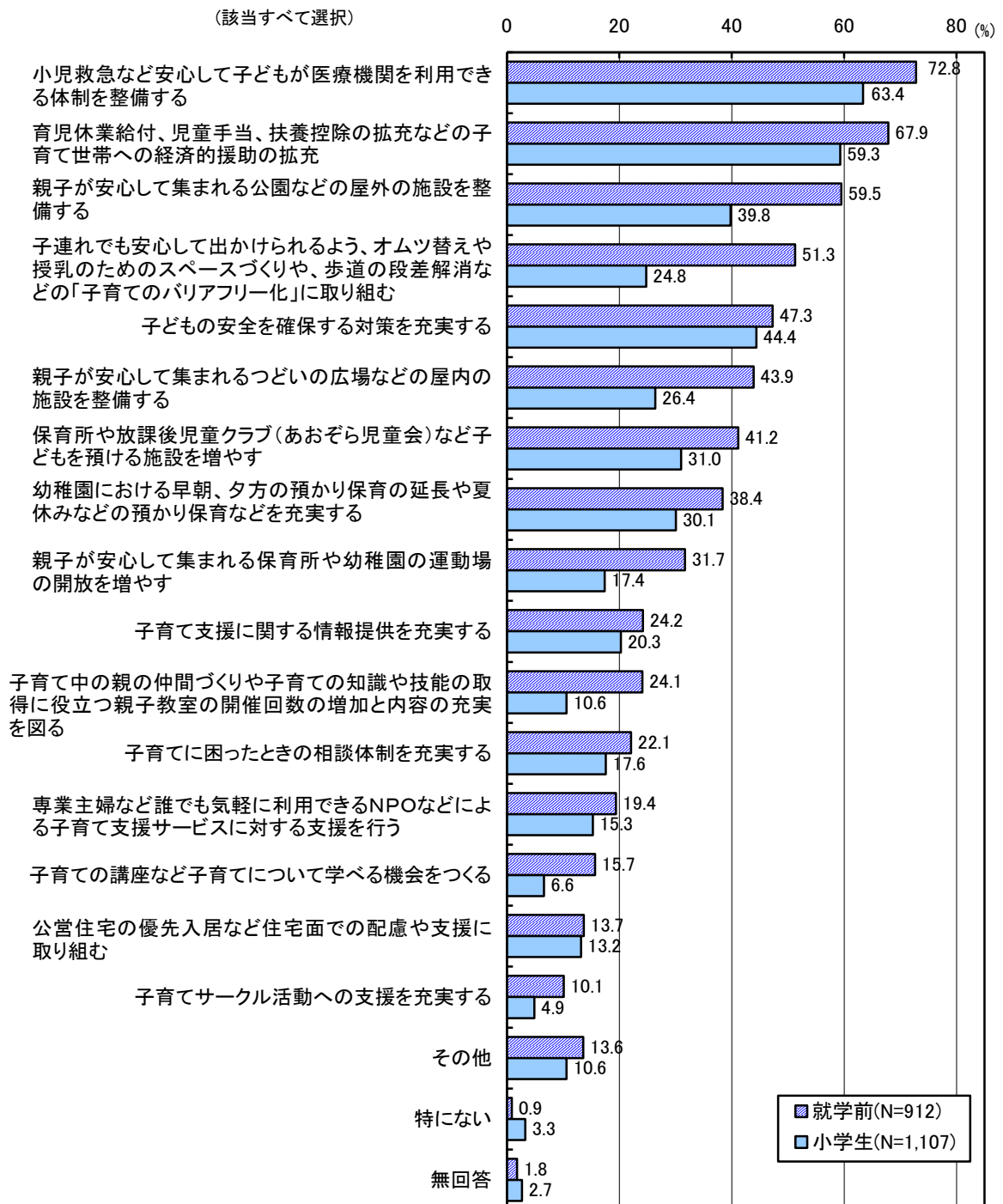
## ■自分自身に関することで悩んでいること、気になること



⑪ 市に対する要望

- 子育て支援に関する要望では、就学前も小学生も「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」がトップで、それぞれ72.8%、63.4%、次いで「育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充などの子育て世帯への経済的援助の拡充」(67.9%、59.3%)、就学前は「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」(59.5%)、小学生は「子どもの安全を確保する対策を充実する」(44.4%)と続きます。

■ 子育て支援に関する市役所などへの要望



### 3 次世代育成支援行動計画（後期）における取組と課題

#### (1) 特定事業の目標事業量の達成状況

次世代育成支援対策推進法においては、特定事業に関する目標事業量の設定が定められていました。平成26年度の目標事業量に対する平成26年度の達成状況については、次表のとおりです。

##### ■ 特定事業の目標事業量

事業名	平成21年度 の実績	目標事業量 平成26年度	平成26年度 の実績
①通常保育事業	962人	957人	1,021人 (12月時点)
②特定保育事業			
③延長保育事業	8か所	8か所	8か所
④夜間保育事業			
⑤トワイライトステイ事業	2か所	2か所	3か所
⑥休日保育事業		2か所	
⑦病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)	4か所	8か所	8か所
⑧病児・病後児保育事業(病児対応型・病後児対応型)		1か所	
⑨放課後児童健全育成事業	7か所	7か所	7か所 11クラブ
⑩地域子育て支援拠点事業	2か所	3か所	3か所
⑪一時保育(預かり)事業	2か所	3か所	4か所
⑫ショートステイ事業	6か所	6か所	6か所
⑬ファミリー・サポート・センター事業	1か所	1か所	1か所
⑭つどいの広場事業	1か所	1か所	1か所

(2) 次世代育成支援行動計画（後期）施策・事業の実施状況

行動計画の施策体系別に施策・事業の実施状況と課題を整理します。

項目	取組・課題	内 容
<b>1 地域における子育て支援</b>		
<b>(1) 地域における子育て支援サービスの充実</b>		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 乳児家庭全戸訪問事業の開始</li> <li>● 地域子育て支援センターの1か所の増設（目標3か所に対し3か所実施）</li> <li>● 一時預かり事業の実施（目標3か所に対し4か所実施）</li> </ul>	
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 効果的な子育て関連情報の提供等地域でのコーディネート機能の強化</li> <li>◇ 一時預かり事業の新たな保育所での実施</li> <li>◇ ショートステイ・トワイライトステイ事業の利用普及</li> <li>◇ あおぞら児童会において待機児童をつくらないこと</li> <li>◇ 地域住民、各種団体との連携によるこども元気広場事業の推進</li> </ul>	
<b>(2) 保育サービス等の充実</b>		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内全保育所において0歳児保育を実施</li> <li>● 延長保育を、19時まで3か所、21時まで5か所実施</li> <li>● 保育所における園庭開放、育児教室等地域の子育て支援センター的役割を担う</li> <li>● 全保育所における障がい児保育の実施にあたり、発達相談員による巡回相談等を実施</li> <li>● 保育施設における自己評価を職種別で実施</li> <li>● 耐震化が必要な保育所は、施設整備が完了</li> <li>● 認定こども園を1か所開設</li> </ul>	
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 認定こども園の普及</li> <li>◇ 病児・病後児保育事業の推進に向けての検討</li> <li>◇ 休日保育及び夜間保育についての検討</li> <li>◇ 保育サービスの質の向上のための第三者評価の導入</li> <li>◇ 公立保育所の施設改善</li> </ul>	
<b>(3) 地域における子育て支援のネットワークづくり</b>		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育て支援課、教育指導課、総合保健センター、NPO等が連携し、子育て支援情報誌として「パパママ応援ブック」を発行</li> <li>● 子育て支援課（地域子育て支援センター）、教育指導課、総合保健センター、保育所、幼稚園、NPO等が連携し、子育ての仲間づくりを支援</li> </ul>	
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 情報提供の充実</li> <li>◇ 活動支援の充実</li> </ul>	
<b>(4) 児童の健全育成</b>		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合的な放課後対策として、子ども元気広場、あおぞら児童会を全小学校で実施</li> <li>● 青少年指導員による毎月の街頭パトロール</li> </ul>	
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 地域の関係団体との連携による子どもの健やかな成長の支援</li> <li>◇ 青少年健全育成団体の協力による社会環境の整備と子どもの健全育成の推進</li> </ul>	
<b>(5) 世代間交流の推進、余裕教室等を活用した子育て支援サービスの推進</b>		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育所の子どもと老人福祉施設の高齢者の相互訪問による世代間交流を実施</li> <li>● 小中学校と保育所・幼稚園の子どもとの異年齢交流</li> <li>● 全幼稚園における入園前年齢児を対象にした親子見学会や園の行事への親子参加、園庭開放</li> </ul>	
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 子どもを地域の一員として認識し、地域ぐるみで子育てを支援</li> </ul>	

項目	取組・課題	内 容
<b>2 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進</b>		
<b>(1) 子どもや母親の健康確保</b>		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 乳幼児の健康管理とともに、疾病等の早期発見、育児不安への対応などに力を入れ、健康診査を実施</li> <li>● 妊婦一般健康診査、妊産婦訪問指導</li> <li>● パパ・ママ学級の日曜開催を年間3回実施</li> <li>● 乳児相談、幼児相談を市内2か所（総合保健センター、とろしプラザ）で実施</li> <li>● パパ・ママがつくる子どもの4か条の推進</li> </ul>	
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇健康診査後の医療機関や関係機関等との連携強化によるきめ細やかな事後指導や相談対応など、フォローアップ体制の充実</li> <li>◇ハイリスク妊産婦のフォロー</li> <li>◇パパ・ママ学級への父親の積極的な参加の促進</li> <li>◇乳幼児相談事業の充実、保育所、幼稚園との連携</li> </ul>	
<b>(2) 食育の推進</b>		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ふれ愛親子クッキング</li> <li>● わくわくキッズクッキング</li> <li>● 「早寝 早起き 朝ご飯キャンペーン」のリーフレットの作成・配布</li> </ul>	
課 題	◇学校給食を活用した食育の推進、生活習慣の改善	
<b>(3) 思春期保健対策の充実</b>		
課 題	◇飲酒・喫煙・違法薬物・性行動の問題など	
<b>(4) 小児救急医療体制の充実</b>		
主な取組	● 岸和田メディカルセンター内に泉州北部小児初期救急広域センターを開設	
課 題	◇小児初期救急の充実のため、都道府県、近隣の市町村、関係機関との連携の強化	
<b>3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</b>		
<b>(1) 次代の親の育成</b>		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高石市道徳教育推進教師連絡会の開催、高石市道徳研修会の開催</li> <li>● 中学校での職場体験学習や支援教育での幼稚園と交流</li> <li>● 小・中学校と幼稚園や保育所と連携した避難訓練の実施</li> <li>● 男女共同参画推進のための講座開催、広報紙・ホームページ等による啓発</li> </ul>	
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇小・中学校の連携の強化</li> <li>◇男女共同参画の気運の高揚</li> </ul>	
<b>(2) 就労意識の啓発、情報発信</b>		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 幼・小・中学校園の連携推進事業において、キャリア教育を推進</li> <li>● 職業人講話について1中学校で実施、ハローワーク職員等による講演会の実施</li> <li>● 就労困難者に対する就労相談・職業能力開発事業・情報提供</li> </ul>	
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇全中学校区策定のキャリア教育全体計画のブラッシュアップ</li> <li>◇多種の職業人からの講話の推進</li> <li>◇就労困難者を就労に結びつけるため、コーディネーター中心に支援</li> </ul>	
<b>(3) 安全等に配慮した教育環境の整備</b>		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高陽・北幼稚園の園舎耐震補強工事の実施</li> <li>● 小学校7校に自家発電設備、中学校3校に太陽光発電の蓄電設備を設置</li> <li>● 高陽・北・加茂幼稚園で大規模改修工事を実施</li> </ul>	
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇災害時の地域住民の避難場所としての施設整備</li> <li>◇良質な教育環境のための設備整備</li> </ul>	

項目	取組・課題	内 容
<b>3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</b>		
<b>(4) 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備</b>		
主な取組		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 確かな学力向上のため、放課後学習機会の「まなび舎事業」や補充事業に外部人材を積極的に活用</li> <li>● 外国語活動の小学校低学年からの導入</li> <li>● 各学校における学力向上の取組を「授業改善プラン」にまとめ、プランに基づく取組を推進</li> <li>● 学校評議員により学校教育自己診断と意見交換を行うなど、課題解決のための話し合いの機会。教員の資質の向上のための各種研修。教育委員会による点検評価</li> <li>● 各中学校区における幼・小・中学校園の連携により、「めざす子ども像」を共有した教育の実施</li> <li>● 全新就学児を対象に、統一日による小学校見学会の実施、リーディングスタッフや臨床心理士による巡回指導の実施</li> </ul>
課 題		<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 「生きる力」の充実</li> <li>◇ 学力向上</li> <li>◇ 大阪府の「豊かな人間性はぐくみ事業」の全中学校区での実施</li> <li>◇ 学校運営協議会制度（コミュニティスクール）の活用等による地域及び家庭と学校との連携・協力の推進</li> <li>◇ 災害時におけるマニュアルの充実や防災教育、安全教育の推進</li> <li>◇ 幼児教育充実のための幼稚園教員、保育士のスキルアップ</li> <li>◇ 幼児教育と小・中学校教育との円滑な接続</li> </ul>
<b>(5) 家庭や地域の教育力の向上</b>		
主な取組		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭における学習の手引きの各学校からの提示</li> <li>● 地域教育協議会「すこやかネット」が中心となった「フェスティバル」や「読み聞かせの時間」等学校と地域が協力した行事の各校での実施</li> </ul>
課 題		<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 家庭における学習や生活習慣の適正化に関する情報提供</li> <li>◇ 教育相談や発達相談の充実</li> <li>◇ 地域教育協議会「すこやかネット」への支援の継続</li> <li>◇ 体験活動の充実を図るため、総合的な学習の時間や特別活動の時間についての研究の推進</li> </ul>
<b>(6) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進</b>		
主な取組		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童・生徒を取り巻く不健全な生活環境についての実態把握</li> <li>● 情報モラル教育</li> </ul>
課 題		◇ 児童・生徒の携帯電話の過度の依存からの脱却、家庭でのルールづくり、被害者・加害者とならないように児童・生徒への指導の充実
<b>4 子育てを支援する生活環境の整備</b>		
<b>(1) 良質な居住環境の整備</b>		
主な取組		● 公営住宅の長寿命化計画（平成24年度策定）に基づくバリアフリー化改修
<b>(2) 子ども等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備</b>		
主な取組		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交通安全対策特別交付金を活用し、市内道路の段差解消や交通安全施設等の設置</li> <li>● 高石市開発指導要綱に基づく駐車場整備の指導</li> <li>● 違法駐車追放のキャンペーンの実施</li> </ul>
課 題		◇ 事故の危険性の高い通学路等について、歩道等の設置と自転車道の延長
<b>(3) 安心して外出できる環境の整備</b>		
主な取組		● 平成25年7月羽衣駅周辺地区交通バリアフリー基本構想の策定
課 題		◇ 関係機関との協議による羽衣駅周辺のバリアフリー化

項目	取組・課題	内 容
<b>4 子育てを支援する生活環境の整備</b>		
<b>(4) 子どもが犯罪等の被害に遭わないための安心・安全まちづくり推進</b>		
主な取組	● 自治会が設置する防犯灯について、平成23年度からLED防犯灯を設置	
課 題	◇ 開発協議に際して住宅等の防犯灯の設置の勧奨	
<b>5 職業生活と家庭生活との両立の推進</b>		
<b>(1) 女性の就労支援と男性を含めた働き方の見直し等</b>		
主な取組	● 男女共同参画に関する講演や講座の開催 ● 「勤労市民ニュースたかいし」による雇用における男女平等や休業制度等の情報提供や啓発 ● 高石市事業所人権教育推進連絡協議会加入事業所に対する啓発・周知 ● 母子家庭等に対し、就労支援センターにおいて、コーディネーターによる相談や就労に関する情報の提供 ● 女性相談、人権相談の実施 ● 各学校において教職員・児童を対象に、男女平等に関する講演等の実施	
課 題	◇ 女性の就労支援をテーマとした講座の開催	
<b>6 子どもの安全の確保</b>		
<b>(1) 子どもを交通事故から守るための交通安全教育の推進</b>		
主な取組	● 交通安全教室の実施、春・秋の交通安全運動期間や長期休業前の児童・生徒に対する啓発・指導の実施 ● 交通安全教室においてチャイルドシートの利用の徹底の呼びかけ	
課 題	◇ 登下校時の安全の確保	
<b>(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進</b>		
主な取組	● 市内見守り隊の合同研修会の実施 ● 市内全小学校に登下校防犯システムの運用	
課 題	◇ 危険か所の解消 ◇ 学校防犯システムの活用	
<b>(3) 犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの立ち直り支援</b>		
主な取組	● いじめの未然防止や早期発見のため、小・中学校における「いじめに関するアンケート」の実施や子どもたちが「いじめ」について話し合う機会の設定。被害を受けた児童・生徒に対するスクールカウンセラーや教育研究センターでの教育相談の実施 ● 学校警察連絡会での問題行動等の情報交換と未然防止に向けての協議	
課 題	◇ カウンセラーによる相談機会の充実や関係諸機関との連携の強化、学級集団作り等の研修 ◇ 被害を受けた児童・生徒に対する適切な支援	
<b>7 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進</b>		
<b>(1) 児童虐待防止対策等の充実</b>		
主な取組	● 子ども家庭センター（児童相談所）と密接に連携した対応 ● 平成22年度に「高石市児童虐待防止マニュアル」の作成 ● 要保護児童対策地域協議会の開催 ● 児童虐待防止月間における各種啓発活動	
課 題	◇ 関係機関と連携した迅速な対応 ◇ 要保護児童対策地域協議会を中心に、学校、幼稚園、保育所等での子どもの見守り、保健センターにおける健診等の母子の観察、民生委員・主任児童委員・児童委員による地域での見守りの促進	
<b>(2) 母子家庭等の自立支援の促進</b>		
主な取組	● 平成25年度から高石市母子家庭自立支援給付金事業の母子家庭高等技能訓練促進給付金事業が支給期間2年間となり、父子家庭にも適用拡大	



項目	取組・課題	内 容
<b>7 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進</b>		
<b>(2) 母子家庭等の自立支援の促進</b>		
主な取組		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 母子・父子自立支援員による相談</li> <li>● 母子・父子福祉資金貸付資金などの貸付制度の紹介</li> </ul>
課 題		◇ひとり親家庭に対する支援体制の充実
<b>(3) 障がい児施策の充実</b>		
主な取組		<ul style="list-style-type: none"> <li>● インクルーシブ教育の推進をめざし、1中学校区で文部科学省のモデル構築事業の指定を受け、研究を推進</li> <li>● 医療的ケアが必要な子どもに対する看護師配置</li> <li>● 理学療法士の派遣</li> <li>● 各校複数名の支援教育コーディネーターの指名</li> <li>● 各校園における「個別の教育支援計画」の作成及び有効な活用の推進</li> <li>● 就学前の幼児についての発達障がい等についての早期対応</li> <li>● 支援学級や通級指導教室を活用した支援</li> <li>● 松の実園を中心とした障がい児療育</li> <li>● 放課後等デイサービスの提供</li> <li>● 発達障がいや難病患者が障害者総合支援法の対象になったことから、障害福祉サービスの利用についての周知</li> </ul>
課 題		<ul style="list-style-type: none"> <li>◇教職員の支援教育に係る資質向上のための研修会の充実、校内委員会の活性化等の推進</li> <li>◇障がいの種別に応じた適正な支援学級の設置</li> <li>◇インクルーシブ教育の推進を図るため、1中学校区の取組の他の校区への拡大</li> <li>◇障がいのある子どもの相談支援機能の充実</li> </ul>

## 4 新たな計画策定にあたっての主要な課題

本計画における、体系の枠組みを越えて横断的に取り組む必要がある課題や優先性の高い課題は、次のとおりです。

### ① 教育・保育の一体的な提供の推進

- 就労の有無にかかわらず、幼児期の教育・保育の一体的な提供の推進
- 幼稚園、保育所、認定こども園と小・中学校との連携による教育の充実や異年齢交流等の推進

### ② 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

- 子ども・子育て新制度における地域子ども・子育て支援事業の着実な実施
- 保護者のニーズに合った事業の選択・利用等が行えるよう、情報提供や相談支援の充実

### ③ 児童虐待の予防・防止

- 民生委員・主任児童委員・児童委員や自治会等地域住民や地域団体、保育所や幼稚園、認定こども園、小・中学校、医療機関等との連携による組織的な対応の促進、児童虐待の早期発見、迅速な対応
- 啓発活動の充実や児童虐待を予防する講演会、講座の開催

### ④ ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭への相談機能や情報提供機能の充実
- ひとり親家庭の経済的支援や、自立に向けた資格取得など就労支援等の充実

### ⑤ 障がい児施策の充実

- 障がいのある子どもの療育・教育・保育の充実
- 障がいのある子どもに対する相談支援や障害福祉サービス、地域生活支援事業の充実

### ⑥ 地域における子育て支援機能の向上

- 地域住民やボランティア団体、NPO等との連携による子どもに対する多様な体験機会の提供
- 子育てサロンや子育てサークル等の育成、活動支援
- たかいし子育てねっとなど情報提供サイトの充実

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

「第4次高石市総合計画」では、基本理念を『市民主体の やさしさと 活力あふれる “健幸” のまち』としています。また、人口減少に歯止めをかけ、次代の活力につなげるため、子どもや子育てに関する不安や悩みを抱える子育て世代が、安心して子どもを産み育てられる総合的な子育て支援システムの構築が重要であるとし、まちづくりの目標の1つに「ひとにやさしい育<sup>はぐく</sup>みのまち」としています。

今回策定の「高石市子ども・子育て支援事業計画」では、親子を取り巻く環境の変化や多様なニーズを踏まえた質の高い教育・保育事業を推進するための子ども・子育て支援事業計画であるとともに、次世代育成支援対策を引き継ぐ計画でもあります。

そのため、本計画の基本理念については、高石市のまちづくりの基本的な方向を定める「第4次高石市総合計画」の基本理念や目標を踏まえたものとする必要があります。

その上で、まず基本とすることは、次代を担う子どもたちにとって、一人ひとりの権利と利益が最大限尊重され、未来に向かい、夢と希望を持って、心身ともに健やかに成長することができる、子どもにとってやさしいまちをめざしていくことです。

そして、子育て家庭にとっては、子どもと向き合い、日々成長する子どもの姿に感動しながら、大きな喜びや生きがいを持って、子育てができるように支援し、子育て家庭にとってやさしいまちをめざしていくことです。

また、地域社会にとっては、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、幼稚園や保育所、認定こども園、学校、地域、職場など、社会のあらゆる分野の構成員が、親子の成長を見守り、支え合うことができるように、さらに、様々なふれあいや支え合いを通じて地域の活力や、教育力などを高めることができるまちをめざしていくことです。

このような認識のもとに、高石市では地域社会と一体となって、子育てを支援すること、そのことにより高石市全体が活性化し地域力が高まり、発展することをめざし、基本理念を「ひとにやさしい育<sup>はぐく</sup>みのまち高石」とします。

## 2 計画の基本目標

基本理念の実現をめざし、5つの基本目標を設定し、基本目標のもとに子ども・子育て支援施策を推進します。

### 基本目標1 子どもの成長と自立を支えるまち

子どもが未来の高石の担い手として、また、自らの人生の主演として夢と希望を持ち、心身ともに健やかにたくましく育つことができるよう、就学前の教育・保育、学校教育の充実を図るとともに、子育て基盤としての家庭や見守り支える地域の教育力の向上を図ります。

また、地域の様々な人との出会いや交流の中で、子どもたちが社会性やコミュニケーション力、豊かな情操などを育めるように、地域住民や地域団体、NPOやボランティア団体等との連携により、多様な体験機会の提供の充実を図ります。

さらに、次代の親として子どもの健全な育成が図られるよう、有害環境対策を進めるとともに、発達の段階に応じた系統的なキャリア教育の推進など、次代を担う若者の自立を支援します。

### 基本目標2 親と子の健康を守るまち

安心して妊娠・出産・育児ができるよう、健やかな妊娠・出産・育児を切れ目なく支援する母子保健対策の充実を図ります。

また、生涯にわたり親子が心身ともに健康で暮らすことができるよう、保護者の健康づくりを進めるとともに、適切な食習慣や健康づくりに資する食育の推進をはじめ、思春期保健対策等、ライフステージに沿った健康の確保・増進対策を進めます。

さらに、子どもの健康管理に関しかかりつけ医をもつことの大切さの啓発を進めるとともに、小児救急診療体制についての周知を図ります。

### 基本目標3 配慮を必要とする子どもと家庭を支えるまち

障がいのある子どもや長期療養中の子ども、虐待の疑いがある子ども、いじめを受けていたり、集団生活になじめないなどで不登校の子どもなど、様々な状況にある配慮が必要な子どもとその保護者に対して、関係課や関係機関・団体等と連携し、子どもの人権といのちを大切にすることを基本に、迅速かつ適切で総合的な取組を推進します。

また、ひとり親家庭が経済的な基盤を確保し、安心して子育てができるよう、情報提供などを通じて就業による自立を支援するとともに、子育て・生活支援の強化や相談体制を充実させます。

#### 基本目標4 子育てと仕事、地域生活を支えるまち

すべての子育て家庭で親子がともに笑顔で暮らし、子どもの成長を喜びや生きがいとして実感できるよう、国や大阪府、企業や事業所等と一体となって、男女にかかわりなく仕事と家庭生活や地域生活との調和が実現できる社会環境の整備に努めます。

また、保護者の多様な就労形態や子どもの教育・保育事業についての多様なニーズに対応するため、柔軟かつ総合的な就学前の教育・保育事業を推進するとともに、地域子ども・子育て支援事業の見込量の計画的な達成に向けての取組を進め、質の確保を図ります。

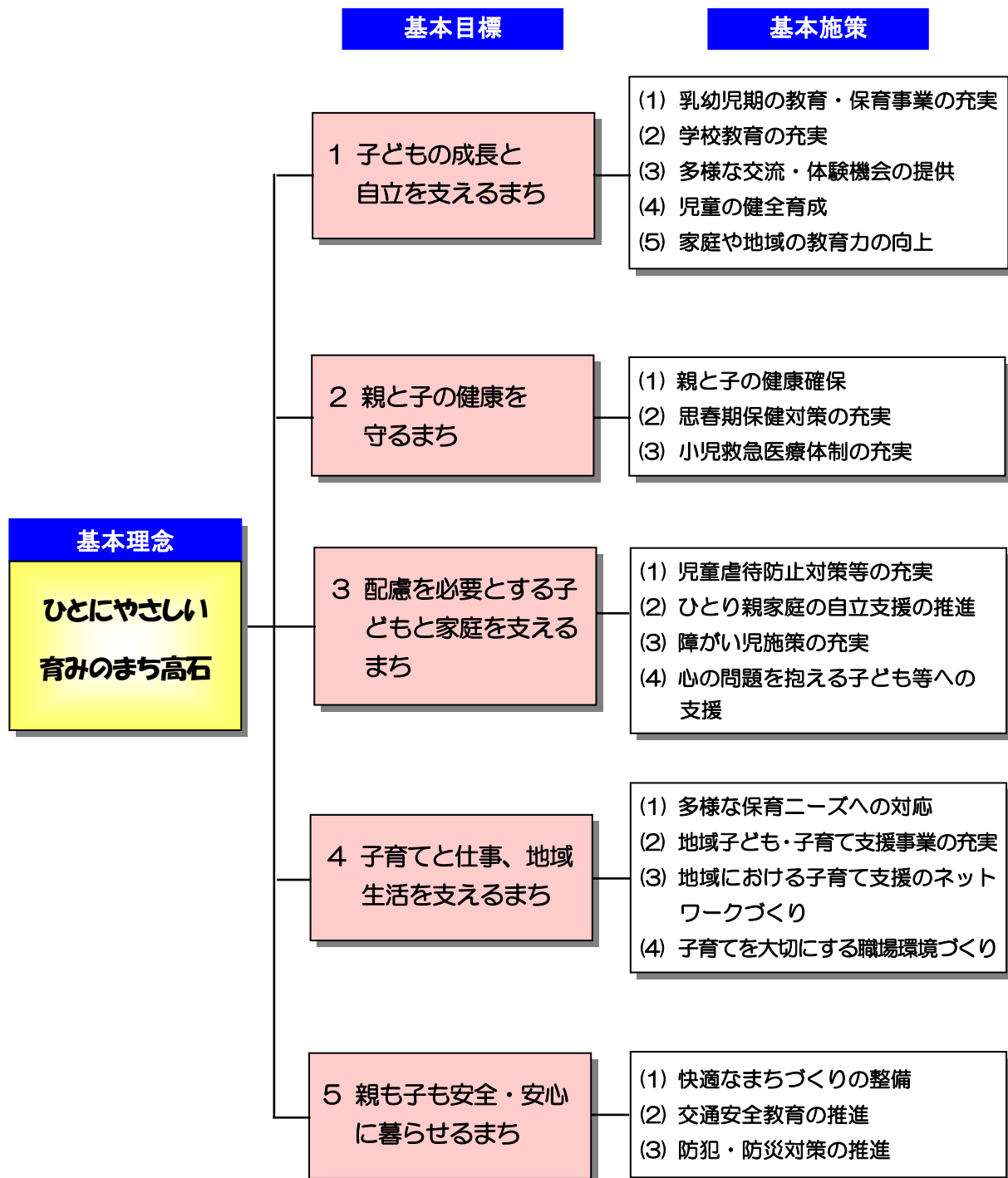
#### 基本目標5 親も子ども安全・安心に暮らせるまち

子育て家庭が暮らしやすく、快適さを感じられるよう、住環境の整備を進めるとともに、子どもと一緒に安全・快適に外出できるよう、道路や公共施設等のバリアフリー化などの環境整備を進めます。

また、子どもを事故や犯罪被害から守るため、地域住民や関係機関・団体等と連携し、交通安全対策や防犯対策を進めます。

### 3 施策の体系

本計画の具体的な施策の展開を図るため、施策の体系を次のように設定します。



## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 子どもの成長と自立を支えるまち

#### 基本施策(1) 乳幼児期の教育・保育事業の充実

##### 【施策の方向】

就学前の子どもが人として育っていく過程を支援するとともに、保護者の就労の有無に関わらず、質の高い教育・保育事業を提供するため、幼稚園、保育所、認定こども園における教育・保育内容の充実を図るとともに、職員の資質向上に努めます。

また、子どもが安全・快適に施設・設備を利用できるよう、計画的に老朽化等の進む施設の改善や設備の整備を進めます。

##### 【具体的な取組】

#### ① 教育・保育施設及び地域型保育事業等の推進

教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）及び地域型保育事業等で提供される教育・保育が、子どもの健やかな心身の発達を促す重要なものであることを踏まえ、その安定的な提供や、地域における連携等を円滑に行っていくことができるよう、適切な支援や情報提供を行っていきます。

#### ② 教育・保育の一体的提供の推進

幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるという認識のもと、家庭や地域社会、幼稚園・保育所等それぞれが幼児教育を充実させるとともに、地域における幼稚園教諭と保育士の交流や合同研修を実施するなど、相互の連携を図り、教育と保育の一体的提供に努めます。

また、子ども・子育て支援新制度における認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況に関わらず、柔軟に子どもたちを受け入れる施設であるとともに、質の高い教育と保育の一体的提供を行い、地域子ども子育て支援事業の役割を担う施設であることから、認定こども園移行への必要な支援や、普及に努めます。

#### ③ 産後の休業及び育児休業明けからの施設や事業の円滑な利用の確保

0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、教育・保育施設又は地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できる環境の整備に努めます。

#### ④ 教育・保育施設及び設備の改善

耐震化が必要とされていた幼稚園・保育所は、施設整備が完了しました。引き続き、公立幼稚園・保育所の施設改善を計画的に実施します。また、快適な教育・保育環境のため、設備の整備に努めます。

## 基本施策(2) 学校教育の充実

### 【施策の方向】

学校教育において、子どもたちが自らの夢や目標の実現をめざして努力し、自己実現を図ることができるよう、平成26年4月策定の「たかいし教育ビジョン」に基づき、確かな学力の育成をはじめ、豊かな心の育み、健やかな体の育成、社会で活躍する子どもの育成、個に応じた教育の推進に取り組みます。

また、時代や社会情勢の変化や様々な教育課題に対応できるよう、教職員の資質の向上に努めるとともに、安全・安心な教育環境の整備を進め、保護者や地域に信頼される学校づくりを推進します。

### 【具体的な取組】

#### ① 確かな学力の向上

子どもたちの基礎的・基本的な知識・技能を活用した思考力・判断力・表現力の着実な定着を育むため、「全国学力・学習状況調査」等の結果データなどをもとに課題を明らかにし「高石市学力向上大作戦」を展開し、学力向上のための授業研究や、生徒一人ひとりの習熟度や学習意欲に応じた指導方法を工夫し改善していきます。

また、「早寝・早起き・朝ごはん」の定着や、ノーテレビデーを推進し、望ましい生活習慣、学習習慣を確立するとともに、朝読書や図書ボランティアによる読み聞かせなどを通じて基礎学力を支える読書を定着させ、学力向上を図ります。

#### ② 豊かな心を育む

子どもたちが豊かな人間関係をつくり、差別をしない、差別を許さない人権についての正しい知識を身につけるよう、道徳教育と人権教育の改善・充実を図り、心の教育の推進に取り組みます。

また、様々なスポーツ選手を「夢先生」として小学校に派遣するなど、夢や志を育む教育の充実を図ります。



### ③ 健やかな体の育成

子どもたちが学齢期の心身の成長発達についての基本的な知識の習得と理解を図るとともに、健康に関する実践的な判断力や行動を選択する力を育てていきます。体育実技研修会等の充実を図り体育科の授業改善を図るとともに、全国体力・運動能力、運動習慣等調査を活用し、学校における体育・健康に関する指導の改善・充実を行います。また、子どもたちの心身の成長発達について、健康教育研修会、保健主事・養護教諭研修会を実施し、保健学習や保健指導を中心とした学校保健の充実を図ります。

特に、子どもたちの体力・運動能力の向上をめざして、「1校1実践」の取組等を通して、運動習慣の確立、即ち「運動の日常化」を図ります。

### ④ 社会で活躍する子どもの育成

時代の変化により生じる課題に対し、子どもたち自らが新しい知識や情報を得て、社会の変化の中で主体的に生きていく力を身につけ、社会で活躍することができるよう、授業において積極的にICTを活用し情報教育を推進するとともに、環境問題への関心を高め、発達の段階に応じて、地球環境や地域環境、リサイクル等の環境学習への取組を推進します。また、国際化の時代を迎え、将来国際社会で活躍できる子どもを育成するため、使える英語プロジェクト事業による英語教育を推進し、児童・生徒のコミュニケーション能力を高め、英語による交流ができる子どもを育成します。特に、小学校においては、文部科学省の特例校として1年生から英語教育を実施し、中学校卒業時には英語技能検定3級程度の学力をめざします。

### ⑤ 個に応じた教育の推進

障がいのある子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を着実に推進します。

あわせて適応しにくい子どもたち等、特別な支援や配慮を必要とする子どもたちへの指導体制や相談体制の充実努めます。

### ⑥ 教職員の資質・能力向上の推進

教職員には、使命感や倫理観、幅広い専門的知識や豊かな教養、そしてこれらに基づく実践的な指導力が求められています。専門性や今日的な教育課題への対応力を高めるための経験、職能別研修や、リーダーシップを発揮できるよう管理職研修を充実させ、校務の情報化やメンタルヘルス対策によって教員負担を軽減し、子どもたちと向き合う時間を増やすことで、指導力の一層の向上を図ります。

### ⑦ 幼児期の教育と小学校教育との連携・接続

幼児教育は義務教育及びその後の教育を培う重要なものであることを踏まえ、幼稚園、保育所、認定こども園等の連携を進めるとともに、幼児と小・中学生の交流活動プログラム、保護者の理解啓発プログラム、教育相互の連携プログラムを開発し、普及に努め、幼児一人ひとりが健全で心豊かに成長するための教育を充実します。

### ⑧ 小中学校間の連携の推進

児童・生徒の育ちを長期的に支援し義務教育9年間で同じ方向性をめざす観点から、平成23年度より中学校単位で推進してきた高石型小中連携教育について、さらに研究を深め、その成果を全小中学校で共有し推進します。

### ⑨ 安全・安心な学校教育環境の整備

快適な学校生活を送る施設づくりを推進するため、給排水設備等の設備インフラの改修や空調機増設などの施設整備に取り組みます。

また、学校における防犯設備の整備については、ICタグを利用し、児童の登下校を管理する学校防犯システムの運用を継続実施し、さらなる安全確保に努めます。学校侵入の不審者対応や、学校給食におけるアレルギー対応などについても、定期的な点検と対応研修を行い、迅速な実践につながる管理体制の充実を図ります。

## 基本施策(3) 多様な交流・体験機会の提供

### 【施策の方向】

友だちとの遊びや地域の人たちとの交流、体験などの様々な場での学びや活動を通して、次代の親となる子どもたちの自立心や自制心などの社会性やコミュニケーション力、主体性が培われるよう、地域住民や各種団体等と連携し、多様な体験機会の提供を進めます。

### 【具体的な取組】

#### ① 自然体験、社会体験活動の充実

森林等の豊かな自然環境、地域の資源を活用した農林漁業体験などの自然体験、世代間交流など多様な体験活動を通して、自然のすばらしさや美しさに出会ったり、地域社会との関わりの中で、他者との信頼関係を築いてともに物事を進めたりする喜びや充実感を体得したりすることで、思いやりの心や規範意識を育て、社会性や豊かな人間性の基礎を育みます。

#### ② スポーツ・レクリエーションの環境づくり

子どもたちがスポーツを通して健康で明るく活力ある生活と仲間づくりが進められるよう、クラブ活動を奨励し、近畿大会、全国大会等への参加を今後も継続して支援します。

また、体験活動の充実を図るため、総合的な学習の時間や特別活動の時間について、研究を進めていきます。各中学校区の地域教育協議会「すこやかネット」が中心となった「フェスティバル」や「スポーツ活動」「教職員による音楽演奏活動」など学校と地域が協力した行事を各校で実施していきます。

#### ③ 乳幼児とのふれあいや異年齢の子どもの交流機会の充実

中学生・高校生が乳幼児とふれあう体験の中で子育てに関する意義や大切さを理解し、次代を担う子どもとして成長できるよう、中学校における職場体験学習をはじめ、支援教育における幼稚園との交流、防災に係る避難訓練での幼稚園や保育所、認定こども園と小・中学校との連携など、異年齢の子どもとの交流の機会の充実を図ります。

#### ④ 職業観や勤労観の育成

小・中学校9年間を見通した組織的、系統的なキャリア教育の推進を図るとともに、全中学校区において策定した「キャリア教育全体計画」をさらにブラッシュアップし、子どもの発達段階に応じたキャリア教育の充実を推進します。

また、働く意義や日々の思い、体験談等の生の声から児童・生徒の就職に対する社会性を養うとともに、地域産業への理解を進めるため、中学校での職業人やハローワーク職員等による講話の継続実施を行います。

## 基本施策(4) 児童の健全育成

### 【施策の方向】

子育てと仕事の両立を支援し、子どもを健全に育成するため、放課後児童健全育成事業（あおぞら児童会）の充実を図り、規模の適正化や職員の研修などを通じて質の向上に努めます。

また、すべての子どもが放課後や休日を安全に過ごすことができるよう、地域住民や地域団体等との連携により、自由に遊び、学習や様々な体験活動、交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりに努めます。

さらに、有害情報や犯罪の被害から子どもを守るため、インターネットや携帯電話などの使用に関しても、啓発活動などを通して保護者の意識を高め、有害情報などへの対応策の普及に努めます。

### 【具体的な取組】

#### ① 放課後児童健全育成事業（あおぞら児童会）の充実

保護者の就労等により昼間の保育が必要な児童に、学校の空き教室を利用して、適切な遊びと生活の場を提供する放課後児童健全育成事業（あおぞら児童会）を実施しています。今後、あおぞら児童会において待機児童をつくらないことを基本とし、6年生まで対象年齢を拡大するとともに、さらに放課後児童健全育成事業の充実を図ります。（第5章参照）

#### ② 放課後子ども教室推進事業（こども元気広場）の推進

子どもたちの放課後の安全で健やかな活動場所を提供するため、小学校区の各団体等からボランティアの方々の参画・協力を得て、空き教室や運動場を利用し、放課後や土曜日にスポーツや学習活動を行うことを目的に、市内7校の小学校においてこども元気広場事業を実施しています。今後、地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、各校区内の各種団体などの参画、協力を得ながら、学習やスポーツ・文化活動など地域住民との交流を進め、すべての小学校区において、「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」を一体的に実施する総合的な放課後対策（放課後子ども総合プラン）の推進を図ります。

#### ③ 青少年健全育成活動の推進

地域の関係団体等と連携を行いながら、地域全体で子どもの健やかな成長を支援するとともに、市内で活動する青少年健全育成団体の協力を得て、社会環境の整備と子どもの健全育成支援の推進に取り組みます。

#### ④ 有害環境の把握と対策の推進

児童・生徒の携帯電話への過度の依存からの脱却を図るため、学校における「児童・生徒の携帯電話の持ち込み原則禁止」を徹底するとともに、家庭でのルールづくりなど保護者への啓発や被害者・加害者とならないよう児童・生徒への指導を充実させていきます。

また、卒業生や他校生との交友を通して、問題行動に走る場合がみられることから、交友関係を的確に把握し、指導に留意し、問題行動の減少に努めます。

#### ⑤ 道徳教育の推進

子どもに望ましい生活習慣や規範意識、思いやりの心を育てるため、小・中学校の指導内容や教材の工夫、体験活動の充実、家庭や地域との連携等を指導、支援し道徳教育の充実に取り組みます。また、高石市道徳教育推進教師連絡会及び高石市道徳研修会については、現在、国で討論されている道徳の時間の教科化も見据えて、研究を進めていきます。

### 基本施策(5) 家庭や地域の教育力の向上

#### 【施策の方向】

子どもにとって最も大切な居場所であり、人格を築く基盤でもある家庭において、親が子育ての義務と責任を十分に自覚しながら、楽しんで子育てができるよう、子どもの教育に対する家庭の役割の喚起や地域社会とのつながりを促していきます。

地域においては、学校支援ボランティアや地域教育協議会への支援による市民との協働や、人材の育成支援などを通じて地域の教育力の向上に努めるとともに、活動の場づくりを進めます。

#### 【具体的な取組】

##### ① 家庭教育への支援の充実

赤ちゃんとその保護者に、絵本を介して言葉と心がふれあうひとときを持つきっかけをつくることを目的とした活動であるブックスタートをはじめ、子どもと本を結びつける事業を実施していきます。

また、地域とのつながりの希薄化や、親が身近な人から子育てを学ぶ機会の減少など、家庭教育を支える環境が大きく変化しています。すべての親が安心して家庭教育を行えるよう、家庭教育について学習する「家庭教育学級」において家庭のニーズに沿った講座内容を一層充実させ、PTA連絡協議会が主体となる研修会等の活動を支援するなど、家庭教育力の向上を図っていきます。

さらに、公民館や市民文化会館事業等と連携し、家庭教育学習機会の提供を行っていきます。

## ② 地域の教育力の向上

学校と学校支援ボランティアをはじめとする市民が協働して、安全で安心な子どもの居場所づくりや学校支援活動を進めることにより、地域の教育力の向上を図ります。

また、地域教育協議会「すこやかネット」への支援を継続し、子どもたちが、自分で課題を見つけ、自ら学び主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力や、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を、学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ社会全体で育てていくよう努めます。

## ③ 人材の育成・活用

地域との連携を図りながら青少年活動やスポーツ活動のリーダーとなれる人材を育成するとともに、その力を生かして地域で活躍していけるような取組を進めていきます。また、こうした人材が増えていくことで、地域教育力の向上を推進していきます。

## 基本目標2 親と子の健康を守るまち

### 基本施策(1) 親と子の健康確保

#### 【施策の方向】

妊娠・出産・子育てなどの不安や悩みを軽減するため、母と子どもの健康に関する相談体制を充実させ、関係機関との連携によりきめ細かな対応を図ります。

また、保護者が子どもとともに生涯にわたって心身ともに健やかに生活できるように、疾病の予防と健康の保持・増進を促進します。

#### 【具体的な取組】

##### ① 乳幼児健康診査、フォロー体制の充実

乳幼児の健康管理とともに、疾病等の早期発見、育児不安への対応などに力を入れ、乳幼児の健全な発育に寄与することを目的として健康診査を実施しており、安心して子育てをしてもらえるよう努めます。

また、健康診査後に医療機関や関係機関などとの連携強化によるきめ細やかな事後指導や相談対応を必要に応じて実施するなど、フォローアップ体制の充実に引き続き取り組んでいきます。

##### ② 妊産婦に対する健康診査と相談の充実

妊娠中の健康管理及び妊産婦の疑問や不安の解消のため、妊婦健康診査事業について、医療機関と協力しながら充実を図るとともに、ハイリスク妊産婦のフォローに努めます。

妊婦健康診査事業は、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられ、計画期間中の見込量の達成に努めます。(第5章参照)

##### ③ 出産前教育の充実

妊娠、出産、子育てに関する正しい知識の普及と妊産婦の交流を図るため、「パパ・ママ学級」の内容充実や開催日の工夫などにより、出産前教育の充実に努めます。

また、「パパ・ママ学級」へ妊産婦だけでなく父親の積極的な参加を促進します。

##### ④ 相談と情報提供の充実

乳幼児の日々の食事や発育・発達に関する親の疑問や不安の解消に役立つよう、乳幼児相談等の相談事業を充実するとともに、幼稚園、保育所、認定こども園との連携を推進します。

また、病気や事故の最新事例紹介など、乳幼児の生活に関する情報提供の充実に努めます。

## ⑤ 基本的な生活習慣の啓発及び教育

子どもが心身ともに健康に育つために生活の基礎となる生活習慣について、今後も乳幼児期から学童においても継続的に啓発及び教育に努めます。

## ⑥ 地域における食育の推進

乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食生活の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成をめざし、食生活改善推進協議会等と連携し、小学生と保護者を対象とした「ふれ愛親子クッキング」を開催しています。今後も、食育の推進を図ります。

また、乳幼児期から思春期まで、発達段階に応じて食に関する学習の機会や情報提供を推進します。

さらに、全中学校において、平成25年度から完全給食を実施し、望ましい食生活の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成をめざしていきます。

## 基本施策(2) 思春期保健対策の充実

### 【施策の方向】

家庭、学校、地域などが連携して未成年の喫煙・飲酒、薬物乱用などに関する正しい知識を学ぶことができる機会づくりを進めるとともに、その普及・啓発に努め、未成年の喫煙・飲酒、薬物乱用などの防止に努めます。

また、男女がお互いの性を尊重するとともに、望まない妊娠や性感染症予防についての正しい知識の習得ができるよう、学校教育における教育・学習内容を充実させます。

### 【具体的な取組】

#### ① 喫煙・飲酒・薬物に関する教育

小・中学校において、警察などの関係機関の協力を得ながら、喫煙や飲酒、薬物乱用などの防止のための教育を推進します。

#### ② 性に関する正しい知識の普及

思春期は、豊かな母性、父性を育むために重要な時期であり、生命の尊さや自分たちが将来子育ての当事者になることの自覚を促すことも必要です。このため、思春期における自我の確立、身体発育や性機能の発達、性感染症や人工妊娠中絶の身体に及ぼす影響など正しい知識の普及、健康的で豊かな人間性と社会性をもった性意識、性行動を身につけるよう、指導を推進していきます。



### ③ 母子保健と学校保健の連携

小学校教育研究会等では情報交換と連携の強化に努めています。今後も、乳幼児期の生活習慣等子どもの生活環境についての情報も得ながら、学校における健康教育の充実に向けて情報提供を積極的に行っていきます。

## 基本施策(3) 小児救急医療体制の充実

### 【施策の方向】

子どもの健康管理に関してかかりつけ医を持つことの大切さを啓発するとともに、緊急時にも迅速・適切に救急医療を受けることができるよう、小児救急医療体制についての周知を図ります。

### 【具体的な取組】

#### ① かかりつけ医を持つことについての啓発

子どもの健康管理や緊急時に相談できるよう、かかりつけ医を持つことの大切さについて啓発を図ります。

#### ② 小児初期救急医療体制の充実

泉州北部地域5市1町（高石市・和泉市・泉大津市・岸和田市・貝塚市・忠岡町）で医療協議会を設け、岸和田メディカルセンター内に泉州北部小児初期救急広域センターを開設しています。今後も小児の初期救急を充実させるため、都道府県、近隣の市町村及び関係機関との連携の強化を図ります。

また、泉州地区小児科救急輪番体制の整備とともに、広報、ホームページ、施設等を通じて周知の徹底を進めます。

#### ③ 小児救急電話相談についての周知

夜間の子どもの急病時、病院へ行ったほうがよいかどうか、判断に迷った時などに看護師が相談に応じる小児救急電話相談について周知を行います。

#### ④ 乳幼児の事故についての周知と予防の推進

乳幼児に起こりうる重大な事故を予防するため、乳幼児健診の案内にチラシを同封し、4か月健診では事故防止の話を実施しています。発達段階に合わせて事故予防の周知に努め、子どもの命を守るため、保護者に対して意識づけを行います。

## 基本目標3 配慮を必要とする子どもと家庭を支えるまち

### 基本施策(1) 児童虐待防止対策等の充実

#### 【施策の方向】

児童虐待防止について、子どもを虐待から守るメッセージリボンであるオレンジリボン・キャンペーンを通して広報啓発に取り組みます。

また、妊娠期から乳幼児期を通した母子保健活動との連携により、養育支援を必要とする家庭を早期に発見し、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業（ショートステイ）などの社会資源を活用し支援します。

さらに、虐待（疑いを含む）通告を受けた際には、庁内の連携を図るとともに、警察や医療機関などの関係機関とも連携をとった取組を行います。

#### 【具体的な取組】

##### ① 啓発の推進

児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応のため児童虐待防止月間（11月）を中心に各種啓発活動を実施します。

また、怒らない、叩かない、具体的なしつけの方法について、コモンセンス・ペアレンティングなどの子育てスキルを学ぶための子育て講座や講演会を行います。

##### ② 子どもの安全確保の優先と迅速な対応

虐待（疑いを含む）通告を受けた際には、子どもの安全確保を第一に考え、関係機関等への情報収集、状況調査を行いながら、子ども家庭センター（児童相談所）と密接に連携して迅速かつ適切な対応に努めています。また、児童虐待の「心理的虐待」のうち、子どもの面前で行われる配偶者間暴力（DV）が増加していることから、DV被害者対策の充実を図ります。

##### ③ 養育支援訪問事業の推進

特に支援が必要である家庭に対し、家庭児童相談員や保健師などがその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。（第5章参照）

##### ④ 組織的な対応の促進

要保護児童対策地域協議会を中心として、学校、幼稚園、保育所、認定こども園等での児童の見守り、保健センターにおける健診等の母子の観察、民生委員・主任児童委員・児童委員による地域での見守りを依頼するなど、関係機関や地域が連携を図ります。（第5章参照）

## 基本施策(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

### 【施策の方向】

ひとり親家庭が経済的な基盤を確保し、安心して子育てが行えるよう、相談機能を強化し、経済的支援や、養育費の確保策、資格取得に向けた訓練等受講の促進、就業支援事業の推進を通じて、総合的な自立支援を推進します。

### 【具体的な取組】

#### ① 相談体制の充実

母子・父子自立支援員がひとり親家庭等の自立のための相談に応じます。育児・就労・経済的問題など広い分野に渡る内容に適切に対応し、多様な支援施策や社会資源などの適格な情報が求められるため、関連部署・機関と連携しながら相談機能や情報提供機能の充実を図ります。

#### ② 経済的支援の推進

ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成制度による経済的支援制度を推進します。また、大阪府母子寡婦福祉資金、父子福祉資金により、貸付を行っています。

#### ③ 養育費の確保に向けた情報提供・啓発活動

子どもの養育費は、親としての経済的な責任を果たすだけでなく、子どもの福祉の観点からも望ましいことであることから、ひとり親家庭が養育費を適切に受け取ることができるよう、養育費に関する情報提供や啓発活動を推進します。

#### ④ 就業支援事業の推進

ひとり親家庭等の自立と生活の向上を図るため、個々の状況に合わせた就業を支援します。また、より良い条件の職への就業につなげるため、就職支援講座の開催や資格・技能習得の支援をするとともに、公共職業安定所等の関係機関との連携を深め、就職・転職に関する支援を推進します。

#### ⑤ 訓練等受講の促進

看護師など、就職の際に有利で生活の安定に効果の高い資格の取得を目的に修業する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給する「高等職業訓練促進給付金等事業」の周知を図り、利用を促進します。

また、「自立支援教育訓練給付金事業」についても周知を図り、雇用保険制度の指定教育訓練講座など、就業に結びつく可能性の高い講座を受講するひとり親家庭の父母を支援し、自立の促進を図ります。

## 基本施策(3) 障がい児施策の充実

### 【施策の方向】

障がいのある子どもとその保護者が地域の中で安心して暮らしていけるよう、関係部局や幼稚園、保育所、認定こども園、あおぞら児童会、学校、医療機関などの関係機関が連携を強化し、個々の状況に応じたきめ細かな相談や対応を図ります。

また、発達障がい等、個々の障がいの種類や程度に応じて、適切な対応や教育・保育の充実が図れるよう、研修などを通じて支援にあたる職員の資質の向上に努めます。

### 【具体的な取組】

#### ① 発達相談の充実と障がいの早期対応

発達相談について、子育て支援課や保健センターとの連携を強化しながら、幼稚園、保育所、認定こども園等へ発達相談員が巡回相談（市町村保育所、幼稚園等巡回支援事業）を行うことにより、園の指導者の指導力の向上を図ります。行動面や対人関係において気になる園児や障がいのある園児について、園の指導者がよりよく園児を理解し、園での生活がスムーズにいくよう、園の指導者と専門職がともに考え、支える体制を整えます。

#### ② 支援施設の充実

児童発達支援センターである松の実園を障がいの重度・重複・多様化の傾向に対応した相談や訓練、療育を行うことができる中心的施設として、障がい児療育の充実に努めます。

#### ③ 就学児支援の充実

就学支援を通じて幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との連携を図り、就学後の学校生活がより適切なものとなるよう支援します。保護者、幼稚園、保育所、認定こども園に趣旨、意義等を十分説明するとともに、小学校への就学支援の充実を図ります。

#### ④ 支援教育の充実

発達障がい等の特性の理解を深め、幼児・児童・生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導ができるよう、教職員への研修会を充実させ、校内委員会の活性化等を推進します。

また、障がいの種別に応じた適正な支援学級の設置を進めるとともに、障がいの程度に応じ、看護師配置や理学療法士の派遣を実施するなど、支援教育の充実を図ります。

さらに、インクルーシブ教育の推進をめざし、1中学校区で文部科学省のモデル構築事業の指定を受け、研究を進めています。全小中学校で共有化を図り、ともに学びともに育つ機会の確保に努めます。

## ⑤ 啓発の推進

障がいの有無にかかわらず、お互いに支え合う社会の実現に向けて、市民に対し、発達障がいや支援教育に関する啓発活動の推進に努めます。

## ⑥ 障害福祉サービスや地域生活支援事業の利用促進

障がいのある子どもとその家族の生活を効果的に支援するため、必要な障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供に努めます。

また、発達障がいや難病患者等も障害者総合支援法の対象となることから、障害福祉サービスや地域生活支援事業について周知に努め、利用の促進を図ります。

さらに、障がいのある子どもとその家族の立場に立った相談が行えるよう、相談支援機能の充実を図ります。

## 基本施策(4) 心の問題を抱える子ども等への支援

## 【施策の方向】

心の問題を抱える子どもやその保護者に対して、身近に相談できる機会や専門的な相談など、職員の資質の向上とともに、相談体制の充実を図ります。

また、犯罪やいじめ、児童虐待などの被害にあった子どもの精神的なダメージの軽減と不登校の悩みを抱える子どもの立ち直り支援の充実を図ります。

## 【具体的な取組】

## ① 相談・支援体制の充実

教職員が被害を受けた児童・生徒の出すシグナルを見逃すことのないよう、子ども理解のための研修会等を実施し、早期に子どもへの対応を行います。いじめが確認された場合は、「いじめは絶対に許されない」との強い指導を行っていきます。

また、いじめアンケート等によるいじめの把握に対して、迅速な対応ができるよう、カウンセラーによる相談機会の充実や、関係諸機関との連携の強化に努めます。

さらに、子どもたちそれぞれに成長を促す指導方法の研究を進めるとともに、学級集団作り等の研修を進めます。

## ② 関係機関との連携

関係各課、学校、警察、少年サポートセンター、子ども家庭センター、家庭児童相談員等との連携を密にし、犯罪、いじめ等の被害を受けた児童・生徒に対して、各機関が協力して適切に支援するように努めます。

### ③ 不登校の対策と適応指導教室「つれづれ」

家庭や関係機関との連携を図り、不登校の適切な対応に努めます。また、教育研究センター内に設置している適応指導教室「つれづれ」における指導の工夫を図り、学校適応指導の充実に努めます。

## 基本目標4 子育てと仕事、地域生活を支えるまち

### 基本施策(1) 多様な保育ニーズへの対応

#### 【施策の方向】

共働き家庭やひとり親家庭の保育ニーズに対応し、時間外（延長）保育等地域・子ども・子育て支援事業をはじめ保育サービスの充実に努めます。

また、就労の有無にかかわらず、一時的・緊急的な保育ニーズなどへの対応を図ります。障がいのある子どもの保育の充実に努めます。

#### 【具体的な取組】

##### ① 乳児保育の充実

共働き家庭の増加や勤務形態の多様化により、産休明けの職場復帰や1年間の育児休業取得が困難な保護者など、0歳児保育についてのニーズが高まっています。市内全保育所・認定こども園において、0歳児保育（満2か月児からの保育）を実施しています。（第5章参照）

##### ② 一時保育等の充実

保護者の急用発生などの緊急時や週数日のパートタイム就労の非定型、また、育児不安等の私的理由に対応するなど、地域の多様なニーズに対応するため、保育所、幼稚園、認定こども園での一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）などの子育て関連サービスについて、必要に応じて効果的に組み合わせ情報提供できるよう、コーディネート機能を強化します。（第5章参照）

##### ③ 時間外（延長）保育の充実

保育所・認定こども園では通常保育の終了後、延長して子どもを預かる延長保育を実施しています。現在保育所3か所で19時まで、5か所で21時までの延長を実施しています。今後も、働く女性の増加や勤務形態の多様化に対応できるよう、ニーズに応じた事業量を確保します。（第5章参照）

##### ④ 病児・病後児保育の推進

子どもが保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合に、保育所・認定こども園において緊急対応や保健的な対応を図るため、病児・病後児保育（体調不良児型）を実施しています。また、子どもが病気の際に、就労等の都合により保護者の保育が困難な場合、病院等において子どもを一時的に保育する（病児・病後児対応型）又は子どもの自宅に訪問する（訪問型）事業において、平成28年度を目標として事業の実施をめざします。（第5章参照）

#### ⑤ 休日保育の推進

日曜日、祝日等の保育所での保育サービスについては、就労形態の多様化により両親ともに常勤しているケースもみられることから、他の保育事業と今後検討します。

#### ⑥ 夜間保育の推進

22時を基本として開設する夜間保育事業について、時間外保育の延長等による対応などを含め、今後検討します。

#### ⑦ 障がい児保育等の推進

障がい児保育事業を実施するにあたり、発達相談員による巡回相談等を実施や、保育士の加配などにより、障がい児保育事業をサポートする体制を整えています。今後とも、障がいのある子どもや、配慮を必要とする子どもの受け入れを支援していきます。

#### ⑧ 保育事業の質の向上

保育事業の質の向上を図るため、保育施設における自己評価を職種別で実施しています。今後も随時、職員研修を実施するとともに、第三者評価の導入を進め、保育事業の質の向上に努めます。



## 基本施策(2) 地域子ども・子育て支援事業の充実

### 【施策の方向】

すべての子育て家庭が地域の中で子育ての不安や悩みを抱えたまま孤立することのないように、乳児家庭全戸訪問事業を推進するとともに、子育て支援センターを中心に、できる限り身近な地域で子育て相談や交流の機会を提供できるよう取り組みます。

また、緊急時等の多様な保育ニーズに対応できるよう、地域子ども・子育て支援事業の充実を図ります。

### 【具体的な取組】

#### ① 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の推進

この事業は、すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ることを目的とした事業で、新制度の中で地域子ども・子育て支援事業に位置づけられました。高石市では、平成23年度より子育て支援センターが中心となって実施してきました。育児相談や子育てに関する情報提供のみならず、家庭の養育環境を把握することも本事業の目的であり、訪問の結果、支援が必要な家庭には養育支援訪問事業につなげるなど、継続的な支援に努めます。また、母子手帳交付時等、本事業の周知に努めます。（第5章参照）

#### ② 地域子育て支援センター事業の充実

子育てに関する様々なニーズに対応するため、保育所、幼稚園、保健所、病院などの子育て関連施設のサービス内容を把握し、必要に応じて効果的に組み合わせるよう、地域でのコーディネート機能を強化していきます。（第5章参照）

#### ③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）の充実

保護者の疾病疲労その他の身体上、精神上又は環境上の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、7日以内の短期間の養育を行うショートステイ事業を実施しています。本事業は、新制度の中で地域子ども・子育て支援事業に位置づけられました。今後も地域子ども・子育て支援策として利用しやすい環境を整備し、普及に努めます。（第5章参照）

#### ④ 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の充実

保護者の仕事等の理由で、平日の夜間又は休日に不在となり、帰宅が夜間になるなど家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、児童福祉施設で一時的に児童を養育・保護するトワイライトステイ事業を実施しています。本事業は、新制度の中で地域子ども・子育て支援事業に位置づけられました。今後も地域子ども・子育て支援策として利用しやすい環境を整備し、普及に努めます。（第5章参照）

## ⑤ ファミリー・サポート・センター事業の推進

地域における子育ての相互援助活動を行う会員制組織であるファミリー・サポート・センター事業を社会福祉協議会に委託し実施しています。本事業は、新制度の中で地域子ども・子育て支援事業に位置づけられました。保育所等の開始前後における児童の預かりや送迎、また保護者が病気や休養時等に児童の預かりを行うことにより、仕事と育児の両立や地域の子育てを支援します。(第5章参照)

## ⑥ 園庭開放等子育て支援の推進

幼稚園や保育所、認定こども園において、園庭開放、育児教室等を実施し、身近な地域での子育て支援のセンター的役割を担っています。今後も、民生委員・主任児童委員・児童委員等と連携し、未就園児の保護者が地域の中で子育ての悩みを抱えたまま孤立することがないように、参加を働きかけるとともに、相談等子育て支援の充実に取り組みます。

## 基本施策(3) 地域における子育て支援のネットワークづくり

### 【施策の方向】

子どもに関する様々な問題や子育てについての悩み、不安を軽減・解消できるように、関係機関や団体等との連携を強化し、個々の家庭状況や子どもの発達段階に応じた適切な相談・指導の充実を図ります。

また、常に変化する子育て家庭の状況を把握し、柔軟に対応していくため、行政部局間の連携をはじめ、子育て・家庭教育などを支援する関係機関や団体、サークルなどの専門機関がお互いに情報交換や連携して取り組むことができるネットワークづくりを進めます。

また、子育てに関連する情報を積極的に発信することにより、その家庭が必要とするサービスを利用できるように支援します。

### 【具体的な取組】

#### ① 相談体制の充実

子どもに関することや子育てについての悩み、不安を軽減・解消できるよう、地域子育て支援センターをはじめ、様々な相談窓口での対応の充実を図るとともに、関係機関や団体等との連携を強化し、個々の家庭状況や子どもの発達段階に応じた適切な相談・指導の充実を図ります。

また、子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、幼稚園、保育所、認定こども園についての相談等に対応できるよう、利用者支援事業を推進します。(第5章参照)

## ② 地域での子育て支援に関する関心の喚起

核家族の増加や地域における人間関係の希薄化、母親の就労ニーズの高まりなど、子どもを取り巻く環境が変化する中で、地域社会全体で子どもの育ちや子育て家庭を見守り、応援することができるよう、子育てへの関心を高め、理解を深めるための啓発を進めます。

## ③ 地域での子育て支援ネットワークの強化

多様化する子育ての不安やニーズに対して地域で幅広く支援するため、子育て支援課、教育指導課、総合保健センター、NPO等が連携を図り、子育て支援情報誌「パパママ応援ブック」、子育て総合サイト「たかいし子育てねっと」を通じて、親子で楽しむ遊び場所や子育てサークル、相談機関などの情報を提供しています。今後も、子育て支援策として情報提供に努めます。

## ④ 子育ての仲間づくりの支援

子育ての不安やストレス等の精神的負担を減らすとともに、保護者同士の交流や情報交換等の場となるよう、子育て支援課（地域子育て支援センター）、教育指導課、総合保健センター、幼稚園、保育所、NPO等が連携を図り、幼稚園や保育所、認定こども園、地域での場の提供を進めるとともに、子育てサークル等仲間づくりと活動の支援に努めます。

## 基本施策(4) 子育てを大切にす職場環境づくり

### 【施策の方向】

仕事と生活の調和「ワーク・ライフ・バランス」のとれた社会を実現し、すべての人が安心して子育てや地域活動などに参加できるよう、企業に対して育児・介護休業制度の普及・定着を促進するとともに、労働条件の改善や働き方の見直しについて啓発に努めます。

また、仕事と生活の調和に取り組んでいる企業に関する紹介などを行い、市民の関心を高めます。

### 【具体的な取組】

#### ① 男性を含めた働き方の見直し

市民一人ひとりが性別にかかわらず自分らしさを尊重し、個人の能力と個性を発揮して、多様な生き方を可能にする男女共同参画社会をめざして、就労の場における男女平等の促進や家庭生活における男女共同参画の促進など、関係機関と連携しながら、様々な施策の実施に努めます。

## ② 企業に対する意識啓発

雇用における男女平等や休業制度等の法律改正等があった場合、企業に対し、関係機関を通じて、情報提供を行っていきます。また、高石市事業所人権教育推進連絡協議会加入事業所に対し、国や大阪府等が発行する職場での男女平等に関する啓発冊子などを配布し、男女がともに子育てを担い、仕事と家庭を両立できるよう、引き続き啓発・周知に努めるとともに、研修会を企画するなど、一層の意識啓発を進めます。就職差別撤廃月間（6月）における街頭キャンペーンにおいても、男女雇用機会均等に関する啓発に努めます。

## ③ 女性の就労支援

女性が結婚、出産、育児等で差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるよう、「女性相談」及び「人権相談」を継続して実施し、個別のケースに応じて、関係機関と連携しつつ、必要な情報の提供に努めます。

また、女性の就労支援は、男女共同参画社会をめざす上でも非常に重要であるため、これをテーマとした講座の開催を企画するなど、さらなる取組に努めます。

## ④ 男女共同参画社会づくりの推進

「高石市男女共同参画計画（平成19年3月策定）」に基づき、一人ひとりが性別にかかわらず自分らしさを尊重し、個人の能力と個性を発揮して、多様な生き方を可能にする男女共同参画社会をめざして、就労の場における男女平等の促進や家庭生活における男女共同参画の促進など、様々な施策の実施に努めてまいります。また、講座の開催等においても関係課と共催で企画するなど、全庁的な取組を促進し、男女共同参画の機運を高めていきます。

## 基本目標5 親も子ども安全・安心に暮らせるまち

### 基本施策(1) 快適なまちづくりの整備

#### 【施策の方向】

子育てしやすい、住みよいまちをめざして、子育てに配慮した良質な公営住宅の整備を推進します。妊婦、親子連れの人が安全・快適に外出できるよう、歩道や交通安全施設の整備を進めるとともに、駅舎及びその周辺について、関係機関と協議しバリアフリー化を進めます。

#### 【具体的な取組】

##### ① 安全・安心な公営住宅の整備

平成24年度に、時代に対応した安全・安心な住居づくりや、高齢者や障がいのある人にもやさしいバリアフリー化等、居住環境を整備するため、「高石市営住宅長寿命化計画」を策定しました。また、小学校就学前の子どもがいる世帯を対象としていた裁量世帯条件について、中学校卒業までの子どもがいる世帯まで拡充しました。今後は、長寿命化計画に基づき、整備を進めます。

##### ② 安全な道路交通環境の整備

新バリアフリー法に基づく基本構想作成（特定経路の整備）については、今後とも関係機関と協議します。

また、事故の危険性の高い通学路等については、都市計画道路の整備に併せ歩道等を設置するとともに、自転車道については延長整備を進めます。

##### ③ 駐車スペース等の確保、駐車マナーの向上

駐車場の整備については、「高石市開発指導要綱」に基づき、必要台数を確保するよう指導を徹底します。

また、違法駐車については、春と秋の交通安全運動期間中にキャンペーンで駐車マナーの向上を訴えます。

##### ④ 妊婦・親子連れなどに配慮したまちづくり

妊婦や親子連れが安心して外出できるよう、都市計画道路の進捗に併せ歩道の整備を進めます。

また、鉄道駅舎のバリアフリー化については、大阪府・鉄道事業者（JR 西日本、南海電鉄）等と協議を進めます。

さらに、羽衣駅周辺地区交通バリアフリー基本構想に基づき、関係事業者と羽衣駅周辺のバリアフリー化に向けた協議を進めます。

## 基本施策(2) 交通安全教育の推進

### 【施策の方向】

子どもが交通事故にあわないよう、関係機関と教職員やP T A、地域住民等が連携し、交通安全教育を推進するとともに、登下校時の見守り等、防犯活動を促進します。

また、チャイルドシートの正しい使用の周知を進めるとともに、自転車による事故の被害者、加害者にならないよう、利用に際してのルール等の周知と指導を進めます。

### 【具体的な取組】

#### ① 交通安全教育の推進

高石警察署を招いての小学校低学年児童に対する交通安全教室や、小中学校の保健体育科強化指導を深めていくとともに、地域のボランティアの方とも連携して交通安全教育を推進します。

特に、登下校の安全について保護者等の関心が高まっていることから、児童・生徒の登下校時における交通安全についての指導をはじめ、各小学校区における通学路における対策必要箇所について教職員、P T Aがともに把握し、子どもたちの安全確保の充実を図ります。

#### ② チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、使用効果及び正しい使用方法について、交通安全運動期間中の街頭キャンペーンや、各交通安全教室においてパンフレットの配布を行い、啓発に取り組みます。

#### ③ 自転車利用についてのルールの徹底

自転車の正しい乗り方について、交通事故を起こさないよう、小学生を対象とした警察官の指導、交通指導員の街頭指導等で、自転車利用についてのルールの徹底を進めます。

## 基本施策(3) 防犯・防災対策の推進

### 【施策の方向】

子どもを犯罪被害から守るため、日頃から地域住民同士があいさつを交わしたり、顔の見える関係づくりを促進するとともに、教職員やPTA、地域住民等が連携し、登下校時のパトロール体制を強化します。

また、緊急時には子どもが助けを求めることのできる場所の確保に努めます。

さらに、地震などの災害時において、迅速に対応できるよう、学校等において定期的に避難等の集団訓練を行います。

### 【具体的な取組】

#### ① 防犯灯の整備

市内の自治会が設置する防犯灯について、LED防犯灯設置の推進を図っていくとともに、防犯灯の設置補助や使用電気料金補助を続けるほか、開発協議に際して住宅等の防犯灯の設置を強く勧めていきます。

#### ② 地域での見守り活動の推進

子どもたちの安全確保を図るため、保護者・地域・関係団体等の協力を得て、全小学校に結成されている「子どもの安全見まもり隊」による地域ぐるみの見守り活動の継続的な推進を図ります。

また、学校と通学路の安全点検を実施し、交通安全と防犯の視点で作成している学校ごとの「安全マップ」の見直しを、学校・家庭・地域で行い、安全対策の向上を図ります。

#### ③ こども110番運動の推進

子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時、助けを求めてかけ込んできた時に、保護することができるよう、地域住民や事業所、商店等の協力を得て、こども110番運動を推進します。

#### ④ 自らの命を守り抜く力の育成

自然災害に対して、自分の命は自分で守る意識を持ち、災害時には自らの危険を予測し、回避する能力を高めていくことが重要であることから、幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校において防災に関する研修会を行い、教職員の防災に関する意識・対応能力の向上を図るとともに、児童・生徒等には学級活動や各教科を通して、災害時に主体的に行動する態度を育成する防災教育ならびに防災訓練の推進を図ります。

## 第5章 事業の見込量と確保方策

### 1 事業の見込みについて

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により、市町村は、「基本指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）を定めるものとされています。

また、同条第2項において、計画に記載すべき事項が定められています。その内容は以下のとおりですが、この記載すべき事項に基づき見込量と確保方策について、この章でまとめています。

#### ■子ども・子育て支援事業計画に記載すべき事項

##### (1) 幼稚園や保育所・認定こども園などに関する需給計画

幼稚園や保育所・認定こども園について、計画期間の5か年度それぞれに、「利用見込量」と、その見込量に見合う幼稚園や保育所などの定員（供給）を確保していくための計画（確保策）を定めます。

##### (2) 時間外（延長）保育事業等地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画

時間外（延長）保育事業をはじめ、地域子ども・子育て支援事業について、見込量と確保策を定めます。地域子ども・子育て支援事業は、以下の事業をいいます。

- |                              |                                                    |
|------------------------------|----------------------------------------------------|
| ① 利用者支援に関する事業                | ⑧ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 |
| ② 時間外（延長）保育事業                | ⑨ 地域子育て支援拠点事業                                      |
| ③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業           | ⑩ 一時預かり事業                                          |
| ④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 | ⑪ 病児・病後児保育事業                                       |
| ⑤ 放課後児童健全育成事業                | ⑫ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）                   |
| ⑥ 子育て短期支援事業                  | ⑬ 妊婦に対して健康診査を実施する事業                                |
| ⑦ 乳児家庭全戸訪問事業                 |                                                    |



## 2 将来の子ども人口

事業の見込量を設定するため、基礎となる将来の子ども人口の推計を行いました。

### ■子ども人口の推計方法について

#### ① 推計方法：コーホート変化率法

「コーホート」とは、ある年（期間）に生まれた集団のことをいい、コーホート法とは、その集団のある期間の人口変化を観察することで、将来人口を推計する方法をいいます。コーホート法による人口推計の主な方法としては、「変化率法」と「要因法」があります。

コーホート変化率法とは、あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法のことです。

#### ② 基準年：平成26年

#### ③ データ：平成20年～26年の3月末現在の学区別の性・年齢1歳階級別人口

#### ④ 合計特殊出生率：国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月の推計（中位）に用いた仮定値を参考に、実際の高石市の出生数で補正し、女性の15～49歳の出生率を設定しました。

学区別にも、市全体と同様に15歳から49歳までの女性子ども比を仮定値として算出し設定しました。

#### ⑤ 男女児性比：学区別には、平成20～26年の0歳児の平均性比をそれぞれ用いて配分しました。市全体は、学区別推計人口を積み上げています。

市全体及び各学校区の子ども人口の推計結果は次頁以降のとおりですが、高石市の人口は年480人程度の減少を続け、計画の最終年である平成31年には56,158人と推計されます。

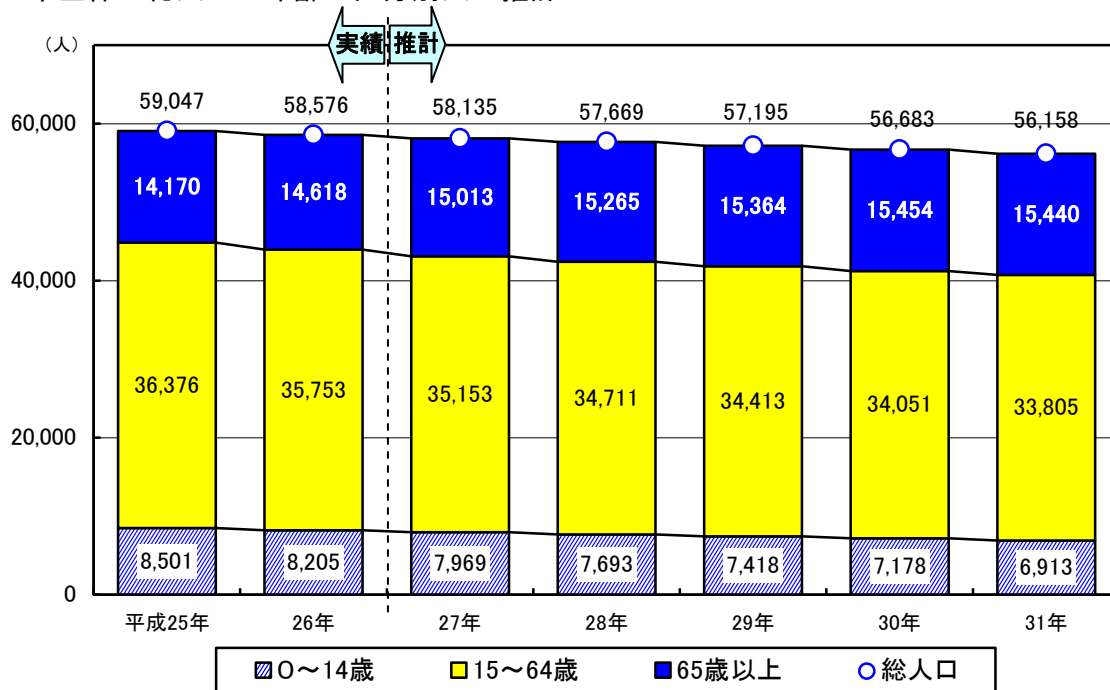
0歳～14歳の年少人口及び15歳～64歳の生産年齢人口は減少を続け、平成31年にはそれぞれ6,913人、33,805人と推計されます。

一方、65歳以上の高齢者人口は増加を続け、平成31年には15,440人と推計されます。平成31年の年少人口率が12.6%に対し、高齢者人口率（高齢化率）は27.5%と見込まれます。

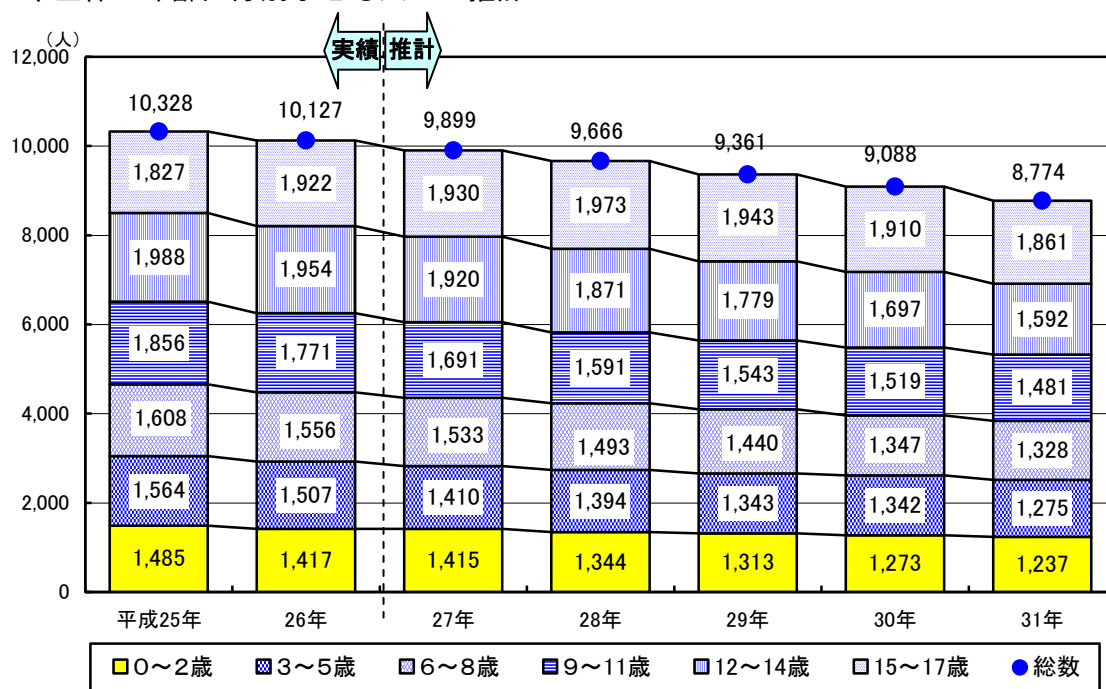
0歳～17歳の子ども人口総数は減少を続け、平成31年は8,774人と推計されます。

3歳刻みの年齢層別人口のうち、どの年齢層も若干の増減はあるものの、減少傾向にあります。最も減少率が高いのが12歳～14歳で、平成26年の81.5%となるものと見込まれます。一方、最も減少率が小さいのが15歳～17歳で、平成26年の96.8%と見込まれます。

■市全体 総人口・年齢3区分別人口推計



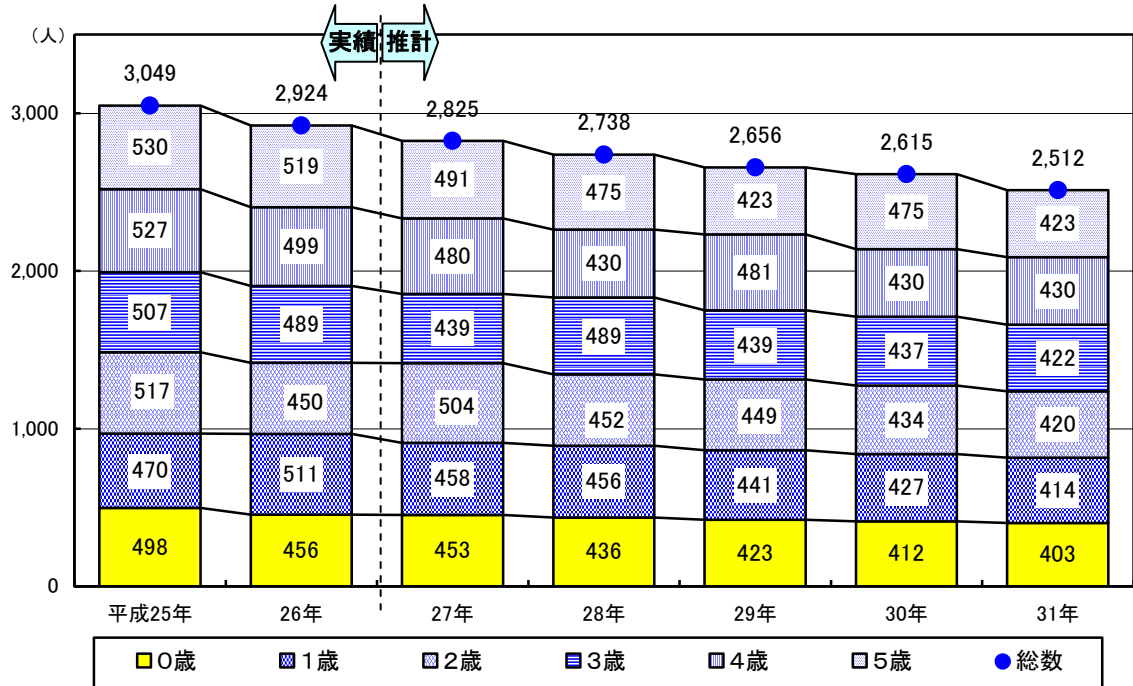
■市全体 年齢区分別子ども人口の推計



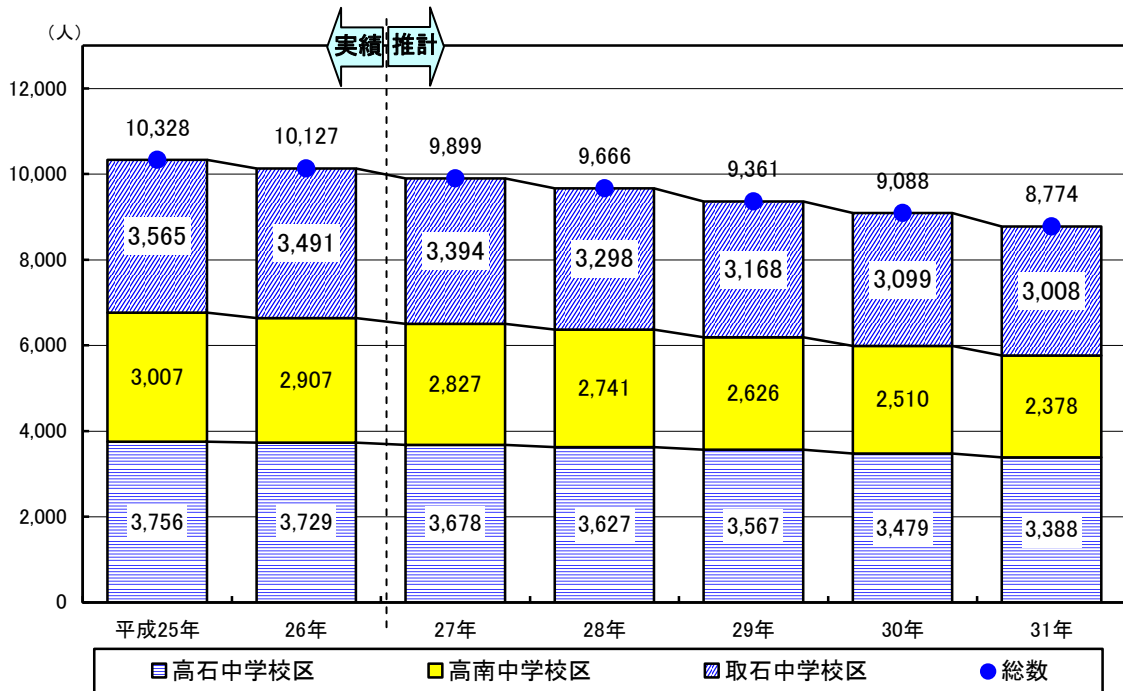
0歳～5歳の就学前人口について1歳階級で見ると、どの年齢も若干の増減はあるものの減少傾向を示すものと見込まれます。

計画期間中の中学校区別の子ども人口の推計では、平成26年に比べて平成31年の減少率が大きいのは高南中学校区で、平成26年の81.8%と見込まれます。次いで取石中学校区が86.2%、高石中学校区が90.9%と見込まれます。

■市全体 就学前人口の推計



■中学校区別 子ども人口の推移



■市全体就学前及び小学生人口の推計結果

年齢	実績	推計				
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	456	453	436	423	412	403
1歳	511	458	456	441	427	414
2歳	450	504	452	449	434	420
3歳	489	439	489	439	437	422
4歳	499	480	430	481	430	430
5歳	519	491	475	423	475	423
小計	2,924	2,825	2,738	2,656	2,615	2,512
6歳	519	506	479	464	413	463
7歳	515	516	403	476	461	408
8歳	522	511	511	500	473	457
9歳	559	522	510	511	498	471
10歳	608	559	520	509	512	497
11歳	604	610	561	523	509	513
小計	3,327	3,224	3,084	2,983	2,866	2,809

### 3 教育・保育提供区域の設定

#### ① 教育・保育提供区域の定義

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法に係る教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域です（子ども・子育て支援法第61条第2項）。

教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定します。

地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲となる教育・保育提供区域では、運用にあたり、次の事項が定められています。

#### ■教育・保育提供区域の運用に関して、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に定める事項

##### 1 教育・保育提供区域は、教育・保育事業に共通の区域設定が基本

ただし、施設状況や利用実態に応じて、「子どもの認定区分ごとの設定」「地域子ども・子育て支援事業ごと（13事業のうち、11事業）の設定」も可能となっています。

##### 2 教育・保育提供区域は、教育・保育事業を認可する際の需給調整の判断基準

各提供区域の中で供給が不足する区域がある場合、その区域内に認可基準を満たす申請があれば、原則、認可しなければならないとされています（※）。



※①社会福祉法人、学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識や経験に関する要件を満たすことを求める。②その上で、欠格事由に該当する場合や、供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

##### 3 施設や事業の利用は、提供区域内での利用が原則

ただし、区域外の施設・事業の利用も可能となっています。

## ② 高石市における教育・保育提供区域の設定

高石市は、東西約6.1km、南北約4.1km、面積11.35km<sup>2</sup>の市域となっています。市内には保育所が7か所（うち、私立6か所）、幼稚園が5か所（うち、私立2か所）、認定こども園が1か所、小学校は7校、中学校は3校あります。

認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域を設定するにあたり、次のことを重視します。

### 1) 供給過多、あるいは供給過少にも柔軟に対応できること

区域を設定した場合、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合以外は、基準等の条件を満たす申請が提供されると、認可することになるため、他の区域が供給過多であっても新たに認可することになるので、資源の有効活用が妨げられることは避けるようにします。

### 2) 子ども同士、親同士の交流機会の増加につながるようにすること

地域特性や上記の観点も踏まえ、高石市では教育・保育提供区域について、次のとおり設定します。

① 認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域など、基本となる提供区域は、「市全域」の1区域とします。

② 地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域は、次表のとおりとします。

※ 1号認定：3歳以上の就学前の子どもで教育希望

2号認定：3歳以上の保育が必要な就学前の子どもで保育を希望

3号認定：3歳未満の保育が必要な子どもで保育を希望

## ■地域子ども・子育て支援事業の提供区域

11事業	提供区域
<b>利用者支援事業</b> 子ども又はその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等	市内全域
<b>時間外（延長）保育事業</b> 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の保育の実施	市内全域
<b>放課後児童健全育成事業</b> 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供	市内全域
<b>子育て短期支援事業</b> 保護者が疾病等の理由により、家庭において児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設等において養育・保護	市内全域
<b>乳児家庭全戸訪問事業</b> 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、養育環境の把握や情報提供等	市内全域
<b>養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業</b> 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導や助言等	市内全域
<b>地域子育て支援拠点事業</b> 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、相談、情報の提供や助言等	市内全域
<b>一時預かり事業</b> 幼稚園や保育所において一時的に乳幼児を預かり、必要な保護を実施	市内全域
<b>病児・病後児保育事業</b> 病児又は病後児について、病院や保育所等の専用スペース等で一時的に保育する又は自宅に訪問し保育する事業	市内全域
<b>子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）</b> 乳幼児や小学生等の児童を有する保護者等を会員として、預かり等の希望者と援助することを希望する会員との相互援助活動に関する連絡・調整等	市内全域
<b>妊婦に対して健康診査を実施する事業</b> 妊婦が定期的に行う健診費用を助成	市内全域

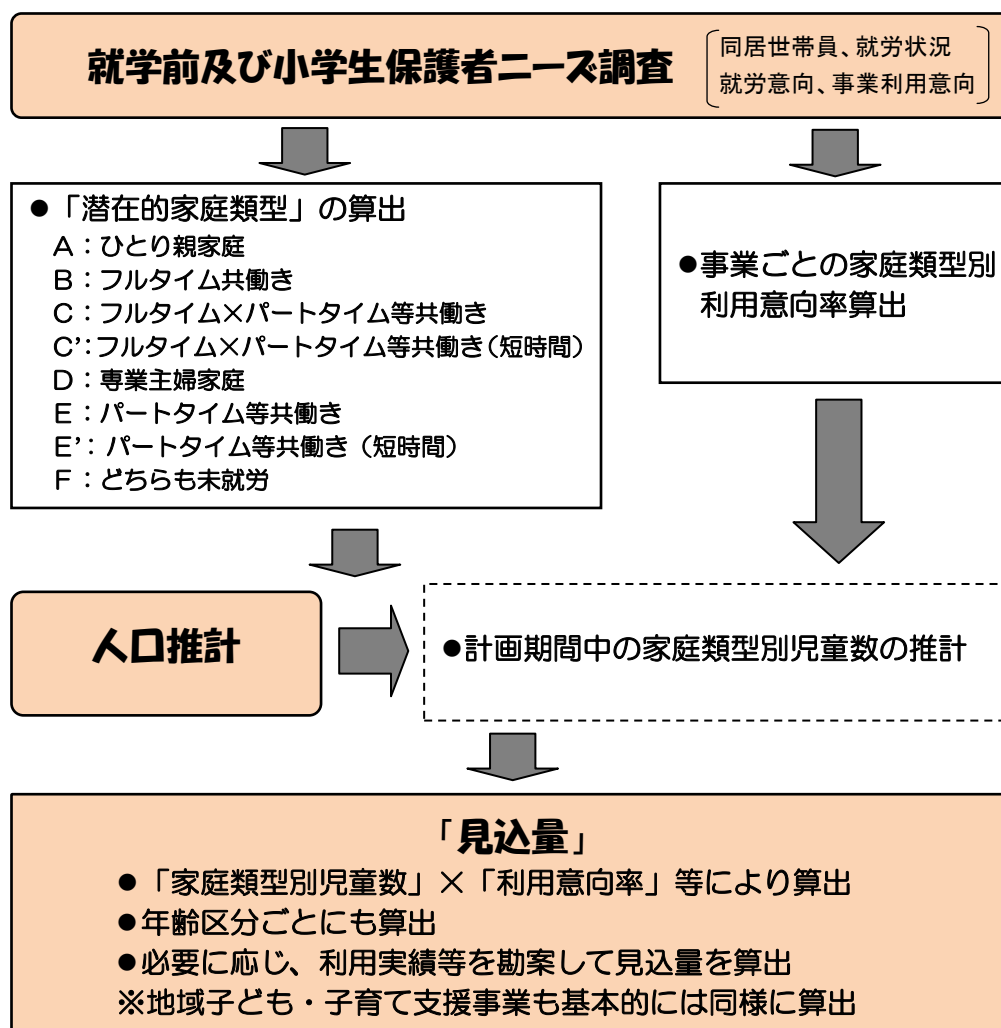
## 4 乳幼児期の教育・保育の見込量と確保方策

### ① 教育・保育の見込量設定の考え方

教育・保育の見込量設定については、次の点を基本とします。

- 1) ニーズ調査結果から、就労状況等世帯の状況と就労意向、教育・保育事業の利用状況や利用意向を踏まえ、国の算出マニュアルに基づくニーズ量を基本としますが、保護者の就労現況や育児休業の取得状況、利用実績等を踏まえ、見込量を設定します。
- 2) 一方で、育児休業満了時には希望する教育・保育施設が円滑に利用できるようにするとともに、保護者の就労による保育が必要な条件のみならず、育児休業中の兄弟姉妹の預かり、保護者の学習、求職中の預かり等も踏まえた見込量を設定します。

#### ■見込量設定のフロー





② 教育の実施／幼稚園・認定こども園（幼稚園部）

**【現況】**

対 象：就学前児童（1号認定/3～5歳、2号認定/3～5歳）  
 施 設 数：市内幼稚園5園（公立3園、私立2園）・市内認定こども園1園（私立）・  
 その他市外施設

■幼稚園の利用園児数の推移

項 目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
園児童数(人)	950	948	872	854	771	
内訳(人)	3歳	224	240	193	328	174
	4歳	348	365	332	307	299
	5歳	378	343	347	219	298

注)平成26年度実績は5月1日現在



■幼稚園・認定こども園（幼稚園部）の見込量と確保方策

認定区分(年齢)	実績	計画期間				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定(3～5歳)(人)	771	675	669	641	643	609
教育利用希望の2号(人)		126	123	117	120	112
合計(人)	771	801	792	758	763	721
確保方策(人)		1,013	1,082	1,092	1,088	1,092

注)平成26年度実績は5月1日現在

**【確保方策】**

○計画期間中に認定区分ごとの確保方策の値が量の見込みを上回るように算定しました。算定にあたっては、既存の幼稚園・認定こども園に加え、今後認定こども園に移行予定である施設の見込数も一定数確保することとして積算を行いました。

### ③ 保育の実施／保育所・認定こども園（保育所部）

#### 【現況】

対 象：就学前児童（3号保育認定/0～2歳、2号保育認定/3～5歳）  
 施 設 数：保育所7園（公立1園、私立6園）、認定こども園1か所（私立）

#### ■保育所・認定こども園の園児数の推移

項 目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
園児童数(人)	968	965	986	993	1,021	
内訳(人)	0歳	100	110	103	108	105
	1～2歳	321	324	330	334	340
	3～5歳	547	531	553	551	576

注)平成26年度実績は12月2日現在



#### ■保育所・認定こども園（保育所部）の見込量と確保方策

認定区分(年齢)	実績	計画期間				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3号認定(0歳)(人)	105	121	116	113	110	107
3号認定(1・2歳)(人)	340	384	364	355	344	335
2号認定(3～5歳)(人)	576	501	493	478	476	453
合計	1,021	1,006	973	946	930	895
確保方策(人)		1,262	1,264	1,245	1,239	1,236
3号認定(0歳)(人)		127	128	123	123	123
うち特定教育・保育(人)		122	123	118	118	118
うち小規模保育(人)		5	5	5	5	5
3号認定(1・2歳)(人)		438	440	437	433	433
うち特定教育・保育(人)		428	430	427	423	423
うち小規模保育(人)		10	10	10	10	10
2号認定(3～5歳)(人)		697	696	685	683	680

注)平成26年度実績は12月2日現在

#### 【確保方策】

○計画期間中に認定区分ごとの確保方策の値が量の見込みを上回るように算定しました。算定にあたっては、既存の保育所・認定こども園に加え、今後認定こども園に移行予定である施設や地域型保育の見込数も一定数確保することとして積算を行いました。

## 5 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

### ① 利用者支援事業

#### 【事業内容】

対 象：就学前児童（0～5歳）をもつ保護者  
 内 容：公立保育所1園、私立保育園1園に開設しています。相談・援助などの活動を行っています。

#### ■利用者支援事業の確保方策

項目	実績	計画期間				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込量(か所)	2	2	2	2	2	2
確保方策 施設数(か所)		2	2	2	2	2

#### 【確保方策】

○利用者が多様な子育て支援サービスの中から適切なものを選択できるよう、教育・保育施設や地域の子育て支援サービスの利用に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭からの相談に応じます。

## ② 時間外（延長）保育事業

### 【事業内容】

対 象：2号認定（3歳～5歳）及び3号認定（0歳～2歳）の乳幼児  
 内 容：保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間に、保育所・認定こども園等で保育を行います。

### ■時間外（延長）保育の利用児童数の推移

項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)
利用児童数(人)	480	671	600



### ■時間外（延長）保育事業の見込量（利用実人数）

項 目	実績(見込)	計画期間				
	平 成 26年度	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	平 成 31年度
見込量(人)	600	582	558	540	516	504
確保方策(人)		680	680	680	680	680
施設数	8	10	10	10	10	10

### 【確保方策】

○保育標準時間は1日11時間、保育短時間は1日8時間を超える利用について、延長保育事業が適用されます。量に見合った事業量を確保します。

③ 放課後児童健全育成事業（あおぞら児童会）

<b>【事業内容】</b>	
対 象：	小学校1年生から3年生まで
内 容：	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、遊びや生活の場を提供して、児童の安全と心身の健全な育成を図ります。 市内7小学校（11クラス）で実施
利用時間：	平日 放課後～午後6時 土曜日や夏休み等長期休業 午前8時30分～午後6時

■放課後児童健全育成事業（あおぞら児童会）の登録児童数の推移

項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)
登録児童数(人)	429	428	430



■児童健全育成事業（あおぞら児童会）の見込量と確保方策

項 目	実績(見込)	計画期間				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1～3年生(人)	430	516	503	485	453	448
4～6年生(人)		186	181	174	163	161
合計	430	702	684	659	616	609
確保方策		702	702	702	702	702
施設数(か所)	7	7	7	7	7	7

<b>【確保方策】</b>	
○平成27年度より小学校4年生から6年生までの児童も利用できるよう、クラスの増加を実施するとともに事業の充実を図ります。	

#### ④ 子育て短期支援事業

##### 【事業内容】

内 容：ショートステイ事業・・・保護者の疾病疲労、その他の身体上、精神上又は環境上の理由により、家庭において子どもを養育することが一次的に困難になった場合、7日以内の短期間の養育を行う事業  
 トワイライトステイ事業・・・保護者の仕事等の理由で、平日の夜間又は休日に不在となり、帰宅が夜間になるなど家庭において子どもを養育することが一次的に困難になった場合、児童福祉施設で一時的に預かる事業

実施施設：ショートステイ事業は、泉大津市・岸和田市・和泉市内の児童養護施設及び乳児院の計6か所と契約して実施  
 トワイライトステイ事業は、岸和田市・和泉市内の児童養護施設3か所と契約して実施

##### ■ショートステイ事業の利用者数等の推移

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)
件数(件)	9	16	7
利用者数(人)	13	27	10
延利用日数(人日)	60	104	50



##### ■子育て短期支援事業の見込量と確保方策

項目	実績(見込)	計画期間				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ショートステイ(人日)	50	49	47	45	43	42
トワイライトステイ(人日)	0	0	0	0	0	0
確保方策 ショートステイ(人日)		150	150	150	150	150
トワイライトステイ(人日)		30	30	30	30	30
施設数(か所)	6	6	6	6	6	6

##### 【確保方策】

○本事業は、一時預かり事業と類似の事業ですが、児童養護施設において実施するなど、児童の一時的な保護という側面が強い事業です。子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）を活用して、ひとり親家庭の児童など要保護児童等に対する支援が的確にできるように努めます。

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

**【事業内容】**

対 象：生後4か月までの乳児  
 内 容：生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

■訪問件数の推移

項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)
件数(件)	469	452	450



■乳児家庭全戸訪問事業の見込量と確保方策

項 目	実績(見込)	計画期間				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込量(確保方策)(件)	450	453	436	423	412	403

**【確保方策】**

- 育児相談や子育てに関する情報提供のみならず、家庭の養育環境を把握することも本事業の目的であり、訪問の結果、支援が必要な家庭には養育支援訪問事業につなげるなど、継続的な支援に努めます。
- 母子健康手帳交付時に、本事業の周知に努めます。

⑥ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

**【事業内容】**

対 象：養育の支援が特に必要な家庭  
 内 容：養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うとともに、要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用しながら、当該家庭の適切な養育を支援します。

■養育支援訪問事業の見込量と確保方策

項 目	実績(見込)	計画期間				
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
見込量(確保方策)(人)	20	19	19	18	17	17

**【確保方策】**

- 乳児家庭全戸訪問事業をはじめ、母子保健事業、要保護児童対策地域協議会など、様々な経路を通じて、本事業による支援を必要としている対象家庭の把握と訪問相談に努めます。
- 児童虐待の発生の予防、早期発見・早期対応を図るため、「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」の調整機関やネットワークを構成する関係機関の職員の専門性の資質向上及びネットワーク強化するとともに、養育支援訪問事業と連携します。



⑦ 地域子育て支援拠点事業

**【事業内容】**

対 象：就学前児童（0～5歳）及びその保護者  
 内 容：公立保育所1園、私立保育所2園で地域子育て支援センターを開設しています。また、各保育所、認定こども園でも「園庭開放」や「育児教室」等、各公立幼稚園では未就園児と3歳児を対象とした「親子見学会」等を実施し、地域の子育て家庭を支援しています。また、各子育て関連施設のサービス内容やイベント等を把握し、「高石市あそびカレンダー」を発行し、ホームページ「たかいし子育てねっと」でイベント情報や子育て支援情報を配信しています。

■地域子育て支援拠点事業の利用状況

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)
延利用回数(人回)	16,735	18,970	19,000



■地域子育て支援拠点事業の見込量と確保方策

項目	実績(見込)	計画期間				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込量(人回)	19,000	18,430	17,670	17,100	16,430	15,960
確保方策 施設数(か所)	3	3	3	3	3	3

**【確保方策】**

○既存の子育て支援拠点（地域子育て支援センター）を活用し、家庭保育の保護者及びその子どもに対して、子育て相談や子育て関連情報の提供や交流の場の提供等を行います。

## ⑧ 一時預かり事業

### 【事業内容】

対 象：1号認定及び2号認定（3歳～5歳）、その他0～5歳の乳幼児  
 内 容：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、幼稚園、保育所、認定こども園、ファミリー・サポート・センター事業、トワイライトステイなどの子育て関連事業において、一時的に預かり、必要な保護を行います。

### ■幼稚園における預かり保育の見込量と確保方策

項目	実績	計画期間				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定(人日)		1,083	1,070	1,031	1,028	976
2号認定(人日)		13,000	12,844	12,374	12,347	11,720
合計(見込)		14,083	13,914	13,405	13,375	12,696
確保方策延人数(人日)		14,083	14,083	14,083	14,083	14,083
施設数(か所)	3	3	3	3	3	3

### ■幼稚園における在園児対象の預かり保育以外の一時預かりの見込量と確保方策

項目	実績(見込)	計画期間				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込量延人数(人日)	1,771	1,713	1,659	1,608	1,583	1,521
一時預かり見込量(人日)	1,582	1,530	1,482	1,436	1,414	1,359
ファミサポ見込量(人日)	189	183	177	172	169	162
確保方策合計延人数(人日)		1,801	1,801	1,801	1,801	1,801
一時預かり確保方策		1,582	1,582	1,582	1,582	1,582
施設数(か所)	4	4	4	4	4	4
ファミサポ確保方策	189	189	189	189	189	189
トワイライトステイ	0	30	30	30	30	30
施設数(か所)	3	3	3	3	3	3

### 【確保方策】

○幼稚園での預かり保育や在園児の一時預かり等の今後の利用ニーズを見極めながら、既存施設での受け入れの対応を図ります。

○子育てに関する多様なニーズに対応するため、保育所、幼稚園、認定こども園、ファミリー・サポート・センター事業、トワイライトステイなどの子育て関連事業のサービス内容を把握し、必要に応じて効果的に組み合わせ情報提供できるよう、コーディネート機能を強化します。

⑨ 病児・病後児保育事業

**【事業内容】**

対 象：事業実施保育所、認定こども園に通園する子ども  
 内 容：子どもが病気の際に、就労している等で保護者の保育が困難な場合に、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応並びに病気の児童の自宅に訪問する事業



■ 病児・病後児保育事業の見込量と確保方策

項 目	実績	計画期間				
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
延人数(人日)		3,253	3,152	3,054	3,007	2,890
確保方策合計 延人数(人日)		2,500	3,200	3,200	3,200	3,200
うち病児・病後児対応型等		0	700	700	700	700
事業所数(か所)		0	1	1	1	1
うち体調不良児対応型		2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
施設数(か所)	8	10	10	10	10	10

**【確保方策】**

- 体調不良児対応型の保育については、平成27年度すべての市内施設で実施する予定。
- 子どもが病気の際に、就労等の都合により保護者の保育が困難な場合、病院等において子どもを一時的に保育する又は子どもの自宅に訪問し保育する事業において、1事業の実施をめざします。

⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

**【事業内容】**

対 象：依頼会員は、幼児期から小学生等の子どもを養育している保護者で、市内に在住又は在勤の人が対象  
 内 容：育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（提供会員）が会員となって、育児について助け合う会員組織です。

■ファミリー・サポート・センター事業の利用状況

項 目		平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
利用状況 （人日）	乳幼児	100	189	189
	小学生	1,064	885	885

注）平成26年度は見込



■小学生のファミリー・サポート・センター事業の見込量と確保方策

項 目	実績（見込）	計画期間				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
延人数（人日）	885	856	829	803	791	760
確保方策 延人数（人日）		885	885	885	885	885

※乳幼児については⑧一時預かり事業を参照

**【確保方策】**

○依頼会員と提供会員の確保のため、市広報・ホームページ等の活用や、幼稚園、保育所、認定こども園といった教育・保育施設や、地域子育て支援センター、親子サロンなどの地域子ども・子育て支援事業をはじめ、自治会での口コミなど様々な媒体を活用して周知を図ります。

○提供会員に対する研修の実施により質の向上をめざします。

## ⑪ 妊婦に対して健康診査を実施する事業

**【事業内容】**

対 象：妊娠届出者  
内 容：妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査用受診券を発行します。

## ■妊婦健康診査事業の見込量と確保方策

項 目	実績(見込)	計画期間				
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
見込量(確保方策)(人回)	5,700	5,529	5,301	5,130	4,902	4,788

**【確保方策】**

○妊婦健康診査に関する公費負担を引き続き行い、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図ることができるように支援します。

## ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

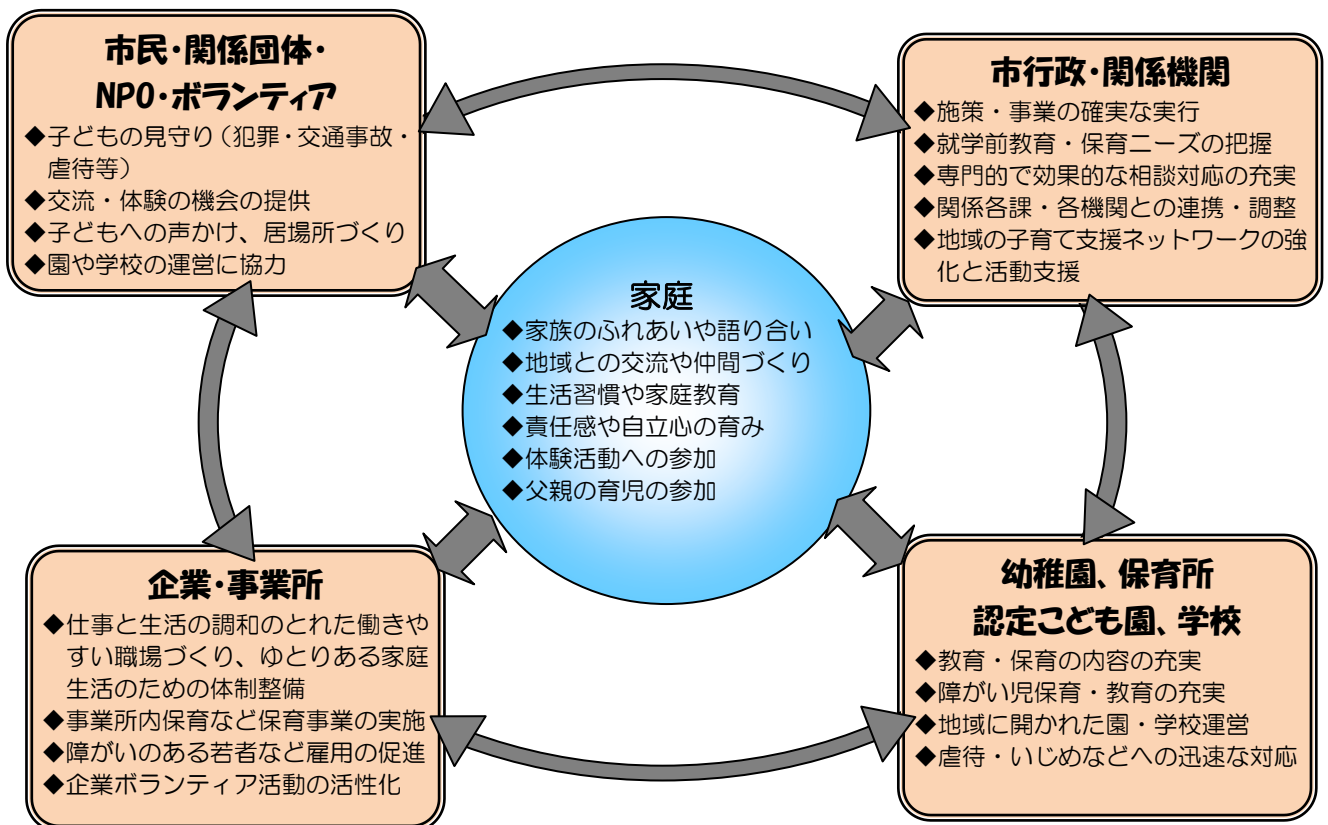
## ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

本事業は、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

## 第6章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

本計画の基本理念である「ひとにやさしい育みのまち高石」を実現するため、地域社会全体で子育て家庭の見守り、支援に取り組んでいきます。



### 2 計画の進行管理

本計画（Plan）を総合的・効果的に推進するため、計画の実施（Do）状況の把握・点検（Check）改善（Action）を行うPDCAサイクルに基づき、進捗状況を管理していきます。事業の進捗状況の管理・評価にあたっては、利用者の視点に立ち、関係部局、関係団体などと連携を図りながら、個別事業に加え、計画全体の成果についても点検・評価・公表し、施策の改善につなげます。

また、子育て家庭の取り巻く環境、経済、社会情勢、国の施策動向等、様々な状況の変化に柔軟に対応できるよう、市民ニーズの変化や国における新たな施策等を適切に把握し、必要に応じ、適宜見直しを行います。

## 資料編

## 1 計画の策定経過

## ■計画の策定経過

年月日	事項	内容
平成25年 11月25日	第1回 高石市子ども・子育て会議	(1) 子ども・子育て支援新制度及び子ども・子育て支援事業計画について (2) ニーズ調査について (3) その他
平成25年 12月13日 平成26年 ～1月下旬	高石市子ども・子育て支援新制度に関するニーズ調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内在住の就学前の子どものいるすべての世帯を対象に、郵送により配布・回収</li> <li>●市内在住の小学生のいる世帯で、各小学校の各学年1クラスを対象に、小学校を通じて配布・回収</li> <li>●配布数：就学前子どものいる保護者2,498件 小学生のいる保護者1,320件</li> <li>回収数：就学前子どものいる保護者912件 小学生のいる保護者1,107件</li> <li>回収率：就学前子どものいる保護者36.5% 小学生のいる保護者83.9%</li> </ul>
平成26年 3月19日	第2回 高石市子ども・子育て会議	(1) 高石市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果の概要について (2) その他
6月2日	第3回 高石市子ども・子育て会議	(1) 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みについて (2) 新制度に基づく基準条例について (3) その他
8月28日	第4回 高石市子ども・子育て会議	(1) 子ども・子育て支援新制度に係る見込量について (2) 教育・保育の確保方策について (3) 3条例の市の考え方について (4) 利用者負担について (5) ニーズ調査における自由意見について (6) その他
平成27年 2月13日	第5回 高石市子ども・子育て会議	(1) 高石市子ども・子育て支援事業計画（案）について (2) その他
2月16日 ～3月2日	パブリックコメント実施	●本計画について、市民の意見を広く募集するため、広報、ホームページにて周知を行い、計22名の皆様からご意見をいただきました。

## 2 高石市子ども・子育て会議条例

平成25年10月3日

条例第20号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、高石市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 会議は、前項に規定する事務に関し、市長及び教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 児童福祉又は学校教育の関係者
- (3) 公共的団体の関係者
- (4) 市民のうちから委員として市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は、失職するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長各1人を置き、会長は委員の互選により、副会長は会長の指名によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。ただし、議事の手続きその他会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。



## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

## (委員の任期の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

## (高石市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

3 高石市報酬及び費用弁償条例（昭和27年高石町条例第113号）の一部を次のように改正する。

別表第1 保健医療福祉審議会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	// 9,000円
-------------	-----------

### 3 高石市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略、順不同)

所属・役職等	氏名	備考
学識経験者	畠中宗一	会長
	中西利恵	副会長
	清水益治	
公立保育所所長	倉本富美子	
私立保育園園長	水野多津子	
公立幼稚園園長	初田さちみ	
私立幼稚園園長	奥野福枝	
公立小学校校長	磯部浩明	
民生委員・児童委員協議会	山崎雅雄	
社会福祉協議会	園田勝	
事業者	隈元英輔	
保護者	能宗あずさ	
	中谷智美	
	倉田美奈子	
	東野悦子	

## 4 用語の説明

### ア行

#### 【ICT】

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略、コンピュータ技術の活用。

#### 【生きる力】

文部科学省では、平成14年度から実施してきた学習指導要領で「生きる力」を育むことを理念にしていますが、平成22年度からの小・中学校及び特別支援学校の新学習指導要領では、子どもたちの「生きる力」をより一層育むことをめざし、「生きる力」とは知・徳・体のバランスのとれた力とし、それぞれの意味を次のように規定しています。

知（確かな学力）：基礎・基本を確実に身に付け、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力

徳（豊かな人間性）：自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心等

体（健康・体力）：たくましく生きるための健康や体力

#### 【育児休業、育児・介護休業法】

育児休業とは、労働者がその子を養育するために行う休業のことで、育児・介護休業法とは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成4年4月施行）のことです。この法律は、育児や介護を行う労働者が職業生活と家庭生活を両立できるように支援することを目的としており、労働者は申し出により育児（介護）休業を取得できることや、休業の申し出や取得を理由とする不利益な取扱いの禁止等が盛り込まれています。また、平成21年には子育て中の短時間勤務制度の義務化や残業免除の義務化、子どもの看護休暇の拡充等を内容とする法改正が行われています。

#### 【1校1実践】

子どもの体力向上を目的として、学校ごと、又は校区の小・中学校において発達段階に応じた共通の取組（例えば、「マラソン朝会やなわとび朝会」）を計画し、実践する。

#### 【インクルーシブ教育】

障がいの有無にかかわらず共に学ぶことを通して、共生社会の実現に貢献しようという考え方を基本に、障がい者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供される等が必要とされている。

#### 【オレンジリボン・キャンペーン】

子どもへの虐待をなくしたいという気持ちを込めて、オレンジ色のリボンを広める市民活動です。リボンには、子ども虐待の現状を広く知らせ、子ども虐待を防止し、虐待を受けた子どもが幸福になれるようにという気持ちが込められています。国では毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定めています。

## 力行

### 【キャリア教育】

キャリア（経験）を活かして、現在や将来を見据えることなどを主眼として行われる教育のこと。

### 【合計特殊出生率】

15歳から49歳の女性の年齢別出生率の合計のことで、一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当します。

### 【コミュニケーション能力】

自分の伝えたい内容を相手の反応から言葉を選びつつ正確に受取られるように工夫して発信することのできる力と、相手から発せられた表現を正確に受取るとともに、その奥にある思いや考えを解釈し、反応しながら受取ることのできる力のことをいいます。

### 【コミュニティ・スクール】

平成16年9月から、新しい公立学校運営の仕組みとしてコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が導入されました。コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民の声を学校運営に直接反映させ、保護者・地域・学校・教育委員会が一体となってより良い学校を作り上げていくことをめざすものです。コミュニティ・スクールの設置については、保護者や地域住民の意向やニーズを踏まえて、学校を設置する教育委員会が決定します。

## サ行

### 【事業主の特例認定制度の創設】

現行法では、行動計画を策定・届出し、一定の要件を満たすと、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。今回の改正は、このくるみん認定を受けた企業のうち、特に次世代育成支援対策の実施状況が優良な企業に対する新たな認定（特例認定）制度が創設されます。認定企業になると、建物等の割増償却を受けられる税制上の優遇措置（くるみん税制）の適用を受けることができます。特例認定を受けた場合、行動計画の策定・届出に代わり、次世代育成支援対策の実施状況を公表していただくこととなります。

### 【仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）】

性別や年齢に関係なく、仕事と生活全般（家庭生活だけでなく、地域活動やボランティア、趣味、学習などの様々な活動を含みます）のバランスをとろうとする考え方、又はバランスがとれた状態のことをいいます。この実現は、働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会をつくり、一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになることです。これは少子化対策や労働市場改革にとどまらず、人々の生き方、ひいては社会のあり方に関わる重要な課題です。平成19年12月、関係閣僚、経済界・労働界・地方の代表等の合意のもと、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、めざすべき社会の姿や、企業・働く方・国・地方公共団体が果たすべき役割等が具体的に示されました。

**【次世代育成支援対策推進法、改正次世代育成支援対策推進法】**

平成15年7月に成立・公布されました。日本における急速な少子化の進行と家庭や地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を進めるため、国が定める指針に即して自治体や企業が行動計画を策定し、10年間の集中的・計画的な取組を推進することとされました。平成20年の法改正では、国の指針における基本的視点に「仕事と生活の調和の実現の視点」が追加されたほか、行動計画を策定しなければならない企業の対象範囲が拡大されました。

平成26年4月23日に公布された「改正次世代育成支援対策推進法」の主な改正事項は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向け、次世代育成支援対策推進法の有効期限を平成37年3月31日まで10年間延長することや、一般事業主行動計画の策定・届出義務に係る特例措置の創設、母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充、児童扶養手当と年金調整の見直し等となっています。

**【次代の親】**

平成15年に公布された「次世代育成支援対策推進法」では、市町村行動計画の策定を義務づけていましたが、その策定指針において示された8つの基本的視点の1つに「次代の親づくりの視点」があり、その内容は、「子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めることが必要である。」としています。

**【児童虐待】**

平成12年5月に公布、11月に施行された「児童虐待の防止等に関する法律」では、児童虐待の定義を児童に対する①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト（放置、保護の怠慢）、④心理的虐待を加えること、としています。同法は平成16年4月に改正され、①保護者以外の同居人による虐待行為も保護者のネグレクトの一類型として含まれること、②児童の目の前でドメスティック・バイオレンス（配偶者や恋人など身近な人から受ける暴力）が行われること等、児童への被害が間接的なものについても含まれること、と見直し拡大されました。

さらに、平成20年4月改正法においては、①地方公共団体は重大な被害を受けた虐待事例の分析を行うこと、②市町村に対し通告児童の安全確認を行うことが義務化されたこと、③地方公共団体の機関は、市町村長、児童相談所長から児童虐待に係る児童、保護者の情報提供を求められた時は情報提供ができることが規定されました。

**【情報モラル】**

情報社会において、適正な活動を行うための基になる考え方と態度のこと。

**【食育】**

一人ひとりが生涯を通じた健全な食生活を実現し、食文化の継承や健康の確保等が図れるよう、食に関する様々な知識や食を選択する判断力を身に付けるための学習等の取組のこと。

**【スクールカウンセラー】**

児童・生徒の心の悩みに対応することを目的とする専門家の総称。

## 夕行

### 【高石型小中連携教育】

義務教育の9年間を通して継続的で一貫性のある指導を行うことが重要とされている中、いわゆる小中一貫校による施設一体型による連携教育を行うのではなく、現在ある中学校3校の校区を一つとして、市内の各地域の特色を生かし、小学校と中学校が一緒になって地域の子どもたちを育てていく連携教育の取組のこと。

### 【高石市学力向上大作戦】

平成25年度の全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、市内10小・中学校において、各校が学力向上のための取組を掲げて実践展開していく名称。従来から、学力向上については、各学校で課題を検証し改善に向けた取組を行ってきたが、平成26年度以降、市内全公立小・中学校でプランニングを公開し取組を展開することから、「学力向上大作戦」という名称を掲げた。

### 【第三者評価】

事業者や利用者以外の第三者の多様な評価機関が、事業者と契約を締結し、専門的かつ客観的な立場からサービスの評価を行うもの。利用者のサービスの意向を把握するための「利用者評価」とサービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメント力を把握するための「事業評価」があります。結果をわかりやすく公表することにより、利用者は様々なサービスを比較し選択することができます。また事業者も、自らのサービスのレベルや事業経営の課題等を把握することができます。

### 【地域の教育力】

地域の教育力とは、行政をはじめ家庭、学校、地域団体、NPO・ボランティア等地域の様々な主体が、資源を活用するとともに、連携・協力により、子どもたちが学び、遊び、体験等を通して、社会性や規範、体力、コミュニケーション能力等を育てられるよう取り組む活動等のことです。

### 【適応指導教室】

長期欠席をしている不登校の児童・生徒を対象に、教育研究センター内で学習の援助をしながら、本籍校に復帰できることを目標に運営している教室。

## 八行

### 【発達障害】

「発達障害者支援法」上の定義では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」としています。

自閉症：「言葉の発達の遅れ」「コミュニケーションの障がい」「対人関係・社会性の障がい」「パターン化した行動、こだわり」などの特徴を持つ障がい。自閉症の人の半

数以上は知的障がいを伴いますが、知能に遅れがない高機能自閉症の人もいます。  
 アスペルガー症候群：広い意味での自閉症に含まれる一つのタイプで、「コミュニケーションの障がい」「対人関係・社会性の障がい」「パターン化した行動、興味・関心のかたより」があります。

注意欠陥多動性障がい：「集中できない（不注意）」「じっとしてられない（多動・多弁）」「考えるよりも先に動く（衝動的な行動）」などを特徴とする発達障がい。

学習障がい：全般的な知的発達に遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難を示す様々な状態をいいます。

### 【パブリックコメント】

行政機関が政策の立案等を行おうとする際に、その案を公表して広く意見を求め、これらについて提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う一連の手続きのことです。

### 【ブックスタート】

親が乳児を抱きながら絵本を読み聞かせて、親子関係を築くきっかけにしたり、子どもの情緒的な成長を促そうとするもので、乳幼児健診等において絵本をプレゼントし、その楽しさを知らせる活動です。

## マ行

### 【メンタルヘルス】（mental health）

精神面における健康のこと。心の健康、精神衛生、精神保健と称され、主に精神的な疲労、ストレス、悩みなどの軽減・緩和とそれへのサポートを指す。

## ヤ行

### 【要保護児童対策地域協議会】

虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、保護を必要とする子ども及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行います。平成16年の児童福祉法改正法で、地方公共団体は「要保護児童対策地域協議会」を置くことができると規定されました。

## ラ行

### 【ライフステージ】

人生の段階区分のこと。幼少年期、青年期、壮年期、高齢期等をいいます。また、母子保健では思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等ともいい、各期の区分は様々です。

### 【労働力人口】

15歳以上の労働可能な人口のうち、働く意思のある人たちをいいます。労働力人口は実際に働いている就業者と、実際には働いていないが働く意思を持って仕事を探している失業者の合計として定義されています。





## **高石市子ども・子育て支援事業計画**

平成27年3月

発行・編集 高石市 保健福祉部 子育て支援課

〒592-8585

大阪府高石市加茂4丁目1番1号

TEL：072-265-1001（代）

FAX：072-265-1015